

使用致本改正以後新に鉛白を使用して化粧品を製造することは禁止せられたり。而して鉛白を使用して製造したる化粧品は昭和九年一月三十一日以後之を販賣し又は販賣の目的を以て陳列若し貯蔵することを得ず。

第七項 防腐劑、漂白劑

防腐劑、漂白劑には販賣用飲食物の製造又は貯蔵の爲に之を使用するを(一)絶対に禁止せらるゝもの(昇汞、蒼鉛、銀等)(二)特に指定せられたる條件の下に許さるゝもの(亞硫酸、安息香酸等)及(三)放任せらるゝもの(飲食物の防腐劑又は漂白劑として地方長官の許可を受けたるものを許可を受けたる用法、用量の範圍内に於て使用する場合又は食鹽、砂糖、酢、アルコール、蕃椒其の他調味を主とする物品を使用する場合)あり。禁止の防腐劑、漂白劑を使用し又は指定の條件に違反し若し許可の範圍を越えて防腐劑、漂白劑を使用したる飲食物は之を販賣し又は販賣の目的を以て運搬、陳列若し貯蔵することを得ず。(飲食物防腐劑漂白劑取締規則一條)但し清酒の製造又は貯蔵に關し一定の限度内に於て「サチール」酸を使用すること及之を使用したる清酒を販賣陳列又は貯蔵することは當分の内認めらるゝところなり。(清酒ノ製造又ハ貯蔵ニ關シ飲食物防腐劑漂白劑取締規則ヲ適用セザル件大正三年一月内務省令二九號)

飲食物の防腐劑又は漂白劑を發賣せんとする者は營業所所在地の地方長官の許可を受けることを要し、其の容器又は被包には其の氏名又は商號、主たる營業所所在地、用法並用量を明記することを要す。(同規則二條、四條)地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは防腐劑、漂白劑の使用の許可を受けたる者又は其の發賣の許可を受けたる者に對し其の許可事項の変更を命ずることを得べし。(同規則五條)

第八項 「メチールアルコール」(木精)

「メチールアルコール」を含有する飲食物は之を販賣し又は販賣の目的を以て製造、陳列若し貯蔵することを得ず。「メチールアルコール」又は其の混和物品には其の容器に「メチールアルコール」又は「メチールアルコール混和」の文字を明記するに非ざれば之を販賣し又は販賣の目的を以て陳列若し貯蔵することを得ず。(メチールアルコール取締規則一條、二條)「メチールアルコール」の製造者、輸入者又は販賣者は帳簿を備へ其の製造高、受入高、譲渡高等其の收支狀況を記載することを要す。(同規則三條)

第二款 屠場

屠場に關しては屠場法(明治三十九年四月法律三三號)同法施行規則(同年六月内務省令一六號)及屠場の構造設備標準(同年同月内務省令一七號)あり。

一 屠場及其の設立 屠場とは食用に供する目的を以て獸畜(牛、羊、豚及馬)を屠殺する場屋を謂ふ。屠場の設立には私設たる市町村立たることを問はず地方長官の許可を要す。市町村に於て屠場を設立するときは地方長官は必要と認むる地區内に於ける私設屠場の廢止を命ずることを得。又内務大臣は必要と認むるときは屠場の設置を市町村に命ずることを得べし。(同法一條、二條、六條、八條)(註一)(註二)

註一 屠場の位置は獸畜の搬入、屠内の搬出並排水に便にして左の地域外たることを要す。(一)離宮、御用邸又は御殿基より五町以内の地(二)社寺、學校、病院、公園又は水道水源より二町以内の地(三)以上の外地方長官に於て風致上若し公衆及獸畜の衛生上不適當と認めたる地。(屠場ノ構造設備標準)

註二 屠場には(一)繋留場(二)生體検査場(三)屠室(四)検査室(五)血液溜(六)汚水溜(七)消毒所(八)隔離所を設くることを要す。(屠場ノ構造設備標準)

二 屠殺其の他の制限 獸肉販賣業者、旅店其の他の營業者に非ざるものゝ自家用屠殺、切迫屠殺、船舶航行中の屠殺

二 等の場合を除くの外屠場以外に於て食用に供する目的を以て獸畜を屠殺解體することを得ず。屠場に於て屠殺する場合には屠畜検査員の生體検査を受けることを要す。屠畜検査員は獸畜が疾病に罹り食用に供すべからずと認めたるときは屠殺を禁止角又は前蹄若は臀部に禁字を烙印すべく、其の傳染病なる場合は直に隔離せしめ清潔方法、消毒方法を施行せしむべきものとす。屠肉、肉臘其の他食用に供する部分は更に屠畜検査員の検査を経るに非ざれば屠場外に搬出し又は製造の用に供し若は貯蔵することを得ざるものとせらる。同法三條、四條、同規則三條、九條、二二條(註一)屠畜解體を爲す者は屠場主、屠畜業者又は其の使用人たるを問はず、結核、癩、梅毒又は傳染性皮膚病に罹れる者に非ざることとを要す。(同規則八條)

地方長官は食用に供すべからずと認めたる屠肉、肉臘、其の他の部分に關し飲食物其の他の物品の取締に關する法律第一條の處分を爲すことを得る外必要と認めるときは屠場設備の變更を命じ又衛生上危害を生じ其の他公益を害するの虞ありと認めるときは屠場の廢止を命じ又は其の使用を停止することを得べし。(同法二二條、二二條同規則一三條(註二))

註一 屠場法第三條の規定は食用に供すべき獸肉に關し衛生上取締の爲に設けられたものなれば食用に供する以外の目的を以て獸畜を屠殺し又は解體する行爲に付ては別に地方警察令を以て取締るの外なし。

註二 屠畜取締に關する費用は北海道地方費又は府縣の負擔とす。但し道廳府縣は検査手数料を徴收し其の收入と爲すことを得。(屠畜取締ノ費用負擔及検査手数料ニ關スル件、一條、二條、三條)

第三款 輪移入食肉

食肉とは食用に供する牛、山羊、山羊、豚及鳥の販賣用生肉を謂ひ、其の輪移入に關しては食肉輪移入取締規則(昭和二年一月内務省令四號)あり。

食肉は屠畜検査を経たることを證する輸出官憲(支那に在りては在支帝國官憲)又は移出地官憲の證明書並肉面に獸種及屠殺年月日を明示したる屠畜検査員の検印あるものにして地方長官の検査に合格したるものに非ざれば輸入又は移入することを不得。輪移入食肉の検査は大阪、横濱、神戸、長崎、鹿原、教賀、下關、門司、宇品に於て之を施行す。(同規則一條、二條、同規則二條、同規則三條、同規則四條、同規則五條、同規則六條、同規則七條、同規則八條、同規則九條、同規則十條、同規則十一條、同規則十二條、同規則十三條、同規則十四條、同規則十五條、同規則十六條、同規則十七條、同規則十八條、同規則十九條、同規則二十條、同規則二十一條、同規則二十二條、同規則二十三條、同規則二十四條、同規則二十五條、同規則二十六條、同規則二十七條、同規則二十八條、同規則二十九條、同規則三十條、同規則三十一條、同規則三十二條、同規則三十三條、同規則三十四條、同規則三十五條、同規則三十六條、同規則三十七條、同規則三十八條、同規則三十九條、同規則四十條、同規則四十一條、同規則四十二條、同規則四十三條、同規則四十四條、同規則四十五條、同規則四十六條、同規則四十七條、同規則四十八條、同規則四十九條、同規則五十條、同規則五十一條、同規則五十二條、同規則五十三條、同規則五十四條、同規則五十五條、同規則五十六條、同規則五十七條、同規則五十八條、同規則五十九條、同規則六十條、同規則六十一條、同規則六十二條、同規則六十三條、同規則六十四條、同規則六十五條、同規則六十六條、同規則六十七條、同規則六十八條、同規則六十九條、同規則七十條、同規則七十一條、同規則七十二條、同規則七十三條、同規則七十四條、同規則七十五條、同規則七十六條、同規則七十七條、同規則七十八條、同規則七十九條、同規則八十條、同規則八十一條、同規則八十二條、同規則八十三條、同規則八十四條、同規則八十五條、同規則八十六條、同規則八十七條、同規則八十八條、同規則八十九條、同規則九十條、同規則九十一條、同規則九十二條、同規則九十三條、同規則九十四條、同規則九十五條、同規則九十六條、同規則九十七條、同規則九十八條、同規則九十九條、同規則百條)

第四款 汚物掃除

市内の清潔を保持する爲に汚物掃除法(明治三十三年三月法律三一號)及同施行規則(同月内務省令五號)の規定あり。(註)

註 地方長官は區、町、村、町村制を施行せざる地方に在りては町村に準ずべき地又は其の一部を指定して汚物掃除法の全部又は一部を準用することを得。(同法附則一一條)

一 占有者所有者等の義務 市内の土地の占有者は其の地域内の汚物(註一)を掃除し清潔を保持するの義務を負ふ。建築物の所有者又は建物なき土地の所有者は其の土地の清潔保持の爲必要なる溝渠を築造し修繕することを要す。掃除義務者は覆蓋ある容器を備へ、掃除したる塵芥は其の容器に、汚泥は適當の容器に蒐集すべく、溝渠の汚水は原則として之を公共溝渠又は適當の場所に排泄することを要す。(同法一條、同規則二條乃至四條)

(地方長官の指定したるものを除く)又は河川、運河、池沼等公共の用に供する水面に之を放流することを不得。(同規則四條ノ二)(註二)

註一 汚物とは塵芥、汚泥、汚水及尿尿を謂ふ。(同規則一一條)

註二 下水道、河川等に尿尿を放流したる者は同規則第一七條に依り百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處せらるると

遺、之因より汚物排除法の適用区域内に於ける場合に限らる。同法の適用区域外に於て同様の行爲ありたる場合には警察犯處罰令第三條第一〇號、刑法第一五章等の規定に依り取締るの外なるべし。

二 市の義務 市は別段の義務者ある場合を除くの外其の区域内の汚物を排除し清潔を保持すべく又掃除義務者の蒐集したる汚物を一定の場所に運搬し塵芥は特別の事由に依り地方長官の認可を受けたる場合を除くの外之を焼却することヲ要する外、公共清潔を繕造し修繕すべき義務を負ふ。(同法二條、同法四五條、六條)以上の外市は掃除の施行及其の實況を監視せしむる爲監視吏員を置くことを要す。掃除監視吏員は私人に於て履行すべき事項を履行せず又は其の履行を不充分と認むるときは之を戒告し代執行を爲すことを得べし。(同法五條乃至七條)

第五款 墓地及埋葬

墓地及埋葬に關しては墓地及埋葬取締規則、同施行細目標準あり。

墓地及埋葬に關する警察上の制限は一般衛生警察上の目的のみならず、假死者埋葬の危険を防ぎ犯罪隠蔽を防止するの目的に出づるものとす。以上の目的の爲に(一)墓地又は火葬場は地方長官の許可したる區域に限られ其の取締は警察署長之に任じ其の新設は地方長官の許可を要すべきものとせられ且墓地及火葬場には必ず管理者を置くべきものとせらる。(同法二條、二條、同法四條第一條、九條)(註一)(二)死體は傳染病患者の死體の如く特別の場合(傳染病預防法二條二項)を除くの外死後二十四時間を経過し且醫師の死亡證書又は檢察書若しくは死産證書(妊娠四月以上の死胎に係るとき)等を差出し市町村長の認許を得るに非ざれば埋葬又は火葬を爲すことを禁止せられ、改葬には警察署長の許可を受くべきものとせらる。(同法三條、四條、同法四條第一條)(註二)(註三)

註一 墓地新設の許可は該土地に對する施設を伴ふ。故に明治二三年法律第一〇六號に所謂土木に關する事件に該當す。

(昭和五年六月行政裁判所實告)

註二 葬儀は寺堂若しくは家屋構内又は墓地若しくは火葬場に於て行ふことを要す。

註三 自己占有の場所内に死屍、死胎ありたる場合には速に警察官吏に申告すべく其の指揮なきに其の現場を變更したる者及人の死屍又は死胎を隠匿し又は他物に紛はしく擬装したる者に對しては警察犯處罰令の規定あり。(同法二條一〇條、三四條)

第五章 産業警察

産業警察とは經濟生活の秩序を維持するが爲の警察作用を謂ひ、商業警察、工業警察、原始産業警察を含む。

第一節 商業警察

商業警察とは大藏省の監督に屬する銀行業、貯蓄銀行業、信託業、無盡業及有價證券割賦販賣業、商工省の監督に屬する保險業、取引所、輸出生絲其の他の重要輸出品業及度量衡に關する營業等に對する警察作用を謂ふ。

第一款 銀行業

一 銀行 銀行とは業務として預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ營み又は爲替取引を爲す者を謂ふ。營業として預金の受入を爲す者は銀行と看做さる。銀行業を營まむとする者は大藏大臣の免許を受け、其の資本金東京大阪に本店又は支店を有する銀行に在りては二百萬圓、其の他に在りては百萬圓以上の株式會社なることを要す。(銀行法一

（注）

銀行を分つて普通銀行、特殊銀行の二とす。普通銀行とは銀行法の支配を受くるものを謂ひ、貯蓄銀行とは銀行法の適用を受くる外貯蓄銀行法の支配を受くるものを謂ふ。特殊銀行とは政府の特別の保護監督に従ふものにして日本銀行、日本銀行附屬法（一九〇五年太政官布告三三號）日本興業銀行（日本興業銀行法明治三三年法律七〇號）日本勸業銀行（日本勸業銀行法明治三九年法律八二號）農工銀行（農工銀行法明治三九年法律八三號）横濱正金銀行（横濱正金銀行法明治三〇年勅令二九號）北海道殖産銀行（北海道殖産銀行法明治三二年法律七六號）朝鮮銀行（朝鮮銀行法明治四四年法律四八號）臺灣銀行（臺灣銀行法明治三〇年法律三八號）を謂ふ。

二 銀行に對する制限 銀行は（一）其の商號中に銀行なる文字を用ふることを要し（銀行に非ざるものは銀行たることを示すべき文字を用ふることを得ず）（二）其の業務は擔保附社債信託法に依る擔保附社債に關する信託業、保護預り其の他銀行に附屬する業務に限定せられ（三）其の商號、資本金の変更、支店又は代理店の設置、本店營業所の位置の変更等は大藏大臣の認可を受くべく（四）代理店の出張所其他の従たる營業所又は復代理店を設けることを禁ぜられ（五）準備金は資本の總額に達する迄利益配當毎に利益の十分の一を積立つることを要し（六）其の營業年度毎に業務報告書及貸借對照表を作成して前者は之を大藏大臣に提出し後者は之を公告すべきものとす。（七）銀行の常務に從事する取締役又は支配人が他の会社の常務に從事せむるときは認可を受くべく（八）銀行の合併は認可を要し（九）預金の拂戻を停止するときは直に其の旨を公告し事由を具して大藏大臣に届出づべきものとす。（同法四條乃至一九條）

三 監督 銀行に對する監督は大藏大臣の權限に屬す。大藏大臣は銀行をして其の業務に關する報告を爲さしめ又は監督其の他の書類帳簿を提出せしめ若は部下の官吏にして其の業務及財産の状況を検査せしめ必要と認むるときは業務

の停止又は財産の供託を命じ其の他必要な命令を爲すことを得べく、銀行が法令、定款若は命令に違反し又は公益を害すべき行為を爲したるときは業務の停止若は取締役、監査役の改任を命じ又は營業の免許を取消すことを得。（同法二〇條乃至二三條）

第二款 貯蓄銀行業

一 貯蓄銀行 貯蓄銀行とは（一）複利の方法に依り預金を受入れ（二）同一十圓未満の金額を預金として受入れ（三）豫め拂戻の期限を定め定期に又は一定の期間内に於て數回に預金を受入れ（四）期限を定めて一定金額の給付を爲すことを約し定期に又は一定の期間内に於て數回に金額を受入るゝことを業務と爲すものを謂ふ。貯蓄銀行業を營むとする者は資本金五十萬圓以上の株式會社にして大藏大臣の免許を受けたる者なることを要す。（貯蓄銀行法一條乃至三條）

二 貯蓄銀行に對する制限 貯蓄銀行は（一）貯蓄銀行法に規定せざる業務を營むことを得ず。（二）毎半年末日現在に依り預金として受入れたる金額の三分の一以上の金額に相當する國債を供託することを要す。（三）其の資金の運用方法は制限せらる。（四）其の所有し又は貸付金若は預け金の擔保として受入るゝ一會社の株式は該會社の總株式の五分の一を超ゆることを得ず。一人に對する貸付金、不動産を抵當とする貸付金、一銀行に對する預け金及其の銀行の引受けたる手形の買入高の總額は制限せらる。（六）其の財産を以て債務を完済すること能はざるに至りたるときは預金に基く債務に付各取締役は連帶責任を有す。（同法六條、九條、一一條乃至一五條）（註）

三 監督 貯蓄銀行は大藏大臣の監督するところにして其の定款の変更、業務の種類又は方法の変更は其の認可を要す。大藏大臣必要と認むるときは業務の種類若は方法を制限し又は其の変更を命ずることを得。（同法一六條）（註）

貯蓄銀行業を営む者は其の納付すべき營業收益税額の二分の一を免除せらる。

第三款 信託業

一 信託業 信託業とは金銭、有價証券、金銭債權、動産、土地及其の定着物、地上權及土地の賃借權の信託の引受を業と爲す者を謂ふ。信託業を営むとする者は資本金百萬元以上の株式会社にして大蔵大臣の免許を受けることを要す。(同法一、二、三、四) 信託會社は其の商號中に信託なる文字を用うべく、信託會社に非ざるものは擔保附社債に關する信託業を営む者の外其の商號中に信託業者たることを示すべき文字を用うることを得ず。(同法三)

二 信託業に對する制限 信託會社は(一)其の業務を制限せられ其の業務は免許を受けたる方法に従つてのみ處理することを要し(二)信託義務の違反に因りて受益者に生ずることあるべき損害の擔保として資本金の十分の一以上の金額に相當する國債を供託すべく(三)其の營業上の資金の運用方法は一定せられ(四)其の資本總額に達する迄は利益配當毎に準備金として其の利益の十分の一を積立つることを要する外(五)其の債務の保證、金銭信託の最低限期間に付ても制限せられ(六)其の合併、定款の変更、業務の種類又は方法の変更、代理店の設置等は認可を要するものとす。(同法五、七、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

三 監督 大蔵大臣は信託會社をして其の業務の報告を爲さしめ又は業務及財産の状況を検査し、其の状況に依り必要と認るときは業務の種類若しくは方法の変更又は業務の停止其の他必要な命令を發し、信託會社にして法令、定款若しくは命令に違反し公益を害むべき行為を爲したるときは其の業務の停止若しくは取締役監査役の改任を命じ又は營業の免許を取消すことを得。(同法一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第四款 無盡業

一 無盡及無盡業 無盡とは一定の口数と給付金額とを定め定期に掛金を拂込ましめ一口毎に抽籤、入札其の他類似の方法に依り掛金者に對し金銭の給付を爲すを謂ふ。無盡類似の方法に依り金銭又は有價証券の給付をなすもの亦無盡と看做さる。(同法一、二、三、四) 無盡業は大蔵大臣の免許を受けることを要し、資本金三萬圓以上にして掛込金額一萬五千圓以上の株式会社に非ざれば之を營むことを得ず。(同法一、二、三、四) 無盡會社は其の商號中に無盡なる文字を用ふべく無盡會社に非ざるものは其の商號中に無盡を業とする者たることを示すべき文字を用ふることを得ず。(同法五)

二 無盡業に對する制限 無盡業者は(一)他の事業の兼營を禁止せられ(二)其の營業區域は道府縣の區域に於て之を定め(三)其の定款の変更、事業方法又は無盡契約款の変更、出張所又は代理店の設置及本店其の他の營業所の位置の変更は大蔵大臣の認可を要し(四)其の營業資金の運用は一定せらる。(五)無盡會社並其の取締役、監査役、使用人及代理店主は何人の名義を以てするを問はず自己の計算に於て其の會社と無盡契約を爲すことを得ず。(同法八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)

第五款 有價証券割賦販賣業

有價証券割賦販賣とは代金を分割して數回に受入れ又は代金の分割受入と同一の目的を達すべき方法に依り有價証券の給

付を爲すを謂ふ。有價証券割賦販売を營業と爲す者は大蔵大臣の免許を要す。(有價証券割賦販売法一條、二條)
 有價証券割賦販売業者は營業資金の運用を一定せらるゝ外他の事業の兼營、支店又は代理店の設置、商號、資本金額又は營業所の變更、事業方法書又は販賣契約約款、定款の變更に付ては大蔵大臣の認可を要す。其の会社に在りては資本又は出資は一定額以上なることを要し尙準備金として一定の積立を爲すべきものとせらる。(同法三條、五條、六條、一四條)其の他法は買入契約者が賦拂金拂込の義務を履行せざる場合に於ける詳細なる規定を設けたり。(同法八條乃至一一條)
 地方長官は有價証券割賦販売業者をして其の事業の報告を爲さしめ又は業務及財産の状況の検査を爲すことを得。大蔵大臣は其の業務又は財産の状況に依り買入契約者の利益を保護する爲必要ありと認むるときは其の事業方法の變更又は事業の停止其の他必要な命令を爲すことを得べく、有價証券割賦販売業者にして法令、定款又は命令に違反し其の他公益を害すべき行爲を爲したるときは事業の停止若しは役員の変更を命じ又は營業の免許を取消すことを得。(同法一五條、一六條)

第六款 保險業

一 保險及保險業

保險とは當事者の一方が對價の支拂又は約束に依り或る目的物に付生ずることあるべき危険を引受け其の危険の發生したるとき相手方に損害を填補するを約する契約なり。保險を分つて損害保險及生命保險の二種とす。(註一)保險事業に公營と私營とあり。簡易生命保險は前者に屬す。(註二)

保險業を營み得る者は株式會社、相互會社又は日本に支店、事務所又は代理店を設くる外國會社及外國人に限る。其の何れの場合も同はず保險業は商工大臣の免許を受くるに非ざれば之を營むことを得ず。(保險業法一條、二條、一五條)(註三)

註一 損害保險に付ては商法第三八四條以下、生命保險に付ては同第四二七條以下參照。

註二 健康保險法(一九二一年制定、昭和二年施行)は工場、礦山等の勞働者其の他小額所得者の傷病、死亡等の場合に於ける救済施設に付制定せられたる法にして保險者は政府又は健康保險組合なり。

註三 外國人又は外國會社が日本に支店又は代理店を設けて保險業を營む場合に關する規程は別に勅令の規定するところにして勅令を以て監督を規定し農商務省令を以て其の細則を定む。

二 保險業に對する制限

(一)保險業者は一定額以上の資本金又は基金を有することを要し、外國人又は外國會社は一定額以上の金額の供託を爲すに非ざれば其の事業を開始することを得ず。(二)保險業者は他の事業を兼營し又は生命保險と損害保險とを併せ營むことを得ず。(三)保險業者は責任準備金、配當準備金等の積立を爲す義務を負ふ外其の財産の利用又は處分に關しても制限を受く。(同法三條乃至五條、勅令五條、二二條)

三 監督

商工大臣は保險業者をして其の事業の報告を爲さしめ又は其の業務及財産状況を検査し其の業務又は財産の状況に依り財産の供託若しは事業の停止を命ずることを得。保險業者にして法令等に違反したるときは取締役の改選若しは事業の停止を命じ又は免許の取消を爲すことを得。(同法九條乃至一二條)

第七款 取引所

一 取引所

取引所の何たるかは困難なる問題なり。其の經濟上の意義に於ては商品又は有價証券の賣買取引を爲す投機市場なりと謂ふを得べしと雖、取引所法に於ては其の意義一様ならず。(一)投機市場を開設する法人を指稱する場合(同法第二條、第三條、第四條各條)(二)取引所なる法人の開設する市場を指稱する場合(同法一八條、一九條)及(三)經濟上に於ける意義の取引所たる實體を有する市場(同法三三條ノ三ノ一項四號)を指稱することあり。

取引所は其の組織上より會員組織と株式組織とに分つことを得べく、其の取引物件上より有價証券取引所(株式取引所)と商品取引所(物産取引所)とに分つことを得べし。其の何れを問はず取引所は法人たることを要す。(同法五條、七條)

取引所の設立は商工大臣の免許を要し同種の物件を売買取引する取引所は一地区一箇所に限られ其の免許年限は十ヶ年とす。但し土地、商業の情況に依り更に繼續の出願を爲すことを得るものとす。(同法二條、三條)

二 取引所の會員及取引員 取引所に於て買賣取引を爲すことを得る者は會員組織の取引所に於ては其の取引所の會員、株式組織の取引所に於ては其の取引所の取引員に限る。(同法六條)

取引所の會員又は取引員たるには資格制限あり。殊に取引員は商工大臣の免許を要す。取引員は其の免許を受くるとき免許料を納むべく、會員又は取引員は身元保証金を納むることを要し、其の營業に關しては種々の制限あり。(同法一〇條、一一條、一三條乃至一五條、一七條)

三 實買取引 取引所に於ける實買取引は實物市場に於ける實買取引(實物取引)及清算市場に於ける實買取引(清算取引)の二種とす。實物取引に在りては差金の授受に依り其の決済を爲すことを得ず。實買取引の方法は法律及勅令上の種々なる制限を受く。(同法一八條、一九條、同施行令八條乃至一七條)

四 監督 取引所は商工大臣の監督に屬す。商工大臣は官吏をして取引所の業務、帳簿、財産その他一切の物件及會員又は取引員の帳簿を検査せしめ、其の定款の改正又は其の決議及處分の停止、禁止又は取消を命ずる外其の行爲法律命令に違反し又は公益を害し若は安寧に妨害ありと認むるときは取引所の解散、停止、取引所一部の停止又は禁止、役員の解職、會員又は取引員の營業停止若は除名を命ずることを得。(同法二七條乃至二九條)

五 處罰 (一)取引所の役員又は取引所に於ける受渡物件の格付を爲す者に贈賄を交付、提供又は約束したる者(二)取引所に於ける相場を偽りて公示したる者(三)公示若は頒布の目的を以て虚偽の相場を記載したる文書を作製したる者又は之を頒布したる者(四)免許を受けずして取引所を設立したる者(五)取引所に於ける相場の変動を圖る目的を以て虚偽

の風説を流布し、偽計を用ひ又は暴行若は脅迫を爲したる者(六)取引所に依らずして取引所の相場に依り差金の授受を目的とする行爲を爲したる者等は一定の處罰を受く。(同法三二條ノ三乃至三三條ノ五)

第八款 市場

一 市場 市場は青物市場、家畜市場、魚市場等に分つことを得べしと雖中央法令の規定するところは家畜市場のみ。其の他の市場に付ては凡て地方警察令の定むるところに任ず。(註一)(註二)

註一 東京、大阪、京都、前橋、岐阜、長崎、佐世保、金澤、堺、静岡、濱松、豊橋等の都市及其の隣接地に於て公共團體又は公益法人が魚類、鳥類、卵、蔬菜等の卸賣を爲す爲開設する市場に關しては中央卸賣市場法(大正二年三月法律三二號)ありと雖同法は警察の物體ならず。

註二 長崎縣令市場取締規則に所謂市場とは多数の賣方及多数の買方が集合して水産物其他所定の物の實買取引を爲すに要する一定の場所を指稱するものとす。(昭和六年六月大審院刑事部判決)

二 家畜市場 家畜市場とは牛、馬、羊、豚を實買交換する市場を謂ふ。家畜市場には公設と私設あり。前者は市町村其の他に準すべきもの又は畜産組合法に依り設立に係るものにして、後者は私人の設立に係るものを謂ふ。其の何れたるを問はず之を開設せむとする者は市場業務規定を定め地方長官の許可を受けることを要す。(家畜市場法一條乃至三條)家畜市場に於ては其の場内又は其の附屬の場所に在る家畜に非ざれば之を實買交換することを得ず。家畜の實買交換又は其の周旋を業とする者若は屠肉販賣の目的を以て家畜の買入を爲す者は地方長官の指定する區域並期間其の市場の取扱ふ家畜を實買交換することを得ず。(同法六條、七條)農林大臣又は地方長官は必要と認むるときは官吏又は吏員をして家畜市場若は其の附屬の場所に臨檢し市場開設者若は仲立業者の帳簿書類其他の物品を検査し又は市場若は其の附屬の

を執行せしむることを得。第二種取締若し度量衡の計量の取締に付ては商工大臣も部下の官吏をして之を執行せしむることを得べし。

警察官吏は取締上必要ありと認むるときは店舗、工場其の他の場所に臨検することを得。臨検の際度量衡に關する犯罪ありと認むるときは捜索を爲し又は犯罪の事實を證明すべき物件の差押を爲すことを得。不正の度量衡器あるときは其の封印を除去し若し封印を附し又は其の度量衡器を破毀し其の他取締上必要な處分を爲すことを得。度量衡器の製作修理又は販賣の免許を受けたる者法令に違反し又は警察官廳の命に従はざるときは免許官廳は其の營業を停止し又は營業免許を取消することを得べし。(同法九條乃至一三條乃至一五條)(註二)

第一種取締とは職務上取引若し證明の爲使用し又は使用に供する爲所持する度量衡器に付行ふ検査を謂ひ、右以外の取締を第二種取締と謂ふ。地方長官第一種取締を執行せしむる場合には其の區域、日時及場所を告示し其の區域内に於ける度量衡器の使用若し検査を受くべき度量衡器を提出せしめて之を行ふ。第一種取締の検査に合格したるときは検査封印を附するものとす。(同法一五條、同施行規則四八條)

第二種度量衡器を製造して使用し他人を欺罔し財物を得又は財産上不法の利益を得るときは度量衡法違反並詐欺罪として刑法第五四條に依り處断すべきものとす。

第二節 工業及労働警察

工業及労働警察とは工業労働者の保護を目的とする警察作用中職業警察の作用を除きたるものを謂ひ、此の目的の爲にする警察制限は工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法及土石採取場安全及衛生規則等の定むる所を其の主なるものとす。(註)

職業警察に付ては本章第六節に於て論ずるところなり。

第一款 工場警察

工場法は工場にして職業法の適用あるもの及法令に依り指定せられたるものを除き常時十人以上の職工を使用するもの、事業の性質危険なるもの、衛生上有害の虞あるもの及原動機を用ひ機物又は燃焼の事業を営むものに適用せらる。(工場法一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

一 女子及年少者の就業上の制限 工場主は女子及十六歳未満の者に對し工場法施行規則第三條の場合を除き(一)

一日に毎十一時間を超えて就業せしむることを得ず。(二)午後十時より午前五時に至る間に於て就業せしむることを得ず。但し地方長官の許可を得たるときは午後十一時迄就業せしむることを得。(三)毎月少くとも二回の休日を設け一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に設けることを要す。而して休憩時間は原則として一齊に與ふべきものとす。以上(一)(二)(三)に付ては天災事變の爲又は事故の虞ある爲必要な場合、急ぐべからざる事由に因り臨時必要な場合及季節に依り繁忙なる事業(註)に付ては其の必要に應じしむる爲工場法第八條の例外規定あり。(四)運轉中の機械若し動力傳導装置の危険なる部分の掃除、注油、検査若し修繕を爲しめ又は運轉中の機械若し動力傳導装置に關する取附け若し取外しを爲しめ其の他危険なる業務に就かしむることを得ず。(五)毒薬、劇藥其の他有害物品又は爆発性、發火性若し引火性の物品を取扱ふ業務及著しく塵埃、粉末を濺散し又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務其の他危険又は衛生上有害なる場所に於ける業務に就かしむることを得ず。(同法三條乃至五二條)

又女子の就業に付ては特別の制限あり。(一)四週日以内に生産することあるべき者が休業を求めるとき之を就業せしむることを得ず。(二)産後六週日を経過せざる者をして就業せしむることを得ず。但し四週日を経過したる者に對しては本人の希望に依り醫師の支障なしと認めたる業務に限り就業せしむることを得。(三)生後一年に達せざる生児を哺育する女子が就業時間中於て一日二回各三十分以内哺育すべき時間を求めるときは之を拒むことを得ず。(四)第九條、第九條之二條に依り繁忙なる事業と認められたるものに莫大小業、燃焼業あり。(昭和六年三月二八日警務第一二號通達) 以下は

二、**危害防止衛生上の制限** 危害防止及衛生上の制限には就業に關する制限と工場、附屬建築物及設備に關する制限の二あり。後者に付ては工場附屬寄宿舍規則、工場危害防止及衛生規則あり。

(一) **就業上の制限** 工場主は精神病者、癩、結核、丹毒、梅毒、傳染性眼病等他人に危険を與ふる虞あり又は傳染の危険ある疾病に罹れる者、肋膜炎、心臓病等に罹り就業の爲病状増悪の虞ある者及傳染病又は重大なる疾病に罹れる者をして就業せしむることを得ず。(同規則八條) 又第九條に於ては地方長官の許可を得たる場合の外、三階以上之を設くることを得ず。廊下より工務又は從來より存在するものにして地方長官の許可を受けたる場合の外、三階以上之を設くることを得ず。廊下より居住の用に供する室の天井高は七尺以上と爲し、寢室及病室には屋根小屋組を露出せざる様天井を設け且外窓には少くとも雨戸及障子又は硝子戸及窓掛を設くべく、寢室は其の收容人員に對し一定面積を有することを要す。食堂及炊事場の床は土間と爲すことを得ず。(二) 寢具は職工毎に專用せしめ且清潔に保持すべく、食堂には生食を爲さしむる場合の外必要なる腰掛又は椅子を備へ食器は常に清潔に保ち時々消毒することを要する外寄宿舍には適當数の唾壺を配置し職工の數に應じ適當且十分なる便所及洗面装置を設くべきものとす。(三) 寢室の收容人員は一室に付十六人以上下たることを要し、交拜就業の爲就臥時間を具にする二組以上の寄宿舍工を同一寢室に收容することを得ず。寄宿舍に收容する職工及寄宿舍に使用する者に對しては少くとも一年二回健康診断を施行すべく、寄宿舍には精神病者又は一定の傳染病患者を使用することを得ず。一定の傳染病患者の使用したる寢室、寢具其の他の物件は消毒後に非ざれば他の者をして使用せしむることを得ざるものとす。(工場附屬寄宿舍規則一五乃至二〇條)

(三) **危害防止、衛生設備等** 工場危害防止及衛生規則は工場法第一條の工場に限り適用せられ、機械的危害に對する安全装置及施設に關する事項、火災危険に對する豫防及避難施設に關する事項、衛生及救急設備に關する事項、風紀に關する事項を規定す。(同規則一五)

(1) 機械的危害に對する安全装置及施設に關する事項に付ては同規則第二條乃至第十九條及第二十八條の規定するところにして本令中最も重要な部分なり。而して機械的危害の最も發生し易きは原動機、動力傳導装置及動力に依り運轉する機械の諸部分なるを以て此等に對し適當なる構圖、被覆其の他危害豫防装置を設くることを命ずる同規則第二條及第十條の規定は就中肝要なる地位を占む。

(2) 火災危険に對する豫防及避難施設に關する事項に付ては同規則第二十條乃至第二十七條の規定するところなり。爆發性、發火性若し引火性物品の製造又は取扱を爲す作業場、貯蔵倉庫、置換等は火災危険の虞あるところなれば此

等に付其の危険豫防の爲必要な命令を地方長官をして發せしめ又此等の場所其の他危険著しき場所に於て火氣の使用を制限する外火災等の場合に於て容易に安全に避難せしむる爲作業場の構造設備に付詳細なる制限を爲す。

⑤ 衛生及救急設備に關する事項に付ては同規則第二十六條乃至第三十三條の規定するところなり。工場労働者の衛生的保護の爲には深夜業の禁止、就業時間の制限、寄宿舎の改善等は極めて重要な事項なるも此等に付ては已述の如く工場法及工場附屬寄宿舎規則の規定するところにして、本規則は作業場の設備と施設に關して規定するに過ぎず。瓦斯、蒸気又は輪轉を發せし衛生上有害なる場所又は爆發の虞ある場所には之が危害を豫防する爲其の排風、換氣其の他適當なる設備を命じ、研磨機に依る金屬研磨、炭酸含有清涼飲料水の罐詰其の他物體の飛來する作業、高熱物體又は毒劇物、毒劇物の製造取扱を爲す作業、有害光線に曝露する作業等に於ては之に従事する職工に使用せしむる爲適當なる保護具の備付を命ず。衛生上有害なる料品を取扱ふ工場には適當なる食事の場所、洗面装置等の設置を命じ尙負傷者の救護に必要な救急用具及材料を備ふべきことを命ず。

⑥ 風紀に關する事項に付ては同規則第三十四條の規定するところにして更衣室及浴場の男女別に關する規定なり。

三 傷病死者又は遺族等に對する扶助

工業主は職工が業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる場合に於て本人又は其の遺族若は本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者に對し扶助するの義務を負ふ。(工場法一五條) 扶助には療養又は療養費の支給、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料及打切扶助料(同法施行令五條乃至九條、一四條)の六種あり。然れ共健康保険の被保険者に付ては重複支給の義務無く又負傷又は疾病の原因が職工の重大なる過失に基き工業主に於て其の事實に付地方長官の認定を受けたるときは休業扶助料又は障害扶助料を支給する義務無し。(同法施行令七條ノ二、一三條ノ二)

工業主は業務上扶助機關を併成し扶助の金額、手續其の他扶助に關し必要な事項を定め之を地方長官に届出づることを要す。地方長官は必要と認むるときは扶助規則の變更を命ずることを得べく又職權又は申請に因り職工の負傷、疾病若は死亡の原因、身體障害の程度其の他扶助に關する事項に付之を審査し及事件の調停を爲すことを得。(同法施行令一八條、六一條)

四 労働契約の制限

労働契約締結履行等に關し労働者保護の目的を以て工場法施行令は其の職工の雇入及解雇の章に於て賃金の支拂、違約金及損害賠償額の算定、解雇、就業規則等に關する事項を規定す。(註) 一、労働契約とは或者が労働給付の目的を以て有償に他の者に使用せらるる契約を謂ふ。

(一) 賃銀、積立金 工業主は賃金を以て毎月一回以上之を支拂ふべく、職工の死亡、解雇、一日以上に渉る時、解雇、葬儀等の場合には賃金及積立金、信託金其の他何等の名義を用うるを附はず職工の貯蓄金は滞滞なく返還すべし。

(二) 違約金損害賠償額の算定 工業主は職工の雇入に關し工業主の受くべき違約金を定め又は損害賠償額を算定する契約を爲すことを得ず。(註) 但し職工が其の責に歸すべき事由に因り解雇せらるる場合、協定に於て職工の貯蓄金中工業主の給與に係る部分に付ては職工の地方長官の許可を受け交付せざることを得るものとす。(同法施行令二四條)

(三) 解雇 工業主職工に對し雇約を解除せむるときは天災事變に基き事業の繼續不可能と爲りたるに因り又は職工の責に歸すべき事由に因り已むを得ざる場合を除き少くとも十四日前に其の報告を爲すか又は賃金十四日分以

- 上の手当を支給することを要す。未成年者は女子が工業主の都合に依り解雇せられ又は職務上の負傷疾病に依り解雇せられたる者が十日以内に帰郷する場合には旅費を支給することを要す。尙職工解雇の場合に於て雇傭期間、業務の種類及賞金に付證明書を請求したるときは工業主は遅滞なく之を交付すべきものとす。(同施行令二七條乃至二七條ノ三)
- (四) 就業規則 常時五十人以上の職工を使用する工場の工場主は就業時間、賞金支拂の方法、時期、職工の負擔、制裁、解雇等に関する事項を定めたる就業規則を作成し地方長官に届出づることを要す。地方長官は必要と認むるときは就業規則の変更を命ずることを得。(同施行令二七條ノ四)(註)
- (五) 徒勞に關する制限 徒勞とは一定の職業に必要な知識技能を習得する目的を以て就業するものにして、之を工業に收容する場合には工業主は地方長官の認可を受けたる規程に依るべく、其の教育及品性の修養に關しては一定の指導監督の下に立たしむることを要す。徒勞未成年者又は女子なる場合に於ては其の就業に付十六歳未満の者又は女子に關する工場法の規定に準據して危険を避け及衛生上の害を防ぐの方法を定むることを要す。(同施行令二八條、三〇條)
- (六) 取締 行政官廳は工場、附屬建築物及設備が危害を生じ又は衛生、風紀その他公益を害する虞ありと認むるときは豫防又は除害の爲必要な事項を工業主に命じ、必要と認むるときは其の全部又は一部の使用を停止することを得。此の場合に於ては職工又は徒勞に對して必要な事項を命ずることを得べし。當該官吏は工場若し其の附屬建築物に直檢し又は就業の禁止、制限を爲すべき疾病者は傳染の虞ある疾病に罹れる疑ある職工若し徒勞の檢診を爲すことを得。(同施行令二八條、三〇條)

第二章 工業労働者の年齢制限

身心の發育未だ十分ならざる者を工業に使用するは國民教育上並衛生上弊害甚大なるものあるを以て工業労働者最低年齢は十四歳未満の者は十二歳以上にして尋常小學校の教科を修了したる者を除き之を工業に使用することを禁止(但し同一の家庭に屬する者のみを使用する事業又は行政官廳の認可を受け工業に關する學校に於て兒童に爲さしむる作りに付ては此の限にあらず)すると共に十六歳未満の者を使用する場合には其の住所、氏名、生年月日及學歷を記載したる名簿を同製し作業場に備付くることを使用者に命ず。(註)

一 鐵道、船舶、礦業、砂礫採取物の採取(二)物品の製造、改造、淨洗、修理等の事業(三)土木建築等の事業(四)道路、鐵道、軌道又は平水航路に於ける旅客若し貨物の運送事業(五)船渠、岸壁、波止場又は倉庫に於ける貨物の取扱事業を謂ふ。(同法一條)

第三款 労働者の募集

労働者保護の十全を圖らむと欲すれば其の保護は募集時より始まることを要すべし。これ労働者募集取締令(大正三年二月四日勅令三六號)の制定せられたる所以なり。

一 労働者の募集 労働者の募集とは職工、傭夫又は土工夫其の他の人夫の募集を謂ふ。(註一)(註二)但し(一)應募者就業の任任居を變更する必要なき場合(二)單に廣告に依り募集し就業場に於てのみ募集の取扱を爲す場合及(三)移民保護法に依る募集を爲す場合は同令の適用外に置かる。(同令二條)

（一）（以下略）（通夫（水産労働者）農業労働者、交通労働者（荷車に依る運送の如き事業に従事するものを除く）家庭労働者等の募集に付ては適用なし。

（二）募集労働者を引率して就業地に行く行為は労働者募集取締令の所謂労働者の募集に該当するものとす。（昭和十一年六月八日労働部省令）

二 募集主及募集従事者 募集主とは募集したる労働者の雇主たるべき者を謂ひ、募集従事者とは募集主の委託を受け又は自ら雇傭せむが労働者の募集に従事する者を謂ふ。募集主は募集開始前其の住所、氏名、就業場、事業の種類、雇傭条件等を記載したる就業案内又は雇傭契約書案及以上の外募集に關し配布すべき文書あるときは其の文書を就業場所在地所轄地方長官に届出づることを要す。（同令一、三條）

募集従事者募集に従事せむとするときは募集主の住所、氏名、従事者の本籍、住所、氏名、職業、生年月日及雇傭、募集期間、募集従事区域等を記載したる書面に寫眞を添へ募集主の連署を以て其の住所所轄地方長官の許可を受くべきものとす。許可せられたるときは募集従事者證を交付せらる。募集従事者證は應募者若し應募せむとする者又は本人を保護する者の請求ありたるときは提示することを要し、募集従事者募集に従事することを願し、期間満了し、許可を取消され又は募集主募集を廢止し募集の委託を解除したるときは連滞なく之を返納すべきものとす。（同令四、五、八條）

三 募集行為に對する制限 募集従事者募集に着手せむとするときは其の住所、氏名、従事中の其の居所及事務所、従事期間、募集決定人員、集合所等を就業案内、雇傭契約書案其の他募集に關し配分すべき文書添附の上募集地所轄警察署に届出づることを要し、其の募集に當りては（一）事實を隠蔽し誇大虚偽の言辭を弄し其の不正の手段を用ひ（二）應募を要し（三）應募し又は應募せむとする女子に對し風俗を紊るの虞ある行為を爲し（四）應募者又は應募せむとする者に對し差別的行動し其の案内を爲し（五）濫に應募者の外出、通信若しは面接等應募者の自由を拘束し（六）濫に應募者に對し其の所持品の保管を求め又は保管したる所持品の返還を拒み（七）應募者を従事證記載の募集主外に周旋し（八）應募者又は應募者を保護する者より金錢其の他の財物を受け（九）當該官吏又は應募者の保護者に對し應募者の所在を隠蔽し又は之を偽ることは禁止せられ（十）未成年者、禁治産者、準禁治産者又は妻の募集に付ては其の法定代理人、後見人、保佐人又は夫の承諾を要す。（同令九條乃至一二條）

募集従事者應募者を引率して出發せむとするときは其の出發三日前迄に應募者の住所、氏名及生年月日、旅行決定を募集地所轄警察署に届出づることを要し、應募者と共に汽車、汽船其の他の交通機關以外の場所に於て宿泊せむとするときは應募者の男女別員數、宿泊所、到着及出發の日時を宿泊所在地所轄警察署に届出づべきものとす。（同令一四條、一五條）

四 募集主、募集従事者の責任 （一）就業案内又は雇傭契約書案に記載したる事項が事實と相違し（二）募集主、募集従事者又は就業場の監督者應募者を虐待し又は凌辱したるとき（三）考試、身體検査其の他募集主の都合に依り應募者を採用せざるとき（四）其の他已むことを得ざる事由に因り雇傭を必要とするに至りたるときは應募者の請求に依り應募者就業場に到着前に於ては募集従事者、到着後に於ては募集主に於て雇傭の爲必要な措置を爲すべきものとす。（同令一六條）

五 監督 當該官吏は募集従事者に對し募集従事者證、應募者名簿其の他募集に關する書類の提示を命ずることを得。募集従事者不適當と認めるときは許可を爲したる地方長官は其の許可を取消すことを得べく、募集地所轄地方長官は其の募集を停止することを得べし。（同令一七條、一八條）

第四款 労働者災害扶助

労働者の災害に對して事業主又は事業主に準ずべき者は之を扶助すべき義務あるものとす。

一 扶助を受けるべき権利者

(一) 土石砂礫を採取する事業にして動力若しくは火薬類を用ひ若しくは地下に於て作業を爲すもの又は常時十人以上の労働者を使用するもの。

(二) 土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更若しくは破壊の工事にして左の一に該當するもの。

(イ) 國、道府縣、市町村又は勅令を以て指定する公共團體の直營工事

(ロ) 鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は水道、電氣若しくは瓦斯の事業を營む者が其の事業の爲にする直營工事

(ハ) 其の他の工事にして勅令の定むる規模のもの

(三) 鐵道、軌道若しくは索道の運輸事業又は一定の路線に依る自動車の運輸事業

(四) 船舶より若しくは船舶への貨物の積卸の事業、岸壁、波止場、停車場若しくは土石砂礫を採取する場所に於ける貨物積卸の事業にして動力に依る起重機、昇降機其の他の揚重機を用ふるもの又は常時十人以上の労働者を使用するもの。

(五) 前各號に掲ぐるものの外危険なる事業又は衛生上有害の虞ある事業にして勅令を以て指定するもの。

主務大臣は前項の規定に該當せざる土石砂礫を採取する事業及岩壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物取扱の事業に付地域を限り本法を適用することを得。(労働者災害扶助法一七條)

二 扶助の義務を有する者

(一) 事業主 事業主とは労働者を使用して事業を爲す者を謂ふ。

(二) 前項(一)の(イ)の工事の全部又は一部が數人の請負に依り爲さるる場合に於ては元請負人を以て事業主とす。

(三) 前項の元請負人が書面に依る契約を以て下請負人をして扶助を引受しめたるときは其の下請負人亦其の工事に付事業主とす。

(四) 前項(一)又は(四)の事業が専ら同一の注文者に依り爲さるるものなるときは注文者も亦事業主とす。(同法三條四條)

三 扶助の範圍 事業主は勅令の定むる所に依り労働者が業務上負傷し疾病に罹り又は死亡したる場合に於て本人又は其の遺族若しくは本人の死亡當時其の收入に依り生計を維持したる者を扶助すべし。(同法二條) 其の扶助に就ては身體障害者等扶助料表にこれを定む。(同法施行令別表第一條)

四 取締 行政官廳は命令の定むる所に依り事業の行はるる場所に於ける危害の防止又は衛生に關し必要な事項を事業主又は労働者に命ずることを得。(同法五條)

五 職務 行政官廳は必要あるときは當該官吏又は吏員をして事業の行はるる場所に臨檢せしむることを得。(同法六條)

六 罰則 (イ) 正當の事由なくして職務を拒み妨げ若しくは忌避し又は其の尋問に對し答辯を爲さず若しくは虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金に處す。(同法八條)

(ロ) 事業主扶助を爲すべき場合に於て其の責力あるに拘らず之れを爲さざるときは千圓以下の罰金に處す。(同法七條)

第五款 土石採取場の安全及衛生

一 土石採取場の安全及衛生を保持する爲め土石採取場安全及衛生規則(昭和九年五月内務省令一一號)の制定あり。本規則の適用を受ける採取場は土石砂礫を採取する事業にして動力若しくは火薬類を用ひ若しくは地下に於て作業を爲し又は常時十人以上の労働者を使用する事業に係る。但し砂礫法の適用あるものを除く。(同則一條)

- 一 管理人の選定 事業主は事業場に於ける危害防止及衛生に關し一切の権限を有する安全衛生管理人を選任することを得。此の選任は地方長官に届出づべく、必要あるときは地方長官は其の職任を命ずることを得。(同則二條)
- 二 施設 事業主は労働者の爲安全なる通路を設くる外土石採取の方法に依り夫々の設備を命ず。(同則三條)
- (一) 堅坑内の架設通路 堅坑内なる構造を爲し且つ左の條件を具備することを必要とす。(同則四條)
 - (イ) 架設通路の外側には高さ十五厘米以上の堅牢なる扶欄を設くること。
 - (ロ) 架設通路の長十五米以上なるときは十米以内毎に階梯を設くること。
 - (ハ) 坑内梯子道 堅坑内なる構造を爲し左の條件を具備することを要す。(同則五條)
 - (イ) 梯子は坑壁との間に適當なる間隔を保有せしめ傾斜は八十度以内と爲すこと。
 - (ロ) 梯子道の長十五米以上なるときは十米以内毎に階梯を設くること。
 - (ハ) 梯子の上端を床より六十厘米以上突出せしむること。
- (二) 露天掘 露天掘に於ては事業主は左の各條の規定を遵守すべし。
 - (イ) 崩落の虞ある表土は先づ之を除去したる後採掘すること。
 - (ロ) 浮石を除去すること。
 - (ハ) 浮石除去の作業に必要な傾斜を保持すること。
 - (ニ) 採掘其の他崩落し易きものを採掘する場合に於ては危害防止の爲適當なる段階を附するか又は安全なる傾斜を保持すること。
 - (ホ) 落石を防止する爲鋼網新の下部に鋼網其の他適當なる設備を設くること。(同則七條)

- (四) 落着 事業主は落着の虞ある場合に於ては支柱其の他の落着防止施設を爲すべし。採掘又は掘進中特に落着の虞ある場合に於ては事業主は支柱材其の他坑内支持に必要な材料を落着防止作業上便宜の場所に豫め配置すべし。(同則八條)
- (五) 軌道運搬 事業主は運搬軌道に使用車輛を運搬する場合に於ては左の各條の規定を遵守すべし。
 - (イ) 軌道又は軌道の處なきやう常に軌道を完全に維持すること。
 - (ロ) 車輛には適當なる制動装置を備ふること但し専ら水平軌道を運行するものに付ては此の限に在らず。
 - (ハ) 駐車せる車輛が逃走の虞ある場合には適當なる逃走防止装置を設くること。
 - (ニ) 落着の虞ある軌道の末端には適當なる車輛墜落防止装置を爲すこと。(同則九條)
- (六)(七) 捲揚装置 捲揚装置に對し安全荷重の標記其の他詳細なる制限規定を設く。(同則一〇條)
 - (イ) 捲揚装置 捲揚装置に對し安全荷重の標記其の他詳細なる制限規定を設く。(同則一〇條)
 - (ロ) 火藥爆藥使用 發破の際労働者が危害の虞なき距離に避難し得る場合を除くの外前面及上部を堅固に防護せる設備を設くべし。又火藥爆藥を取扱ふ者に對し嚴重なる制限規定あり。(同則一二條)
- (八) 粉塵防止 事業主は粉塵を發散する作業を爲さしむる場合に於ては注水其の他の粉塵防止施設を爲すべし但し已むを得ざる場合は此の限に在らず、この但書の場合又は石片飛來の虞ある作業を爲さしむる場合に於ては之に従事する労働者に使用せしむる爲適當なる保護具を備ふべし。(同則一七條)
- (九) 除害装置 事業は原動機、捲揚装置其の他の機械設備の危害を生ずるの虞ある場合には適當なる柵圍又は安全装置を設くべし。(同則一六條)

三 罰則

(イ) 事業主本令又は本令に基きて爲す處分に違反したるときは百圓以下の罰金又は料料に處す。(同則二〇條)

(ロ) 捲揚機を使用する場合に於て安全荷重を超えて負荷し又は火藥爆藥の取扱方に就き違反ありたるときは百圓以下の罰金又は料料に處す。(同則二二條)

第三節 原始産業警察

第一款 農業警察

第一項 害虫の駆除及豫防

害虫とは農作物を害する各種の虫類を謂ふ。(註一)急遽の處分を要する場合を除き驅除豫防すべき害虫の種類及驅除豫防の方法は農林大臣の認可を経て地方長官之を定む。(前掲驅除豫防法一條、二條)害虫田畑に發生したるとき又は發生の虞あるときは地方長官は豫め期日を定め該田畑の作人をして驅除豫防を行はしむることを要す。作人驅除豫防を行はざるときは市町村費を以て之を行ひ、市町村をして該作人より其の費用を徴收せしむることを得べく、害虫蔓延し又は蔓延の虞あるときは若し害虫田畑以外の地に發生し又は發生の虞あるときは市町村費を以て之が驅除豫防を行ふことを得べし。(同法三條、四條)(註二)地方長官は驅除豫防の爲必要あるときは市町村費を以て溝渠を設け又は農作物、糞料刈採、雜草を拔棄若しは燒棄することを得。(同法六條)

第一 農園以外の動物又は菌類を農作物を害するときは又は害するの虞あるときは地方長官は農林大臣の認可を経て害虫驅除法を適用することを得。(同法一〇條)

第二 土地の所有者、管理者又は使用者は官吏及其の指揮を承くる者の其の地に入り驅除豫防に従事するを拒むことを得ず。(同法七條)

第二款 肥料の取締

肥料と稱するは植物の營養に供用する物料を謂ふ。肥料の製造、輸入、移入又は賣買を營業と爲さむとする者は地方長官の免許を受けることを要す。(肥料取締法一條、二條)一定の肥料を製造輸入若しは移入する營業者は肥料の主成分量を保證する爲肥料の各容器の外部に、容器を使用せざるものに在りては其の外部に保證票を添附することを要す。(同法四條、同法施行規則一五條)肥料營業者行商を爲し又は其の雇人等をして之を爲さしめむとするときは行商地の地方長官に顯出で鑑札を受け之を携帯し又は携帯せしめざるべからず。(同法施行規則五條、七條)當該官吏は肥料營業者、運送業者又は倉庫業者の店舗、倉庫、工場、船車等に臨檢し物品及帳簿其の他の書類に就き検査を爲し、必要な分量に限り無償にて肥料又は製造原料を収去することを得べく、臨檢の際肥料に關する犯罪ありと認むるときは搜索を爲し又は犯罪の事實を證明すべき物件の差押を爲すことを得べし。(同法五條)地方長官は肥料營業者にして法令に違反したるとき又は公益上必要と認むるときは其の免許を取消し又は營業を停止若しは制限することを得。(同法七條)

第三項 茶葉の取締

製茶にして粘質物を用ひて製造したるもの、物料を用ひて色澤を附したるもの、腐敗したるもの又は此等のものを他の茶に混じたるもの及土砂其の他の不純物料を混じたるものを製造又は賣買することは禁ぜらる。(茶葉取締二關スル件明治四四年四月農商務省令二〇號)

第四項 輸出入植物の取締

植物を輸入、移入、輸出又は移出する者は其の植物其の容器、包装に使用したる物に付植物検査官吏の検査を受けることを要す。(註一)(註二)検査を受けずして輸入又は移入したる物は之を收受することを得ず。植物検査官吏は其の検査を爲す場合に於て病菌又は害虫の附着せる虞ありと認むるときは植物、容器、包装以外の物件に付ても検査を爲すことを得べし。

く、其の検査の結果病菌又は毒蟲附着すと認めたる植物其の他の物を消毒又は焼棄し其の輸入、移入、輸出又は移出を禁止し其の他必要な処分を爲すことを得べし。

植物検査官吏、税關官吏又は警察官吏は輸出入植物取締法又は之に基きて發する命令の規定に違反する者ありと認むるときは臨検、尋問、搜索若し差押を爲し又は其の違反に係る物を消毒若し焼棄し其の他必要な処分を爲すことを得。(輸出入植物取締法)

柑橘は農林大臣の定むる検査標準に依り輸同業組合の行ふ検査に合格したるものに非ざれば替利の目的を以て之を北亞米利加合衆國又は英領加奈陀に輸出することを得ず。(輸出柑橘取締規則大正十三年一月農商務省令二三號)
販賣の目的を以て北亞米利加合衆國、英領加奈陀、露領亞細亞、支那又は朝鮮に輸出若し移出する温州蜜柑又は八代蜜柑の容器は一定寸法の木箱を用うることを要す。(大正二年五月農商務省令四號)

註一 検査を受くべき植物は輸出するものに付ては輸入國に於て其の輸入に付輸出國の検査證明を必要とするもの、輸入又は移入するものに付ては(一)植物及其の部分にして栽培培養用に供するもの(二)種子、地下室及根にして繁殖の用に供するもの(三)柑橘の果實(四)馬鈴薯(五)臺灣産西瓜なりとす。

註二 検査海港は別に勅令の指定するところにして横濱、名古屋、大阪、神戸、下關等二一港なり。

第二款 蠶絲業の取締

蠶兒の飼育又は生繭の取扱を爲す者は病蠶及蠶蠶の病原微生物並蠶蛆又は其の蛹、蠶を滅殺し其の他蠶病豫防の爲に必要な施設を爲すことを要す。

蠶種製造者たらむとする者は地方長官の免許を受くることを要す。蠶種製造者は其の蠶種に對し蠶兒、繭、母蛾等に付地

方長官の検査を受くべく、検査合格の証印なき蠶種及其の蠶兒の譲渡又は飼育は一般に禁止せらる。沖繩縣其の他蠶絲業法の施行なき地又は外國に於て製造したる蠶種を輸入したる者は其の蠶種に對し母蛾又は卵に付検査を受くることを要す。

農林大臣又は地方長官は桑苗の仕立、蠶絲類の検査又は桑苗蠶種若し繭の賣買又は取引市場に關し取締上必要な命令を發することを得。府縣は検査其の他蠶病豫防の爲必要な吏員を置くことを要す。(蠶絲業法)

第三款 畜産警察

第一項 家畜傳染病の豫防

家畜(註一)が傳染病に罹り若し罹りたる疑あるとき又は牛疫、牛肺疫、口蹄疫若し狂犬病に感染したる處あるときは所有者、保管者、診察若し検査したる獸醫師、船長又は鐵道、軌道係員は警察官吏又は家畜防疫委員(註二)に届出て、其の指揮に従ひ家畜の隔離其の他傳染病豫防上必要な處置を爲すことを要す。(家畜傳染病豫防法二條、三條) 家畜が牛疫又は牛肺疫に罹り若し牛疫に感染したる處あるとき又は狂犬病に罹りたるときは所有者又は保管者は警察官吏若し家畜防疫委員の指揮に従ひ直に之を殺すべきものとす。

地方長官は(一)傳染病豫防上必要ありと認むるときは一定の傳染病に罹りたる家畜に付所有者又は保管者に對し之を殺すことを命ずることを得べく(二)病性鑑定が必要ありと認むるときは警察官吏又は家畜防疫委員をして家畜の屍體を剖檢せしめ若し剖檢の爲家畜を殺さしめ(三)傳染病豫防上必要ありと認むるときは家畜に付檢診、免疫血清又は豫防液の注射若し藥浴を行はしむることを得。(同法四條乃至七條)

傳染病に罹り若し罹りたる疑あり又は牛疫に感染したる處ある家畜の屍體及病毒に汚染し又は其の疑ある物品は所有者若

は保管者に於て警察官吏若は家畜防疫委員の指揮に従ひ直に之を焼却又は埋却すべきものとす。是等の屍體又は物品を埋却したる土地は之を發掘することを得ず。(同法八條乃至一〇條) 傳染病毒に接觸汚染し又は其の疑ある者、畜舎、船車等は直に消毒を爲すことを要す。(同法一二條、一三條)

地方長官は傳染病豫防上必要ありと認むるときは區域を限り一定種類の家畜の出入往來、其の家畜の屍體又は傳染病の病毒傳播の虞ある物品の運搬の停止を命じ又屠場若は化製場の事業の停止、家畜市場、家畜共進會、競馬會の開設其の他家畜を集合せしむる施設の停止を命ずることを得。警察官吏又は家畜防疫委員傳染病豫防上緊急の必要ありと認むるときは家畜所在の場所及其の隣接區域に對し一定の期間交通を遮断することを得べし。(同法一六條、一八條)

地方長官狂犬病豫防上必要ありと認むるときは警察官吏をして道路、公園、社寺境内、墓地其の他の場所に徘徊する犬を御留せしめ所有者又は保管者をして之を受領せしむべく、所有者又は保管者知れざるときは公示を爲し公示後三日内に返還の請求なきときは之が處分を爲すことを得。(同法一七條) (註三)

家畜並其の屍體及肉骨皮毛類の輪移入は傳染病豫防の爲施行する検査を受けることを要す。農林大臣は傳染病豫防上必要ありと認むるときは家畜、其の屍體及肉骨皮毛類其の他傳染病の病毒傳播の虞ある物品の輪移入の停止を命ずることを得べし。(同法一九條、二〇條)

- 註一 家畜とは牛、馬、山羊、豚、犬、鶏及鶩を謂ひ、傳染病とは牛疫、炭疽、氣腫痘等一六傳染病疾患を謂ふ。
- 註二 家畜防疫委員は地方長官が其の所屬官吏、吏員又は市町村吏員若は獸醫師中より之を任命す。
- 註三 路上の狂犬の處分に付ては行政警察規則第三章第一九條の規定を參照すべし。

第二項 畜牛結核病豫防

乳用牛、外國種牛、雜種種牡牛(註一)及外國より輸入し又は朝鮮及臺灣より移入する畜牛を検査牛とし、地方長官は其の結核病の有無、輕重を定むる爲検査を行ふ。(註二)検査牛に非ざるものと雖結核病に罹り又は其の疑あるときは其の検査を受くべきものとす。(畜牛結核病豫防法一條) 検査は一般には毎年一回、結核病に罹り若は其の疑ある畜牛の検査は隨時に又外國より輸入又は朝鮮及臺灣より移入する畜牛の検査は其の都度之を行ふ。(同法施行規則三條、一三條) 結核病に罹り又は其の疑ある畜牛を發見したるときは所有者、管理者若は獸醫師は直に之を届出て検査員の指揮に従ひ其の畜牛を隔離すべく、重症結核病に罹りたる畜牛は之を撲殺することを要す。結核病に罹りたる畜牛の乳汁、屍體及其の部分、畜牛を置きたる場

所、病毒に汚染し若は其の疑ある物品は検査員の指揮に従ひ所有者又は管理者之を消毒し、重症結核病に罹りたる畜牛の乳汁、屍體及其の部分は皮角蹄を除くの外焼却すべきものとす。(同法五條、六條、九條、一〇條) 輸入又は移入の畜牛にして結核病に罹り若は其の疑あるときは税關長又は検査員に於て輸入、移入の禁止、緊留其の他必要なる處分を命ずることを得べし。(同法七條)(註三)

註一 外國種牛とは歐羅巴種及「アメリカ」種の畜牛を謂ひ、雜種牛とは外國種牛の血統と其の他の畜牛の血統とを有する畜牛を謂ふ。乳用牛とは搾乳用に供し又は供せむとする畜牛を謂ひ、雜種種牡牛とは雜種牛にして種牡牛検査に合格したる畜牛又は其の検査を受けむとする畜牛を謂ふ。

註二 検査員は地方長官が其の所屬の官吏、吏員及獸醫師中より之を任命す。

註三 輪移入牛の検査港は大阪、横濱、神戸、長崎、鹿原、下關及敦賀の七港なり。

第三項 種牡牛馬の検査及馬匹の去勢

牡牛馬は検査を受け合格したるものに非ざれば種付けに使用することを得ず。検査は牛に付ては地方長官、馬に付ては定

期検査は農林大臣、臨時検査は地方長官之を行ふ。検査に合格したる牛馬には烙印を施し其の所有者には證明書を下附す。證明書の有効期間は牛に付ては一年を原則とし、馬に付ては三年以内に於て検査委員之を定む。(種牡牛検査法一條乃至三條、種牡馬検査法一條乃至三條)

種牡馬は種牡馬を除き凡て去勢を行ふべきものとす。去勢年齢は明ヶ三歳とす。種牡馬たるべき資質ありと認めたるもの、疾病又は發育不完全に因り去勢を行ふに堪へずと認めたるもの及學術研究の爲地方長官の許可を受けたるものに對しては去勢の施行は猶豫せらる。去勢は地方長官之を行ひ去勢施行の爲斃死し又は從來の用途を變更若し廢止するの已むを得ざるに至りたるときは償金を供與せらる。(馬去勢法一條乃至五條)

第四項 獸醫師

獸醫師とは家畜(註一)の疾病に關する診察又は治療を業務と爲す者を謂ふ。獸醫師たらむとする者は一定の資格を有し農林大臣の免許を受け獸醫師名簿に登録を受けることを要す。登録を受けたるときは獸醫師免許證を下付せらる。(獸醫師法一條乃至四條)

獸醫師は(一)自ら診療せずして診斷書を交付し又は検査せずして検査書若しは死産證書を交付することを得ず。又(二)正當の事由なくして診察又は治療を拒むことを得ず。(註二)尙(三)診療簿を備へ三年間之を保存することを要し(四)業務上學位、稱號、専門科目を除くの外其の技能、療法若しは經歷に關する廣告を爲すことを得ざるものとす。(同法五條乃至八條)農林大臣は獸醫師にして一定の事由に該當するときは其の免許を取消し又は停止することを得べし。(同法二條)獸醫師は道府縣獸醫師會を設立すべく、道府縣獸醫師會は日本獸醫師會を設立するを得ること、醫師、齒科醫師の場合と同様なり。(同法九條)

註一 家畜とは牛、馬、綿羊、山羊、豚、犬、猫を謂ふ。(獸醫師法第四條第二項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ家畜ノ種類ヲ定ムルノ件、昭和二年四月勅令七四號)

註二 獸醫師は診療依頼者に於て他の獸醫師に對し樂價支拂の實務を履行せざるを理由として應招職務を免るゝことを得ず。(昭和四年八月大審院刑事部判決)

第四節 森林警察

森林警察とは森林に關する警察作用にして盜伐の豫防、火災の防止、害蟲害菌等の驅除豫防を以て其の主たる目的とす。(註)

註 森林とは其の現状林叢を爲し居る土地及一時立木を失ふも直に林叢狀態に復歸すべき伐木跡地を謂ふ。

一 盜伐の豫防 地方長官は必要と認むるときは(一)森林產物に使用する記號又は印章を定め警察署に届出せしめ森林產物の搬出前之を使用せしめ(二)右記號又は印章と同一又は類似の記號若しは印章の使用を禁止し(三)之に違反したる者に對し森林產物の運搬の停止を命じ又(四)營業者をして帳簿を設け一定の事項を記載せしめ(五)其の他危害防止の爲命令を發し又は處分を爲すことを得べし。(森林法七六條)森林官吏、警察官吏又は犯罪捜査に付職權を有する官吏、公吏其の職務を行ふ爲必要あるときは森林產物又は營業者の手板(帳簿代りの板)帳簿及器具に付検査を行ふことを得。(同法七七條)

二 火災の防止 森林、原野、山岳又は荒蕪地に於ては地方長官の指定したる場合の外火入を爲すことを得ず。右指定の場合に於て又は右地以外の土地にして森林に接近せる土地に於て火入を爲さむとするときは帝室林野管理局管地に付

ては同局森林官吏、林区署所管地に付ては同署森林官吏、其の他の土地に付ては警察官吏の許可を受け豫め防火の設備を爲し且接近せる森林の所有者又は管理者に通知することを要す。(同法七八條、七九條、同施行規則四三條) 火入を爲したる者は火氣消滅したる後に非ざれば其の場所を立去ることを得ざるものとせらる。(同施行規則四六條) 森林官吏又は警察官吏は火入に付延焼其の他危害の虞あるときは何時にても火入の差止又は火入の方法若は期日の變更其の他相當の處置を命ずることを得べし。(同施行規則四五條)

三 害蟲害菌等の驅除豫防 森林に害蟲發生し又は發生の虞あるときは其の森林の所有者に於て之を驅除豫防すべきものとす。害蟲蔓延し又は其の虞ある場合に於ては地方長官は其の驅除豫防の爲必要な措置を利害關係ある森林所有者に命じ又は自ら之を行ふことを得。農林大臣の認可を得たる場合に於ては蟲類以外の動物又は微菌に付亦同様なり。(同法八〇條、八一條)

第五節 狩獵警察

一 狩獵の意義及其の免許 狩獵とは一定の銃器(註一)網、竊繩、撲、鉤又は罟を使用して鳥獸を捕獲することを謂ひ、(註二)欄、柵其の他の圍障ある邸宅地域内に於て銃器を使用せずして捕獲する場合を除き地方長官の免許を受くることを要す。(狩獵法三條)

狩獵免許は之を甲乙の二種とし、甲種は銃器の使用以外の方法を以て狩獵を爲す者に對する免許にして、乙種は銃器を使用して狩獵する者に對する免許なり。狩獵法令に違反し罰金に處せられたる者は一年を経過するに非ざれば免許を受くる資格を有せず。又未成年者、白痴者、癡癪者は乙種免許を受くることを得

ず。之を受けたる者後に白痴者又は癡癪者となりたるときは地方長官は其の免許を取消すべきものとす。

(同法五條、六條、七條)

註一 一定の銃器とは裝藥銃其の他瓦斯方に依り彈丸を發射する銃器、散彈を使用し得べき空氣銃、刺抜銃身の空氣銃及引抜銃身の空氣銃(銃身に引抜管を使用したるもの)を謂ふ。但し引抜銃身の空氣銃にして昭和六年一月一五迄に地方長官(東京府に在りては警視總監)より既製品たるの證明を受けたるものに付ては昭和八年四月一五迄は免許を要せざるものとす。(同施行規則四條一號、昭和五年一〇月農林省令七號、昭和一月同省令八號)

註二 狩獵法に於ける所謂狩獵を爲すとは銃器其の他獵具を以て鳥獸捕獲の方法を行ふの謂にして銃器を用ひて鳥獸を捕獲する場合に在りては苟も目的物たる鳥獸に向て裝彈したる銃器を擬したる以上銃彈を發射したると否とを問はず。狩獵行為を爲したるものと言はざるべからず。(大正一五年六月大審院刑部判決)

二 狩獵及採取行為の制限 狩獵鳥獸(註一)以外の鳥獸、一定の狩獵鳥獸の雛及一定の鳥類の卵は之を捕獲し又は採取することを得ず。狩獵鳥獸と雖爆發物、劇藥、毒藥、据銃又は危険なる器具は陥穿を使用して捕獲することは禁ぜらる。(同法一四條、一五條)

狩獵は狩獵期間(註二)に限られ、狩獵に出づる際は免狀を携帯すべく、銃獵は日出前又は日没後(註三)市街其の他人家稠密の場所若は衆人群集の場所に於て又は銃丸の達すべき虞ある人畜、建物、汽車、電車若は艦船に向て之を爲すことを得ず。(同法五條五項、一九條一項)欄柵其の他の圍障又は作物ある土地、共同狩獵地等に於ては權利者の承諾を得るに非ざれば狩獵を爲すことを得ざるものとす。(同法一七條)

註一 狩獵鳥獸の種類に付ては同法施行規則第一條及第一條ノ二に規定するところなり。

註二 狩獲期間に付ては同法五條及同法施行規則第二條を參照すべし。
 註三 日出日没の區別は大陽面の最上點が地平線に見ゆる時刻を標準とするものにして曆に所謂日の出入と一致するものなり。

三 學術研究、有害鳥獸驅除等 學術研究又は有害鳥獸驅除其の他特別の事由に因り地方長官(飼養又は驅除を目的とする場合)又は農林大臣(その他の場合)に出願し許可證の下付を受けたる場合に於ては一般に鳥獸を捕獲し又は鳥類の卵を採取することを得。右に依り捕獲採取したる鳥獸、鳥類の卵は警察署の許可を受けたる場合の外之を譲渡し又は譲受くることを得ず。(同法二二條、一三條、同施行規則七條)

四 取締 地方長官は必要と認むるときは一定の銃器、網、鎗繩、撲、鉤及尺以外の獵具の使用を禁止又は制限し(一)危險豫防其の他必要と認むるときは銃獵禁止區域(註一)を設けることを得べし。銃獵禁止區域を設けたるときは之を示す爲其の場所に制札を設くべきものとす。(同法四條、一〇條、同施行規則一五條) 警察官吏、憲兵、森林官吏又は市町村長は狩獲免狀若し許可證又は捕獲したる鳥獸若し採取したる鳥類の卵を検査することを得べし。(註二)(同法一九條) 法令に違反して罰金に處せられたるときは狩獲免許又は許可は其の效力を失ふ。(同法二四條)

註一 銃獵禁止區域と共に注意すべきは禁獵區及獵區なり。禁獵區とは特殊の狩獲鳥獸の保護蕃殖の爲に其の區域二府縣以上に互るものは農林大臣、其の場合には地方長官十年以内期間を定め設定するものなり。獵區とは國、道、府縣、市町村等が設置するところにして狩獲鳥獸の保護蕃殖を其の主なる目的とす。
 註二 狩獲取締事務を擔當する廳府縣技手は刑事訴訟法第二四八條に規定する司法警察官の職務を行ふ。(大正二年勅令五二八號)

第六節 鑛業警察

鑛業警察とは生命、衛生其の他公益の保護の爲鑛業上の作業場所及設備より生ずる危害の豫防並鎮壓を目的とする警察作用にして其の權限は商工大臣及鑛山監督局長に屬す。(鑛業法一條) 鑛業警察に關しては鑛業法(同法四四條乃至四六條、七一條乃至七四條)の外附屬命令として鑛業警察規則(大正五年八月農商務省令二二號)及石炭坑爆發取締規則(大正四年一月農商務省令二五號)あり。
 (註一)(註二)(註三)

註一 鑛業とは鑛物の試掘、探掘及之に附屬する事業を謂ふ。鑛業權とは鑛區に於て其の許可を受けたる鑛物を探掘取得する權利にして試掘權及探掘權の兩者を含む。鑛區とは鑛業權の登錄を得たる土地の區域なり。宮城、離宮、神宮及皇陵等の周圍一定の範圍は絶対に鑛區たることを得ず。軍港、要港、火藥製造所、火藥庫等の周圍一定の範圍は所轄官廳の許可を受くるに非ざれば鑛區と爲すことを得ず。鐵道、軌道、道路、運河、社寺境内地、墓地、公園地等の周圍一定範圍の場所に於ては所轄官廳の許可、所有者及關係人の承諾を受くるに非ざれば鑛業を爲すことを得ず。
 註二 砂鑛業警察 砂鑛業に對する警察取締の爲鑛業法(三九條、七二條、七四條)鑛業警察規則(五五條乃至五九條、六四條、六九條)の準用あり。砂鑛業労働者に關しては何等の保護規定なし。

註三 労働者の生命及健康を保護する爲その就業を制限し又は作業、その場所及設備から生ずる危害を防止するは廣き意味に於て警察に屬するも、現代の立法に於ては此等の事項を警察から分離し労働者保護立法として特殊の發達をなしつゝあり。工場法は職工に關して此等の事項を規定す。然るに鑛業法は鑛夫保護事項中作業、その場所及設備から生ずる危害の防止に關するものに付ては鑛業警察事項として取扱ひ一般鑛業警察より分離せず。從て此等に關する事項は工場法と異なり労働者保護の管轄官廳たる内務大臣の權限に屬せずして商工大臣の權限に屬す。

九月二十日迄滿洲、朝鮮又は薩摩を以て秋刀魚漁業を爲すことを得ず、違反者は百圓以下の罰金に處し、犯人の所有又は所持する漁獲物は之を没収することを得。(秋刀魚漁業ノ制限ニ關スル件)

白令海、鄂畢加海、オホツク、海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋に於ける臚轔歌の獲獲及以上の海面にして帝國の海岸より三海里を越ゆる場所に於ける臚轔歌の獲獲は禁止せられ、臚轔歌の陸上獲獲及帝國の海岸より三海里を越えざる範圍内に於ける臚轔歌の獲獲は政府に專屬す。臚轔歌又は其の獸皮は命令を以て定むるもの、外帝國内に輸入若しは移致することを不得。(臚轔歌獲獲禁止ニ關スル件一節乃至三節)(註一)

漁業は海軍艦艇乗組將校、警察官吏、港務官吏、税關官吏又は漁業監督官吏(註二)の監督を受くるものにして是等の者必要と認むるときは船舶、店舗其の他の場所に陳列し帳簿物件を検査することを得。陳檢に際し犯罪ありと認むるときは捜索を爲し又は犯罪の事實を證明すべき物件の差押を爲すことを得べし。(漁業法四一節、臚轔歌獲獲禁止ニ關スル件四節)(註三)

註一 臚轔歌獲獲禁止の沿岸の沿岸に居住する印甸人、「アイヌ」人(千島アイヌ人)「アリニト」人其の他の土人が船を以て運搬せられ又は他船と相關聯して使用せられざる「カヌー」艇にして専ら機軸の類又は帆を用ゐて推進し一艇の乗員五人を超過せざるものに依り従來慣行の方法に従ひ銃器を使用することなくして臚轔歌の海上獲獲を行ふことは該土人が他人に使用せられず又其の獲取したる獸皮を他人に引渡すの契約を爲さざる限り禁止せられざることあり。(臚轔歌獲獲禁止ニ關スル件一三節)

註二 漁業監督官吏とは農林省、農務部及農務局に於て漁業に關する事務を掌理する官吏及漁業に關する事務を掌理する地方産業職員にして、農林省の官吏に付ては農林大臣、其の他の者に付ては地方長官の選任するところなり。(漁業監督官吏ニ關スル件明治四四年二月勅令二七號)

註三 漁業警察に關しては漁業法の外(1)汽船「トロール」漁業取締規則(大正元年八月農商務省令四號)(2)機船底曳網漁業取締規則(大正一〇年九月農商務省令三二號)(3)母船式鮭鱒漁業取締規則(昭和四年六月農林省令二二號)(4)臚轔歌獲獲禁止ニ關スル件(明治四五年四月法律二二號)(5)鯨漁取締規則(明治四二年一〇月農商務省令四一號)(6)「タラバ」類類採捕取締規則(昭和八年六月農林省令第九號)(7)鮫及海鼠製品取締規則(大正五年八月農商務省令二五號)等あり。

警察法要論

- 一 概説 二 公法 三 私法
- 第四節 普通法と特別法
 - 一 概説 二 普通法と特別法との対立の例
- 第五節 實體法と手続法
 - 一 概説 二 實體法 三 手続法
- 第六節 強行法と任意法
 - 一 概説 二 強行法 三 任意法
- 第三章 法律の成立及消滅
 - 第一節 法律の成立
 - 一 成文法の成立 二 慣習法の成立
 - 第二節 法律の消滅
 - 一 成文法の消滅 二 慣習法の消滅
- 第四章 法の效力
 - 一 法の效力の意義 二 区域(場所)に関する法の效力 三 人に関する法の效力 四 時に關する法の效力

第五章 法律の制裁

- 一 法律と制裁 二 制裁の種類

第六章 法律の解釋

- 一 有権解釋と無権解釋 二 文理解釋と論理解釋

第七章 権利及義務

第一節 権利

- 一 権利の概念 二 權利と事實上の利益又は法の反射作用 三 權利の種類

第二節 義務

- 一 義務の性質 二 義務の種類

第三節 權利義務の主體客體及目的

- 一 權利義務の主體 二 權利義務の客體 三 權利義務の目的

第四節 權利義務の得喪變更

- 一 權利義務の取得 二 權利義務の喪失 三 權利義務の變更

—(目次終)—

法學概論

緒言

一 法學概論の意義 法學概論とは法律學の全般に通ずる概論なり。法律とは如何なるものかの大體と其全般に通ずる原理原則の大略を會得せしむるに在り。されば初めて法學に志す者の入門指針とも稱すべきものとす。

二 法學概論の内容 法學概論として講すべき事項は學者に依り種々の差異あるも本書に於ては第一に法律の觀念、社會生活と法律の關係等を説き以て法律の分類、成立、消滅、效力、制裁、解釋に及び進んで權利義務の概念及權利義務の主體、客體、目的、得喪、變更等を略述せんとす。

第一章 法律の觀念

第一節 法律の意義

緒言 第一章 法律の觀念 第一節 法律の意義

一 法(法律)の意義 廣く法律とは國家の認可したる社會生活に於ける行爲の準則にして社會力に依りて維持せらるゝものなり。

(一) 法は準則なり 準則とは法則、規則、秩序といふことと同じ。正しき順序として一定の原因あれば必ず一定の結果を生じ、一定の結果が存在すれば必ず一定の原因存在する場合をいふ。

(二) 法は人の行爲の準則なり 凡そ規則と言はるゝものには自然的法則と規範的法則とあり。前者は事物夫れ自體の必然的なる規則にして人力を以て如何ともすること能はざる規則をいふ。例へば日暮れて夜と爲り夜明け朝となるが如き又は春夏秋冬の季節の到來が繰返へざるゝが如き自然界の法則、物を摩擦すれば熱を生じ空中へ物を投上ぐれば地上に落下するといふ物理學上の法則、種痘をすれば或一定の期間は痘瘡に罹らずといふが如き醫學上の法則其他化學上の法則、數學上の法則、力學上の法則の如き何れも然り。之に對し規

範的法則といふは人類が共同生活を爲すに當り意思活動の據るべき一定の標準にして人力を以て左右することを得べきものをいふ。人力を以て左右し得るも共存共榮といふ人類の理想目的を達するの手段として據るべきものとする規則なり。禮儀又は道徳上の法則、宗教の教義及法は之に屬す。斯くすべし斯くすべからず、斯くすることを得といふ法則に外ならず。

此等の法則中人の行爲のみに関する法則と行爲のみならず行爲の動機を成す所の意思即ち心理的活動を規定するものもあり、法は其前者に屬し道徳、宗教の如きは其後者に該當す。

(三) 法は社會生活に於ける行爲の準則なり。禮儀、道徳、宗教も亦人の社會生活を規律するものなるも社會の健全にして圓滿なる發達を圖り人類の幸福を維持増進するには此等の準則以外に法の規則を必要とするものとす。

(四) 法は國家の認容したるものなり。禮儀、宗教、道徳

は別に國家の認容したるものに非ず。然るに法は常に國家の認容したるものなり。詳言すれば國家が自ら制定し又は或慣習等を制定法と同視することに依りて國家の認めたる規則が法たるものとす。國際法の如きは主として國際間に於ける正しき慣行を各國家が國際間の法則として認容したるものなり。

(五) 法は社會力に依りて維持せらる。茲に社會力とは主として國家の權力をいふ。唯國際法の如きは國際團體の協力に依りて之を維持せらるものなるが故に國際法を法として認むる意味に於て社會力と稱するに過ぎず。又茲に維持せらるるとは必ずしも制裁を以て強行せらるるの謂に非ず。法の大半否大部分は制裁を以て強行せらるるも中には制裁を伴はざるものあり。例へば憲法、國際法の如きは大部分制裁の伴はざる法則なるに拘らず法の中の大法とも稱せらるるものなり。要するに制裁は法の要素に非ず、事實上社會力を以て其の行はるることを擔保せらるれば足れりとす。

二 法律の廣義二種の意義 右述べたる所は法又は廣き意味の法律なり。然るに憲法其他の法に於て特に「法律」と「命令」とを區別することあり。其詳細は憲法の説明に譲るも要するに此區別は法を制定する手續及法の效力に關し差異あるものにして茲には兩者を併せて法又は法律と稱するなり。

二 法律の廣義二種の意義 右述べたる所は法又は廣き意味の法律なり。然るに憲法其他の法に於て特に「法律」と「命令」とを區別することあり。其詳細は憲法の説明に譲るも要するに此區別は法を制定する手續及法の效力に關し差異あるものにして茲には兩者を併せて法又は法律と稱するなり。

第二節 社會生活と法律

一 社會と秩序 人類は其本能として社交性を有し團體的生活を爲すものなり。多數の人が團體的生活を爲し其間に精神的及物質的の利害關係を生ずるところに社會なるもの存在す。過去の歴史は殆んど社會の發達變遷なりといふも過言に非ず。而して社會の存在するところ必ず其處に秩序を生じ此秩序を維持する爲めに一定の組織を生ずるを實際とす。此の組織の強大且つ完全なるものは國家なり。法律は斯の如き國家が認めたる社會生活に於ける行爲の準則にして畢竟社會の秩序に外ならず。

二 社會秩序の種類 社會の秩序を維持する力を分析すれば

第一章 法律の觀念 第二節 社會生活と法律

ば獨り法律のみならず其他禮儀、道徳、宗教の如きものあり。此等の準則と法律とは固より其範疇の使命を同らし相互に關聯するものなるも其間には自ら性質上の差異を認めざるを得ず。之を略述すれば左の如し。

(一) 法律と禮儀 訪問、服裝、朝夕の挨拶、冠婚葬祭等の贈答、上長に對する敬禮等他人の人格を尊敬し恭敬の意を表はすは禮儀なり。禮儀正しきことに依り社會生活の良風美俗は維持せらるることを得。若し禮儀を失する行爲あるときは社會より非難せられ輕蔑せらるるを免れず。されば禮儀は一の社會秩序なりと謂ふことを得べし。唯禮儀といふ社會の準則は右の如く社會の非難輕蔑を生ずることに依り維持せらるるに過ぎず。然るに法律は後に述ぶる如く其準則は國家の力に依りて維持せらるるものなり。又禮儀は之を正しくすべき義務を認むるに止まり法律の如く相對應する權利を認むることなし。

(二) 法律と道徳 未開時代に在りては法律と道徳とを混

薄し法律は唯道徳に反する一部の行爲に對し制裁を附するに止まりたるも近時文化發達し社會組織の複雑と爲るに隨ひ法律と道徳とは人の行爲の準則として其窮極の使命を同するに止まり各別個の觀念を以て理解せらるゝに至れり。即ち道徳に反するものにして法律に反せざるものあり。例へば單に内心に於て人を殺さんと考へたるのみにて道徳には反する所なり、然れども法律に於ては之を法律違反と爲さず。之と反對に別段道徳には反せざるも法律に反するものとせらるゝ場合あり。例へば金融の爲動産を抵當に入るゝことは道徳上別に非難せらるゝ所に非ざるも法律上動産抵當の契約を無効とするが如し。然らば法律と道徳との區別の標準如何といふに此點に付ては種々の學說あるも要するに左の諸點を以て兩者を區別するを通説とす。

- (1) 道徳は各人の良心及社會の輿論に依りて維持せらるゝも、法律は國家の權力を以て強行せらるゝものなり。

- (2) 其發生に於て法律は國家の認可に基くものなるも道徳の成立には國家の意思を必要とせず。
- (3) 道徳は人の外部的行爲は勿論其外部に表はれざる意思作用に付ても之を規律するものなり。法律は内心的意思に全然不干涉と云ふには非ざるも主として人の外部的行爲を規律せむとするものなり。
- (4) 道徳の準則は之を遵守すべき義務を認むるのみにして之に對應する權利を認むることなし。之に反し法律は本則として義務に對する權利及權利に對する義務の對立關係を認む。

(三) 法律と宗教 宗教は全知全能なる神の存在を認め信仰に依りて罪惡より救はるることを目的とするものなり。從て其教義は信仰を介して人類行爲の準則たるものとす。古代に在りては法律を以て神意の表現なりといひ法律と宗教との區別を認むる事なかりき。然れども文化の發達に伴ひ祭政分離の思想に進み今日に於ては主として左の如き區別を見るに至れり。

- (1) 宗教は信仰を以て維持せらるゝも法律は國家の力を以て強行せらる。
- (2) 宗教は片面的に義務のみを認むるも法律は義務と權利との對立關係を認む。

三 法律と人の性質 吾人が國家社會の一員として行動するに當りては以上述べたる禮儀、道徳、宗教及法律の支配を免るゝこと能はざるものなり。而して此中最も力強きものは法律なりとす。蓋し如何に禮儀正しく道徳觀念強く且つ信仰深き者と雖も法律を以て其人を支配するに非ざれば國家の秩序は完全に保持することを得ざればなり。如何なる善人聖人と雖も時として過りて他人に迷惑を及ぼす行爲無しと謂ふを得ず。例へば過りて他人の物を毀損するが如し。此場合損害賠償の關係を律するものは法律なり。又如何なる君士人と雖も犯罪の被害者と爲ることなしと斷言するを得ず。此場合其刑事事件の人證として裁判所より召喚せらるゝ關係の如きも亦法律の定むる所なり。況んや良心を失ひ禮儀を無視し道徳に背き

神に對し全く信仰なき者に對しては法律を以て其行爲を規律するの必要極めて多かるべし。由是觀之法律が如何に吾人の社會生活に重要且緊密のものなるかは何人も容易に之を首肯し得る所ならん。

第二章 法律の分類

第一節 成文法(制定法)と慣習法

- 一 概説 法則が文書に依り明確にせられたる法を成文法又は制定法といひ成文法の定むる所の條件に適合する慣習を内容とする法を慣習法といふ。
- 二 成文法 憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其他の法の大部分は國家が制定し文書を以て公布したるものなり。
- 三 慣習法 共同生活の實際に於て或事項に關する慣行を法規の如く確信し國家が之を認可するものを慣習法といふ。例へば死體の所有權は遺族に在りといふ慣習法存在するが如し。慣習法は一定の慣行にして國家が成文法に

依り其慣行を法と爲すことを認むる場合具體的に言へば
法例第二條に定むる要件を具ふる一定の慣行が慣習法た
るものとす。即ち慣習法は左の如くにして成立するもの
とす。

(一) 慣行あること 慣習ともいふ。全國的に若は一地方
的に或は或階級の間若くは或職業に従ふ者の間に自然
に生じて確定性を帯びたる行爲を慣行といふ。例へば
廣く農村に於ては支拂を益、節期の二回拂とする慣行
あるが如き又全國的に葬式を出す場合死體の所有權は
其遺族のものとして取扱ふ慣行あるが如し。

(二) 法的觀念を以て慣行に従ふこと 慣行に従ふことが
法に通ふものなりと一般に信ぜらるることをいふ。等
しく慣行と雖も之に従はざるときは單に内心の不安を
生ずるか或は時として相手方又は世間の非難輕蔑を受
くることあるに止まるものは法的確信に基かざる慣行
にして慣習法と爲ることなし。例へば旅館に宿泊する
者は茶代を出す慣習ありとするも之を出さざれば唯内

心の不安又は旅館の者に輕侮せらるることあるに過ぎ
ずして茶代を支拂ふ義務あるものとは何人も考へ居ら
ざるが故に斯る慣習は慣習法と爲ることなし。之に反
し家主に數金を差入れたる場合家主が無利子にて之を
預る慣習の如きは殆んど家主の權利なりと思惟せられ
居るが故に斯る慣習は次の(三)の要件を具ふるときは
慣習法と爲るものとす。

(三) 公序良俗に反せず且法令に規定なき事項に關する慣
習又は法令の認めたる慣習なる事(法例第二條) 例へば
(1) 選挙に當り選挙委員又は選挙人等に御馳走を爲す
慣習ありとするも斯る慣習は公の秩序に反するが故
に慣習法と爲ることなし。

(2) 死體の所有權は何人に在るやは民法其他の法令に
規定なき事項なるが故に遺族の所有なりとする慣習
は慣習法と爲り得るものとす。

(3) 商法第一條には商慣習にして商慣習法と爲るもの
あることを豫想し又民法第二百七十七條に依れば小

作料の減免等に關しての慣習を認むるが如きは他の
要件を具ふる限り慣習法と爲ることを認めたるもの
とす。

第二節 國內法と國際法

一 國際法 國際團體を構成する國家の間に於て認容せら
れたる法にして國家相互間の權利義務の關係を規定した
るものなり。國際公法とも稱す。

二 國內法 一の國家に依り認容せられたる法にして國際
法以外の法は總て之に屬す。憲法を始め行政法、民法、
商法、刑法、訴訟法等其他多數あり。國際私法と稱せら
るるもの(法例第三條以下、商法施行法第一二五條、第二二六條等)も
亦國內法たるものとす。

第三節 公法と私法

一 公法 國內法の分類として公法と私法の區別あり。何
が公法にして何が私法なりやに付之を區別すべき標準に
關しては種々の學說あるも通説に依れば其規定する所が
國家の統治關係なるものは公法、然らざるものは私法と

いふに在り。

二 公法 國家統治權の發動關係を規定するものは公法な
り。憲法、行政法、刑法、裁判所構成法、刑事訴訟法、
民事訴訟法等之に屬す。但此等各法中には稀なる例外と
して私法の規定を含むものなきに非ず。例へば民事訴訟
法第六百八十六條は所有權取得といふ私法上の効果を規
定したるものなるが故に實質上私法なるが如し。

三 私法 非統治關係即ち各人相互の關係を規定したる法
規をいふ。民法、商法の如きは之に屬す。茲に各人とは
私人、法人、國家等總ての人格者を含むものなり。例へ
ば國家の官廳か御用商人より物品を買上又は建築請負等
を爲さしむるときは買買、請負に關する民法の規定が適
用せらるるものとす。

又民法、商法中にも例外として公法規定の存するものあ
り。例へば法人に付ての罰則の規定の如し(民法第八四條、
商法第二六一條以下)。

第四節 普通法と特別法

第二章 法律の分類 第二節 國內法と國際法

第四節 普通法と特別法

第三節 公法と私法

一 概説 法の效力の及ぶ範囲が場所、人又は事項に付て一般的に適用せらるゝものを普通法といひ之に對して特殊の場所、人又は事項に適用せらるゝ性質のものを特別法と稱す。特別法は普通法に先んじて適用せらるゝものとす。例へば保險契約の效力に付ては先づ民法に對する特別法たる商法を適用し商法に規定なき範圍に付て民法を適用することゝ爲るが如し。

二 普通法と特別法との對立の例 左の如し。

- (一) 場所を標準とする區別 原則として全國一般に行はるゝ法を普通法といふときは或一部にのみ行はるゝ法は特別法なり。例へば民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法が普通法なるに對し、朝鮮の制令、臺灣の律令、關東州の裁判事務取扱令の如きは特別法なり。
- (二) 人を標準とする區別 刑法を普通法とするときは陸軍刑法、海軍刑法は特別法なり。民法を普通法とするときは華族世襲財産法は特別法なり。
- (三) 事項を標準とする區別 民法を普通法とすれば商法

は特別法なり。商法を普通法とすれば質屋取締法、銀行法等は特別法なり。刑法を普通法とすれば治安維持法、警察犯處罰令等は特別法なり。

第五節 實體法と手続法

一 概説 權利義務の實體即ち其發生、效力、變更、消滅等の事項を定むるを實體法又は主法といひ實體法に定めたる所の運用實現の手續を規定するものを手続法又は助法と稱す。主法、助法の名あるも何れを重しとし何れを輕しとするの趣旨に非ず。兩法相俟つて初めて法の目的を達することを得るものとす。

二 實體法 刑法、民法、商法等の如し。破産法は實際的規定と手續規定とに分たる。

三 手続法 民事訴訟法、刑事訴訟法、違警罪即決例等之に屬す。例へば刑事訴訟法は刑法の運用手續を規定するが如し。

第六節 強行法と任意法

一 概説 等しく國法なるも其適用が絶對的なるものと各

人の意思を尊重する相對的のものあり。直接に個人ノ行爲を命令若し禁止し之を強制し之と異なる效果を認めざる規定を強行法といひ法の規定と異りたる各人の意思の效力を認むるものを任意法といふ。

二 強行法 公法の殆んど全部は強行法に屬す。

三 任意法 民法、商法の規定中には當事者が特別の約束を爲したる場合には其約束の内容に従ひて權利義務を生ずるものとし斯る特約なき場合に適用すべき性質のもの多し。例へば民法の債權契約に關する規定の大部分、商法の保險に關する規定の大部分の如し。各規定中何れの規定が然るかは規定の精神、他の規定との關係等を解釋して決すべき所にして詳細は各法の説明に譲る。

第三章 法律の成立及消滅

第一節 法律の成立

一 成文法の成立 成文法は之を大別して狹義の法律と命令とに分つことを得べく狹義の法律は天皇が帝國議會の

第三章 法律の成立及消滅 第一節 法律の成立

協賛を経て制定せられ命令は天皇自ら制定せられ又は該屬の機關例へば内閣總理大臣、各省大臣、地方長官をして制定せしめらるゝものなり。詳細は憲法の説明に譲る。

二 慣習法の成立 上に述べたる所を看よ(第二章第一節の三)。

第二節 法律の消滅

一 成文法の消滅 成文法は大凡左の如き場合に消滅するものとす。

(一) 法律の廢止を明示したる場合 例へば法律改正の場合に新法に於て「何々法は之を廢止す」と規定するが如し。

(二) 有効期間の到來 例へば明治三十一年法律第三十一條附則に「本法は明治五十六年十二月三十一日迄其效力を有す」とあるが如し。

(三) 目的の消滅 例へば或る博覽會の事務を行ふ爲め官制(勅令)を定めたる場合には其博覽會の終了に因り其法は當然消滅するが如し。

(四) 新舊二法抵觸する場合 新法と舊法との規定が抵觸

するときは前示(一)の如き明示なきも「新法は舊法に優る」の原則に依り其抵觸する規定は當然消滅するが如し。

二 慣習法の消滅 成文法を以て慣習法を廢し若は慣習法の内容と異なる成文法を制定したるとき又は其慣習が實際上法的確信を以て遵守せられざるに至りたるときは其慣習法は消滅す。

第四章 法の效力

一 法の效力の意義 法の效力とは法は如何なる區域、如何なる人、如何なる時に其支配力即ち拘束力を有するかといふことなり。此問題は各法律に於て各別に決せらるる所なるを以て詳細は各法の説明に譲り左には大體の原則のみを示さんとす。

二 區域(場所)に關する法の效力 法は其國內に限り且つ國內の全部に對し其效力を及ぼすを原則とするものなり。之を屬地主義といふ。然れども此原則に對しては左

の例外あり。

(一) 外國にも及ぶ例外 外國に在る我大公使館、外國領海内に在る我軍艦、國用船内及公海に在る我船舶内に於ては國際法上我國法が適用せらる。例へば倫敦駐劄日本大使館内には日本の法律が適用せらるゝが故に同館内に起りたる犯罪事件に付犯人が同館内に在る間は英國官憲は日本大使の承諾なき限り館内を搜索し犯人を逮捕することを得ず。我國法に従ひ其犯人を處置することを得るものとす。

(二) 國內の或場所には及ばざる例外 右と同様に我國駐劄の外國大公使館内又は我領海内に在る外國の軍艦及國用船内には我法律は適用せられず。右の外殖民地に適用せらるゝ法規は内地に適用せられざると同時に内地に適用せらるゝ法律は特別の規定なき限り殖民地には適用せられざるものとす。國家の大法たる憲法も立憲政體に關する規定は殖民地には其儘適用せられざるを原則とす。

三 人に關する法の效力 我國法は我國内に在る總ての人に對して行はるゝを原則とす。故に本則として内外人を區別することなし。右の原則に對しては左の例外あり。

(一) 國內法上の例外 天皇は國法の淵源なれば一切國法の支配を受けらるゝことなし(憲法第三條)。憲法の條規に依り統治を行はるゝは天皇自ら之に據らるゝのみ、又攝政は其在任中刑事訴追を受くることなし。次に皇族は一般人民に適用せらるゝ法の適用を受けらるゝ場合と特別なる法規に支配せらるゝ場合とあり。例へば刑法の如きは皇族にも適用せらるゝも皇族の身分及財産に關する事項に付ては皇室身位令、皇室親族令、皇室財産令等の特別法ありて民法の支配を受くることなきが如し。

(二) 國際法上の例外 國際法上治外法權を有する外國の君主、大統領、大公使其他の外交官並に其家族及邦人に非ざる從者の如きは我國法の支配を受けざるものとす。又一般に外國人は我國に滞在する者と雖も兵役法

の適用を受けざるが如き個々の例外もあり。

四 時に關する法の效力 法律は其施行の時より廢止に至る迄其效力を有するを原則とす。

(一) 法律の施行時期 法律は公布に依り法律として成立を告ぐるものなるも人民に對し遵由の效力を生ぜしむるには公布日より直ちに實施する場合と公布の後一定の期間を経過することを必要とする場合とあり。「本法は公布の日より施行す」とあるは前者にして「施行期日は勅令の定むる所に依る」といふが如き場合又は何等施行期日に付明示せざる場合は後者に屬す。施行時期を明示せざる場合は公布の日より滿二十日を経過したる日より施行せらるゝものとす(法例第一條)。

(二) 法律の廢止期 法律の消滅として上に説明したる所なり。

法律は右の如く施行の時より其效力を生ずるが故に施行以前に遡りて法律を適用することなし。之を法律不遡及の原則といふ。此原則には例外あり、例へば刑法第六條に

依れば新舊法を比照して新法輕きときは舊法時代に行はれたる行為に付ても新法を適用するものとするが如し。

第五章 法律の制裁

一 法律と制裁 法律に定めたる所を遵守せざる者あるときは之を強制する爲一定の制裁を加ふるものと爲すの必要あり。若し何等の強制方法たる制裁なしとせば法は實際上大半は空文に畢るものと謂ふも過言に非ず。茲に於て法律の大部分は之を強制して遵由せしむる制裁を定むるものとす。尤も法の性質上特段なる制裁規定を設けざるものなきに非ず。斯る特段なる制裁なき法も何等かの方法に依りて強行せらるるものなるが故に尙法たる性質を失はざるものとす。

二 制裁の種類 制裁には種々の種別あるも其大體を略述すれば左の如し。

(一) 國際法上の制裁 國際法上の義務に違反するときは第一に國際間の信用を失墜し政治上及經濟上種々の不

利益を招くことゝ爲るべく其國際的紛争を生じたる場合は國際紛争平和的處理條約、國際聯盟規約等の該條約の定むる所に依り實際上國際正義の維持を強要せらるゝに至るべし。唯今日の國際法に於ては法規として具體的の強力なる制裁方法なく結局は實力(戰爭)に依り國際義務の履行を強制せらるゝものとす。

(二) 憲法上の制裁 憲法の規定中國體に關する規定は二千數百年の歴史と國民の強固なる信念を基本とし諸法律の具體的制裁方法と相俟ちて遺憾なく維持せらるべく、政體に關する規定も亦之に準じて實際上強行せらるゝが故に具體的の制裁方法を定むることなきものとす。

(三) 行政法上の制裁 行政機關を構成する官吏公吏等に對する懲戒處分例へば譴責、減俸、轉職、免官の如き制裁法規違反者に對する刑罰例へば出版法、新聞紙法の違反者に對し禁錮、罰金等を科するが如き其他尙左の如きものあり。

(1) 行政訴訟、行政訴訟又は行政監督に依る行政行為の取消變更等 當該官吏が法規に違反する行為を爲したる場合上級の官廳に於て人民よりの訴に依り又は自發的に其行為を取消し又は其處分の變更を命ずるが如し。

(2) 強制執行法 行政法上の義務を履行せざる者に對し其履行を強制する爲

(イ) 代執行 官廳の手を以て義務者の爲すべき行為を代りて爲し其費用を義務者より強制徴收するもの。

(ロ) 執行罰 或事を爲すべからざる義務に背きて之を爲し又は他人が代つて爲すことを得ざる行為を爲さざる場合に一定の過料を科すべきことを戒告して其履行を間接に強制するもの。

(ハ) 直接強制 不遵なる集會の解散を命じ、交通遮断を行ふが如き義務者の身體又は財産に實力を加へて其命じたる状態を實現するもの。

第六章 法律の解釋

(一) 財産の強制徴收 税金滯納者の財産を差押へて公費に付するが如きもの等あり。

(二) 刑事上の制裁 犯罪に對する刑罰として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料等の制裁あり。

(三) 民事上の制裁 義務不履行者に對し損害の賠償を命じ或は權利を失はしめ(例へば株主の地位を喪失する株主をして株主の權利を失はしむるが如し) 財産の差押其他の方法を以て強制執行を爲すが如し。

第六章 法律の解釋

一 有權解釋と無權解釋 法の解釋の中公の效力を有する解釋を有權解釋といひ然らざる解釋即ち私的解釋を無權解釋といふ。

(一) 有權解釋 (1) 法文に於て其法文中の文字の定義を掲ぐる場合あり。例へば刑法第七條に「本法ニ於テ公務員ト稱スルハ云々、公務所ト稱スルハ云々」とあるが如し。

此解釋には何人も之に従はざるべからず。

(2) 大審院が裁判事件に付き下したる法律解釋は下級裁判所を羈束す(裁判法第四八條)。

(3) 上級行政官廳が訓令又は指令として法律の解釋を下したるときは下級官廳は之に羈束さる。

(一) 無編解釋 學說、決議等は法律上拘束力なし。然れども裁判の實際其他法を執行する者にとりて有力なる参考資料と爲り立法の改善を促すものは此等學說、決議等なりとす。

二 文理解釋と論理解釋 法の解釋は法文に表示せられたる立法者の意思を合理且妥當に探究するに在り。其解釋方法は通常文理解釋と論理解釋との二種に分たる。文理解釋とは法文を組織する文句より立法者の意思を探究するをいひ論理解釋とは法文の類別上の地位、他の法文との關係、沿革、一般法理觀念等より推理して立法者の意思を探究するをいふ。文理解釋の結果が狹隘に失し立法者の意思に適合せずと思惟すべき場合は論理解釋を以て

其結果を適當に擴充し(擴張解釋)文理解釋の結果が廣きに過ぎ立法者の意思に適合せざるものと思惟すべきときは論理解釋を以て其結果を過度に縮少す(縮少解釋)。

(一) 擴張解釋 例へば牛馬の通行を禁ずる法文ある場合には其精神より見て象其他の大動物の通行をも禁ずる趣旨なりと解すべきが如し。擴張解釋の一種として類推解釋なるものあり。直接に規定の存せざる場合に他の類似の規定の精神を論じ之より演繹して其規定の適用を右の規定なき場合に擴大するをいふ。例へば民法第九十七條第一項は直接には隔地者に對する意思表示の效力發生時期を定めたるものなるも其精神より論じて對話者に對する場合をも同様に解釋するが如し。

(二) 縮少解釋 例へば法文に妻とあるときは法律上正式の妻のみを指し所謂内縁の妻を含まざるものと解すべきが如し。

第七章 權利及義務

第一節 權利

一 權利の概念 權利とは特定の利益を享受し得べき人の法律上の力なり。

(一) 權利は法律上の力なり 法律上の力とは法律に於て主張し得る限界をいふ。各人は腕力其他の實力を有するも之を行ひたる場合に、其行使を法律が許容し、且之を保護するもののみが權利たるなり。例へば或人が或物を破壊したる場合に其破壊することを法律が其人の權能として之を許容し且其破壊に付て他より妨害あるときは法が之を排除し與るゝ場合なるときに權利が存在するものとす。金を貸したる人は債務者に對し之が支拂を要求し得ることを法に於て許され且若し債務者が其要求に應ぜざるときは法の保護として裁判所に救済を求め得ることを認めらるゝが故に債權といふ權利の存在すること明なるべし。

(二) 權利の内容は人が特定の利益を享受し得るに在り 權利は人格者即ち自然人及法人が或生活資料を支配し

得ることを以て内容とす。人は衣食住其他各種の生活資料を支配するに付て利益を有す。此利益を意思を以て主張し得る力を法律に依りて與へられたる場合に其力を權利と謂ふなり。

二 權利と事實上の利益又は法の反射作用 權利の觀念を更に明にする爲之と似て非なる事實上の利益及法の反射作用なるものを略述すれば左の如し。

(一) 事實上の利益 權利は法律上の力にして抽象的の觀念なり。故に具體的の現象たる事實上の力と區別することを要す。吾人が物を食ひ衣類を着ること自體に權利に非ず。吾人が道路を歩行すること自體も權利に非ず。此の如きことは權利の屬す事實上の利益に過ぎず。即ち物の所有權又は身體の自由權の如き權利の屬す事實上の利益に外ならざるなり。

(二) 法の反射作用 法律規定の結果として間接に利益を受くる場合あり。例へば刑法第二百十七條に依れば扶養を爲すべき法律上の義務なき者と雖も扶養を要すべ

き事實關係に立ちたる者を遺棄したる者は遺棄罪として處罰せらるるが故に斯る扶助を要すべき者は右刑法規定に依り事實上の利益を受くるものなり。然れども其者は右規定に依り扶助を要求する權利を有するものに非ず。唯右刑法規定の結果として間接に事實上の利益を受くるに過ぎざるなり。之を法の反射效といふ。

三 權利の種類 權利は種々に分類することを得るも其主要なるものを略説すれば左の如し。

(一) 公權と私權 上に述べたる公法に於て認めたる權利を公權といひ私法に於て認めたる權利を私權といふ。

(2) 公權 此權利には國家又は府縣市町村の如き公共團體の有する權利と人民が國家又は公共團體に對して有する權利とに分つことを得。前者は例へば警察權、刑罰權、徴兵權、租稅賦課權、徴發權等の如し。後者は議員官吏等となる參政權、自由及財産を保障せらるる自由權及裁判、請願等を求むる請求權の如し。其詳細は憲法及行政法の説明に譲る。

(3) 私權 民法商法等に定むる權利にして財産たる物權、債權、特許權、社員權等人格權たる生命權、身體權、自由權、名譽權及親族權、相続權等なり。詳細は民法の説明に譲る。

(二) 絕對權と相對權 直接に目的物を支配する權利にして世人一般は之を侵害すべからざる消極的義務を負ふものを絕對權といふ。例へば物權の如し。之に對し相對權とは特定人に對して一定の行為を要求し得る權利をいふ。例へば債權の如し。詳細は民法の物權及債權の説明に譲る。

第二節 義務

一 義務の性質 義務とは權利の主張に依りて受くる所の法律上の拘束をいふ。

(一) 義務は權利の反面なり 權利の内容が利益なるに對し義務の内容は不利益なり。

(二) 義務は法律上の拘束なり 權利が法律上の力なるに對し義務は法律上權利といふ力に依りて受くる所の拘束なり。

東なり。

二 義務の種類 義務は權利の反面なるが故に前節三に述べたる權利の種類に對應する義務の種類あり。此等の義務は不作爲即ち爲さずといふ消極的のものと作爲即ち爲すといふ積極的のものとあり。例へば刑罰權に對する義務は犯罪を行はず(消極的)行ひたる場合は刑罰に服するに在り。租稅賦課權に對する納稅義務は租稅を納むるといふ積極的作爲なるが如し。

第三節 權利義務の主體客體及目的

一 權利義務の主體(權利の主體) 權利の主體とは權利を得、義務を負擔することを得る資格をいふ。此資格を人格と稱す。人格を有する者即ち權利の主體は自然人と法人なり。

(一) 自然人 吾々人類は生れてより死する迄權利主體たり。唯生れざる以前即ち胎兒も相続の關係、損害賠償の關係等に付ては例外として既に生れたるものと看做さる。詳細は民法の説明に譲る。

(二) 法人 法律に依り自然人と同様に人格を認めらるる社會的組織體をいふ。

(1) 社會的組織體とは社會生活の必要に應じ組織せられたる多數人の集合體又は財産の集合體をいふ。人の集合體より成る法人を社團法人といひ財産の集合體より成る法人を財團法人といふ。

(2) 現行法制上法人と認めらるる社會的組織體には國家、府縣市町村等の如き公法人、會社私立大學慈善病院等の如き私法人あり。公法人は國家の統治作用を目的とする法人にしてそれ以外の法人は總て私法人なり。

二 權利義務の客體(權利の客體) 權利の内容たる利益を包容するものをいふ。例へば物權の客體は物、債權の客體は債務者、生命權身體權自由權等の人格權の客體は權利者其人なるが如し。

三 權利義務の目的(權利の目的) 權利の内容といふに同じ。詳言すれば權利者の享有することを得べき有形無形

形の利益なり。例へば物權の目的は直接に物を支配するの利益、債權の目的は債務者の行爲（貸金債權に於ては債務者が借金を返済するといふ行爲）の如し。

第四節 權利義務の得喪變更

一 權利義務の取得 權利義務の取得とは權利義務が或主體に歸屬するをいふ。原始的取得と繼承的取得とあり。

(一) 原始的取得 原始的取得とは全然新しき取得即ち既に存在せる他人の權利義務に關係なく全然新たる權利義務を取得するをいふ。例へば山野に於ける鳥獸の捕獲の如き無主物先占、時効に依り他人の物を原始的に取得するが如し。時効取得に於て其物の舊所有者は根本的に其權利を喪失し時効取得者の權利行使を妨害すべからざる義務を原始的に負ふに至るものとす。

(二) 繼承的取得 他人より傳り來る取得即ち既に存在せる他人の權利に基きて之を取得するをいふ。例へば讓渡、相續の如し。左の區別あり。

(1) 移轉的取得 承繼したる權利義務が前主と同一な

る場合即ち前主の有せし權利義務を其繼承する場合なり。相續は其適例なり、其他他人より物を買取りたる場合、他人の債務を引受けたる場合亦然り。

(2) 設定的取得 既に存在せる他人の權利に基きそれに異なる内容の權利を取得するをいふ。例へば不動産の所有者が他人の爲に借地權としての地上權を設定し又は抵當權を設定するときは地上權者又は抵當權者は所有者の有する所有權に基き此等の權利を取得するものなり。

二 權利義務の喪失 權利義務は或は絶對的に消滅し或は相對的に消滅す。

(一) 絶對的消滅 權利義務が其主體より離れ且最早や何人にも權利義務が存在せざるに至るをいふ。例へば權利者が權利を拋棄したるとき、權利の目的物が滅失したるときの如し。

(二) 相對的消滅 權利義務が甲主體より離れて乙主體に移轉するをいふ。例へば甲が其所有家屋を乙に賣渡し

たるときは甲の所有權は相對的に消滅し乙が其家屋の所有權を繼承取得するが如し。

三 權利義務の變更 權利義務の本質に影響することなくして其態樣即ち主體又は内容のみに變更を生ぜしむるをいふ。

(一) 主體の變更 は前述したる繼承的取得の場合並に主體が増減する場合例へば遺産相續人甲乙丙三人が相続財産を共有する場合に甲が其相続を拋棄したりとせば其相続財産の共有者は乙丙の二人と爲るが如し。

(二) 内容の變更 數量的の變更ある場合例へば債務の一部を弁済して債權債務の額が減少する場合、性質的の變更ある場合例へば債務者が物の引渡を爲さざる爲め債權者が契約を解除して損害賠償の請求を爲すが如く物の引渡義務が金銭支拂義務に變ずるが如きは其一例なり。

—(終)—

警察犯處罰令

第一章 總論

第一節 警察犯處罰令の地位

明治四十一年内務省令第十六號警察犯處罰令は同二十三年法律第八十四號に基く委任に依り同年勅令第二百八號を以て認められたる拘留又は科料の制裁を規定したる省令なるを以て憲法第二十三條に所謂法律の中に包含せらるるものなり。拘留又は科料のみに該る罪を違警罪と稱す。元來違警罪なる名稱は舊刑法の認むるところにして重罪、輕罪に相對す。新刑法には違警罪なるものなし但し刑法施行法第三十一條は特に「拘留又は科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス」と規定するが故に新刑法の拘留又は科料に該るものは凡て違警罪と認め刑事訴訟に關する法令を初め其の他の諸法令に關しても其の取扱は舊刑法の違警罪と看做さるるものなり。

第二節 警察罰と刑罰

警察犯に對して科せらるる處罰を警察罰と謂ふ。警察罰が廣義の刑罰なることは定論の存するところなり。従つて特別規定の存せざる限り刑法總則の適用あることは言ふ迄もなし(刑法八條參照)。而して警察罰は廣義の刑罰なりとするも兩者は自ら其の性質を異にす。警察罰は警察下命に依り其の履行を命ぜられたる警察義務の存することを前提とし之が違反に基き科せらるる處罰なる點に其の特色を有し、刑罰が法益の侵害に基き科せらるる處罰なる其の性質を異にす。故に警察罰に對しては刑法總則の規定が原則的に適用せらるるも兩者其の性質を同じくせざる結果警察罰に對しては警察法令を以て特別の規定を設くる場合多しとせず。例へば未成年者たる營業者が義務違反を爲したる場合に於て其の法定代理人を處罰し(銃砲火藥取締法二〇條、雇人又は従業者の違反に對し營業者を處罰し(同法二二條)、減刑を認めず(出版法三二條)、併合罪を認めず(新聞紙法四四條)、法人を處罰す(豫約出版法二二條)等の如し。

第三節 警察犯處罰令の沿革

警察犯處罰令の前身は違式誑違條例及び舊刑法の違警罪なり。違

式誣違條例とは明治五年十一月司法省の布達に係るものにして罪を違式の罪(首罪二十より少なからず)と誣違の罪(拘留一日より少なからず)とに區分す。違式の罪とは有意犯に對し誣違の罪とは無意犯に對し科せらる。今右條例に定めたる罪目若干を掲ぐべし。第十一條身體に刺繡を爲したる者、第十二條男女入込の湯を渡世する者、第二十二條裸體又は袒裼し或は股脛を露はし醜體をなす者以上違式罪目、第三十九條婦人にて謂れなく斷髮する者、第四十四條喧嘩口論及び人の自由を妨げ且驚愕す可き噪鬧を爲し出せる者以上誣違罪目。違式誣違條例は舊刑法(明治十三年七月布告第三十六號)が同十五年一月一日實施せられたるに依り廢止せられ、違式誣違罪目は舊刑法中に違警罪として規定せられたり。舊刑法は其の第一條に於て犯罪を分つて重罪、輕罪、違警罪の三種とし違警罪に付ては其の第九條に於て拘留及び科料を以て其の主刑と規定せり。舊刑法は明治四十年四月法律第四十五號新刑法が公布せられ翌四十一年十月一日より之が實施を見たるに依り廢止せらる。而して新刑法は違警罪に付何等の規定を設けざりしを以て同年内務省令第十六號警察犯處罰令を設けて從來の違警罪を規定せる次第なり。

第四節 警察犯處罰令の施行區域

警察犯處罰令は内地は勿論樺太にも施行せらる。樺太に施行せらるることに付ては次の如き判例あり。
樺太ノ一般行政事務ハ内務大臣ノ指揮監督ノ下ニ在ルヲ以テ同大臣カ警察行政ノ目的ヲ達スル爲メニ定メタル警察犯處罰令ハ當然樺太ニ行ハル(大正六年大審院刑事部判決)。
以上は内務省令たる警察犯處罰令に關することなるも此の外に地方的效力を有する警察犯處罰令抄からず。臺灣違警令、關東州警察犯處罰令、何縣警察犯處罰令と稱するものは是なり。此等は皆當該地方の特別なる事情に鑑み制定せられたるものにして其の效力は該命令を發したる行政官廳の管轄區域外に及ぶことなし。

第五節 警察犯處罰令と刑法及刑法施行法

一 刑法は刑罰を規定したる法規の一般法なれば其の特別法若くは補充法等に特別の規定なき限りは總て刑法總則の適用を受くべきものにして警察犯處罰令も補充法の一類なるを以て同令に特別の規定なき限りは總て刑法總則の規定の適用を受くべきものとす。而して警察犯處罰令中其の全般に亘る特別規定に該當するものは第八節に於て説述する如く同令第四條に「本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之

ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得」と規定するのみなれば此の如き場合を除きたる以外は總て刑法總則の適用を受くるものと言はざる可らず。換言すれば警察犯處罰令違反行爲の成立するが爲めには一般犯罪構成要件を具備することを要す。例へば犯意の存在(刑法三三條)、責任能力者の行爲(刑法四一條)等其の主なるものにして其の外總て刑法總則の適用を受くべきものとす。

【判例】

- (一) 警察犯處罰令モ亦刑法第八條ニ依リ刑法總則ノ適用ヲ受クヘキモノトス(明治四十三年三月一日大審院判決)。
- (二) 刑法第三十八條第一項但書ニ所謂特別ノ規定アリトスルニハ特別刑罰法規ニ依リ處罰スル犯罪ノ成立ニ付テハ故意ヲ要セサル旨ノ一般的明文存スルカ若ハ各犯罪ニ對スル規定中ニ其ノ趣旨ヲ確認シ得ヘキモノナカラサルヘカラス(大正七年五月十七日大審院判決)。

二 警察犯處罰令に定むる拘留及科料の刑は刑法施行法第三十一條の規定に依り他の法律の適用に付ては舊刑法の違警罪と看做さるべきものとす。從て刑事訴訟法第三百三十一條の規定を適用し其の事件の呼出狀には呼出を受く可き者の氏名、職業、住

所、出頭の日時、場所及被告事件を記載し且代人をして出頭せしむることを得べき旨の記載を爲すが如きは其の例なり。又警察犯處罰令に規定する刑が拘留又は科料に係るを以て刑法施行法第三十一條に依り違警罪と看做さるる結果違警罪即決例は警察犯處罰令に之を適用するを得ることなれり。右に關しては多少詳細に説明するを要するものあるを以て次に之を説明せん。

第六節 警察犯處罰令と違警罪即決例

警察犯處罰令は刑罰を規定したる實體法なるに對し違警罪即決例は警察官に於て拘留、科料に該る罪を處斷する場合に適用する手續法なり。警察犯處罰令は既に述べたる如く其の刑罰として規定する處は拘留、科料に止まると雖も其の違反行爲に付き其の處罰を爲さんとする場合必ずしも違警罪即決例に準據することを要するものにあらず。唯警察官署が警察犯處罰令を適用し拘留、科料の言渡を爲さんとする場合に限り違警罪即決例に依るべきものとす。從て通常裁判所に於て警察犯處罰令違反行爲を審判せんとする場合は一般の手續と同じく刑事訴訟法に則るべきこと勿論なり。然れ共警察犯處罰令を實地に適用する者は概ね警察官署なるが故に其の適用上必要缺く可らざる違警罪即決例に就て述べんとす。

一 即決處分の性質 即決處分の性質に付きては或は司法處分なりとし或は行政處分なりと論じ學者の所説區々に涉るべしと雖も要は司法事項を内容とする一種特別の行政處分なりと解するに至るなりと信ず。

二 即決處分權者 即決處分を爲し得る者は警察署長又は其の代理たる官吏なり。即ち此等の者は其の管轄地内に於て犯したる一切の違警罪を即決し得るものなり。而して該罰則を規定したる法規が法律なると各省令なると府縣令なるとは敢て問ふ所に非ず。苟も拘留、科料の制裁を附したる法令に違反せる行爲にして其の管轄地内に發生したるときは直ちに之に對して即決處分を爲し得るなり。但し選擇刑となり居る場合例へば「……禁錮又ハ拘留」或は「……罰金又ハ科料」と規定せられたるときは所謂違警罪に非ざるが故に即決言渡を爲すことを得ず。換言すれば警察署長等は拘留、科料の範圍内に於ては刑の量定を爲し得るも禁錮刑及拘留刑の何れを採るべきか、將た罰金刑、科料刑中何れを科すべきかの選擇權は固より判事に專屬するものと解すべければなり。而して其の管轄地内に發生したる犯罪に限るを以て管轄地外の行爲に對しては固より即決言渡の權能有せず。例へば甲警察署長が乙警察署管轄内の違警罪に對して

即決の言渡を爲したるときは無効なり。但し甲警察署長が其の管轄地内に於て犯したる違警罪に對し即決の言渡を爲したる後乙警察署長が甲警察署長より囑託を受けて其の拘留の執行又は科料の徴收を爲すことは固より適法の行爲なり。即決の言渡權者とその執行權者とは區別して考へざるべからず。即決處分權者は警察署長又は其の代理たる官吏に限らるるを以て此れ以外の者は何人と雖も之が處分の權能有せず。即ち警視總監、府縣知事、警察部長等は平常警察事務を取扱ひつつあるのみならず警察署長に對しては常に監督權を行使しつつありと雖も自ら即決處分を爲すの權能なきなり。

三 即決の形式 即決の形式には對席及闕席の二種あり。前者は裁判の正式を用ひず被告人の陳述を聴き證據を取調べたる後直ちに其の言渡を爲すものにして、後者は被告人を呼出すことな

三 即決の形式

即決の形式には對席及闕席の二種あり。前者は裁判の正式を用ひず被告人の陳述を聴き證據を取調べたる後直ちに其の言渡を爲すものにして、後者は被告人を呼出すことな

く若は呼出したりと雖も出廷せざるとき其の言渡書を作成し其の正本を本人又は其の住所に送達するを謂ふ。而して言渡書には被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所、犯罪の場所、年月日時、罪名、刑名及正式の裁判を請求することを得べき期限並に其の言渡を爲したる警察署、年月日、警察官の氏名を記載せざるべからず。

四 即決言渡に對する正式裁判

即決の言渡を受けたる者其の言渡に不服なるときは區裁判所に向つて正式の裁判を請求することを得。其の期間は對席の場合にありては言渡ありたる日より三日内、闕席の場合に於ては言渡書の送達ありたる日より五日内とす。而して言渡又は送達の當日は此の期間に算入せざるものとす(刑訴法八一條參照)。而して此期間内に正式の裁判を請求せざるときは即決の言渡は確定するものとす。正式の裁判を請求し得べき者は即決言渡を受けたる被告人の外被告人の法定代理人、保佐人又は配偶者にして其の請求の方式は即決の言渡を爲したる警察署に申立書を差出すべし。而して此申立書を受理したる警察署に於ては其の申立を受けたる時より二十四時間内に訴訟に關する一切の書類並に假納金及保證金等を區裁判所檢事に送致せざるべからず。此場合に於て檢事は其の事件罪となら

五 即決言渡に附随せる特別處分

一 假納金 科料の言渡を爲したる警察官にして若し必要ありと認めたる時は被告人に對し其の金額の假納を命じ之に應ぜざるときは一圓を一日に折算し即日より之を留置することを得るなり。

二 保證金 拘留の言渡を爲したる時必要ありと認めたる場合は一日を一圓に折算し其の刑期に相當の金額を保證として差出さしむることを得。而して該保證金を差出したる者は刑の言渡確定したる後直ちに出席して其の執行を受くべし。若し出席せざるときは保證金を没入して本刑に換ふ。此場合に於ては被告人の出廷を強制し得ざるものと解すべきものなるを以て自由刑たる拘留刑は金刑たる科料と同様の效果に終るべく從て直に警察犯處罰令第一條の如く或罪に對して單に拘留刑のみを規定せる場合に於ても遂に拘留又は科料に處すと規定したると何等異なる所なきに至るべく手續法の爲めに實體法の精神を没却するの結果に立至るは蓋し非常の特例と謂はざるべからず。

右の保證金を差出さざる者は即決言渡の確定する迄之を留置す。即ち對席の場合にありては四日間、關席の場合にありては六日間留置すべきものとす。但し拘留の刑期五日内なるときは其の日に數に過ぐることを得ず。然るに對席の場合には三日間關席の場合には五日間留置すべきものなりと論ずる者無きにあらざるも之單に即決例第五條に規定せる日に數に拘泥せる論にして固より正當なりと云ふことを得ず。即決例第十條には第五條に定めたる期間内之を留置すと規定し何日間留置すとは規定せず。而して第五條は刑の言渡の確定すべき期間を定めたるものなれば前述したるが如く其の期間は刑事訴訟法第八十一條に準じ翌日より起算せざる可からず。詳言すれば言渡の日より起算して第四日又は第六日の終を以て確定すべきなり。然るに留置は刑法第二十四條第一項の精神に従ひ初日を算入すべきものなるを以て即決例第十條の要求する如く第五條の期間即ち刑期の確定する迄留置せんとせば必ず對席の場合に於ては四日間關席の場合に於ては六日間留置せざるべからざるなり。但し刑期五日以内の者に向て右の期間留置することは留置期間を刑期に算入すべき精神に反するを以て其の刑期に過ぐることを得ざる旨を明にせるなり。

【行政例】 前略御問合ノ趣了承右ハ同例(違警罪即決例)中特別ノ規定ナキニ付普通ノ例ニ準ジ言渡又ハ言渡書送達ノ日ヲ算入セザルモノトスレバ從テ同例第十條ノ留置期限モ第五條ノ期間ト同一ニシテ即チ四日又ハ六日間ハ被告ヲ留置スルモノト爲サザルヲ得ズ然ルニ其期間五日以内ノ場合ニ於テハ六日間留置スルトキハ其刑期ニ超過スルニ付同條但書ヲ以テ刑期五日以内ナルトキハ其日に數ニ過グルコトヲ得ザルノ制限ヲ設ケタルモノニシテ如何ナル場合ト雖モ其留置ハ五日ヲ超ユルヲ得ザルコトヲ規定シタルモノニ非ザル儀ト考慮致候云々(明治二十六年二月十六日佐賀縣知事宛司法次官回答)。

假納金又は保證金を納付せざる爲留置したる時は速に被告人の法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者及び被告人の屬する家の戸主中被告人の指定する者に其の旨を通知すべきものとす(同例一〇條之三)。又右の如く留置したる場合に於ては被告人と他の者との接見することは禁止すること能はざるも書類其の他の物の檢閲又は是等の物の授受を禁止することを得べきものとす(同例一四條)。

假納金又は保證金を差出さざるが爲めに留置したるときは留置

の日に數は之を拘留の刑期に算入し又は一日を一圓に折算して料の金額に算入すべきものとす。留置せられたる者にして若し正式の裁判を請求し因て呼出狀の送達を受けたるときは直に留置を解かざるべからず。是れ留置は言渡の確定するを待つものなるも正式裁判の請求あるときは事件は區裁判所に繫屬し同時に言渡は其の效力を失ふべければなり。

六 陸海軍軍人並に軍屬の違警罪處分 陸海軍軍人軍屬にして違警罪を犯したるときは違警罪即決例に依り憲兵部に於て其の處分を爲すを原則とし憲兵の設置なき地に於ては警察署に於て處分すべきものなり。而して憲兵部若くは警察署に於て即決例第十條に依り被告人を留置したるときは直ちに其の所屬の長官若くは隊長又は艦船團長に通知すべく又陸軍常備下士卒服役中の者違警罪を犯し其の處分を爲したるときは留置したると否とを問はず其の人名罰料を詳記し其の都度本人所管(隊付ならば該隊長へ速に通報せざるべからず(明治十六年八月司法省達))。

右の即決言渡に不服なるものは管轄軍法會議に向て正式の裁判を請求することを得。其の請求を爲すには即決例第五條に定められたる期間内に其の理由を記したる書面を即決處分を爲した

る憲兵部若くは警察署に差出すべし。而して之を受理したる憲兵部若くは警察署は二十四時間内に訴訟に關する一切の書類を管轄軍法會議の所管司令官(陸軍)若くは管轄軍法會議の長官(海軍)に送致すべし。軍法會議に於ては被告人を訊問する必要なしと認めたるときは單に書面に依り其の裁判を爲すことを得。而して軍法會議は第一審にして同時に終審なるを以て此の正式裁判の言渡に對しては上訴を爲すことを得ざるものとす。

即決言渡確定し若くは正式裁判の言渡を爲したるときは憲兵部警察署又は當該軍法會議より被告人所屬の長官若くは隊長、艦船團長又は被告人所在地の軍法會議主理(海軍)に其の執行を囑託することを得。

第七節 警察犯處罰令に於ける處罰行爲の三分類

警察犯處罰令は其の處罰行爲を分つて三個に大別したり。其の一は拘留のみに處すべき罪にして之を第一條に掲げ、其の二は拘留又は科料に處すべき處罰行爲にして之を何れに處するかは一に當該官廳の自由の裁量に依るものにして第二條に規定する行爲是なり。其の三は單に科料の刑のみを以て處罰すべきものにして第三

條の各號に記載せるもの即ち是なり。

第八節 警察犯處罰令に規定したる違反行為の教唆及従犯

刑法第六十四條には拘留科料のみに處すべき罪の教唆者及従犯は特別の規定あるにあらざれば之を處罰せずとの明文あり。之れ一は拘留、科料を以て罰すべき罪の教唆者及従犯の如きは輕微なる犯罪行為に對する間接行為なれば原則として之を罰するの必要なしとの精神に出でたるものなり。従て本令違反行為の教唆、従犯も亦處罰を免かるることとなるべし。然るに本令第四條に「本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得」との特別規定あるが故に刑法第六十四條に對する例外として拘留、科料のみに係る罪の教唆及従犯を處罰し得ると同時に従犯の刑を定めたる刑法第六十三條に對し例外を規定したるものとす。即ち刑法に依れば従犯は正犯の刑に照して減輕すべき旨を規定せるも本令に在りては正犯の刑と同一の刑を以て處分せられ敢て減輕を爲さざるものと爲したればなり。然れども本令違反行為の如きは本來輕微なる犯罪なるを以て必ずしも之を罰するを要せざる場合尠からず。故に同條但書を以て情狀に依り其の刑を免除することを得と爲し

たるは極めて適當なる立法と云ふべし。

第二章 各論

第一節 拘留のみを科すべき行為(第一條)

拘留とは一日以上三十日未滿の期間拘留場に留め置く自由刑なり(刑法九條、一六條參照)。故に拘留の最短期は一日にして最長期は二十九日なりとす。何となれば一日以上といふときは一日をも包含し三十日未滿といふときは三十日に足らざる日數を示すものにして三十日を包含せざればなり。若し三十日以下といふときは三十日をも包含するが故に未滿と以下とは斯くの如き差異あるにより注意すべし。

一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者(刑法一三〇條乃至一三三條參照)

本號の罪は人の居住若は看守せざる邸宅等なることを認識し且故なく潜伏することに依り成立す。故に泥酔者が無意識に空家に轉げ込み居るも本號を以て處斷することを得ず。此の場合に本人を檢束するは妨げなし。

故ナクとは正當の事由なくしての義なり。正當の事由ありや否やは法令の規定乃至社會通念に依り決する外なし。例へば巡查が

犯人を逮捕せんが爲め或建造物内に潜伏し又は人民が暴行者の追跡を免るる爲め若は所有者の承諾を得て潜伏するが如きは正當の事由たるべし。

【判例】 警察犯處罰令第一條第四號ニ所謂故ナク面會ヲ強請シトハ正當ノ理由ナク相手方ノ意ニ反シテ面會ヲ要求スルノ義ニシテ面會ヲ求ムルニ至リタル動機ニ不正ナシトスルモ要求者ト被要求者トノ關係其ノ他四圍ノ狀況ニ於テ之ヲ要求スルハ社會通念上妥當ナラスト認ムヘキモノナルトキハ其要求ヲ正當ノ理由ナキモノト謂ハサルヘカラス(大正十二年十一月三十日大審院判決)。

人ノとは犯人以外の人の義なり。
人ノ居住セサルとは人が現に安靜を採るの場所となし居らざるを謂ふなり。而して安靜を採る場所とは多少永続的に居所又は睡眠を爲すの場所となし居るを謂ふ。必ずしも其所に於て常に食事を爲し又は毎夜睡眠の場所となし居るの事實あるを要せず。

【判例】

- (一) 外出不在ノ場合ト雖モ居住ト謂フコトヲ妨ケス(明治四十二年四月六日大審院判決)。
- (二) 官廳ノ宿直員ハ非常ヲ警戒スヘキ責任ヲ有スルヲ以テ執

務時限後ト雖モ廳中ノ各部分ヲ巡視スルヲ通例ト爲スカ故ニ宿直室カ廳會ト獨立シタル建造物内ニ在リタル場合ト雖モ廳會ヲ以テ人ノ住居セル建造物ナリト云フヲ妨ケス(大正三年大審院刑事部判決)。

人ノ看守セサルとは或は番人を置き或は鎖鑰を施す等人の實力的支配の下に置かれざるを謂ふなり。彼の空家にして何等の戸締りもなく何人と雖も自由に出入し得るが如きは即ち是れなり。

邸宅とは通常の歩行を以ては踰越し能はざる程度の設備を以て圍繞せられたる一定の地域並に其の内の家屋其の他の建造物を指せるなり。即ち庭園も亦此内に含まるるを以て人の居住せざる家屋附屬の竹藪内等に潜伏したる場合も本罪を構成するなり。
建造物とは家屋は固より地上に定著せる總ての設備にして人の自由に入出し得べきものを謂ふ。従て船舶、車等は茲に所謂建造物に非ず。

【判例】

- (一) 建造物トハ家屋其ノ他之ニ類似スル建造物ヲ指稱スルモノニシテ屋蓋ヲ有シ牆壁又ハ柱材ニ依リ支持セラレテ土地ニ定著シ少クトモ其ノ内部ニ人ノ出入シ得ヘキモノナルコトヲ要ス(大正三年六月二十日大審院判決)。

(二) 屋蓋ヲ有シ柱材ニヨリ支持セラレテ土地ニ定著シ人ノ起居出入シ得ル内部ヲ有スル工作物ハ縱令周壁及天井ヲ有セサルモ所謂建造物ニ該當ス(昭和二年五月三十日大審院判決)。

船艙 とは水を航行し人又は物を運搬するの用に供するものを謂ふ。故に筏の如きは船舶に非ず、又形は船舶なりと雖も一定の場所に固定せしめ料理屋等に使用せる場合は茲に所謂船舶に非ざるなり。

潜伏 とは人の發見を妨ぐる意思にて忍び隠るるを謂ふなり。而して其の時間の長短は敢て問ふ所にあらず。故に俄雨を避くる爲め空家の軒下に立入るが如きは潜伏にあらず。然れども搔拂ひを爲したる者が被害者の追跡を受け之を免れんが爲め空屋内に隠るるが如きは即ち潜伏なり。

本號の罪が刑法の家宅侵入罪と異なるは邸宅、建造物若くは船舶が人の居住又は看守せざるものなるの點にあり。

終に注意すべきは潜伏の目的を達したると否とを問はざることは是れなり。

二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

賣淫 とは公許を得ずして女子が金錢又は物品の報酬を受くる合意の下に任意に不特定の男子と交接する行爲なり。賣淫に官の

モ賣淫者ヲ勸誘シ賣淫ノ機會ヲ與ヘタル以上ハ其ノ所爲ハ密賣淫ノ媒合ヲ爲シタルニ外ナラザレハ之ヲ目シテ密賣淫ノ教唆ト爲スハ其ノ當ヲ得タルモノニ非ス(大正十二年五月五日大審院判決)。

容止 とは密賣淫行爲の行はるる場所を供給する行爲なり。

【判例】

(一) 密賣淫ノ容止ヲ爲ストハ密賣淫ノ場所ヲ供給シテ之ヲ幫助スルヲ謂フ密賣淫ヲ爲ス情ヲ知リテ豫メ其ノ者ニ房屋ヲ給與スルコトニ同意シタル以上ハ後ニ密賣淫ノ行爲アリタルトキ茲ニ密賣淫容止ノ犯罪成立スルモノニシテ容止ヲ爲スモノカ個々ノ密賣淫行爲ニ付一々認容シタル事實アルコトヲ必要トセス(大正四年四月二十六日大審院判決)。

(二) 密賣淫容止罪ハ苟モ密賣淫ヲ爲スノ情ヲ知テ豫メ密賣淫ニ房屋其ノ他ノ場所ヲ給與スルコトヲ約シ後ニ其ノ者ニ於テ該場所ヲ使用シテ密賣淫ノ行爲ヲ爲スニ依リ直ニ成立シテ容止ヲ爲ス者ニ於テ個々ノ密賣淫行爲ニ付一々認容シタルコトヲ必要トセス(昭和三年四月六日大審院判決)。

(三) 密賣淫媒合若クハ容止ノ罪ハ密賣淫ノ實行行爲ニ隨伴シテ成立スルモノナレハ密賣淫ヲ爲スノ情ヲ知テ房屋ヲ給與

許可を得たるものと否らざるものとあり。許可を得たるものを公娼といひ許可を得ざるものを密賣淫と云ふ。

【判例】

(一) 對價ヲ約シテ密カニ淫ヲ嚮キタルトキハ未タ現實ニ對價ヲ取得セスト雖モ本號ノ犯罪成立スルモノトス(昭和四年十月二十六日大審院判決)。

(二) 密賣淫ヲ處罰スルハ對價ニ依リ淫行ヲ爲スヲ處罰スル趣旨ナリ(昭和五年一月二十日大審院判決)。

媒合 とは賣淫者と買淫者との間に介在して密賣淫に關する兩者の合意を斡旋成立せしむるの謂なり。之により利得したると否とは問ふ所に非ず。

【判例】

(一) 密賣淫ノ媒合ヲ爲ストハ周旋勸誘其ノ他總テノ方法ヲ以テテ密賣淫ノ實行ニ付機會ヲ與フルコトヲ意味ス(大正五年一月二十日大審院判決)。

(二) 密賣淫ノ媒合ヲ爲ストハ周旋勸誘其ノ他ノ方法ヲ以テテ密賣淫ノ實行ニ付機會ヲ與フル行爲ノ謂ニシテ其ノ勸誘ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ賣淫者又ハ其ノ相手人ノ双方ニ對シ之ヲ爲スト其ノ一方ノミニ對シ之ヲ爲スト問ハス苟

シ又ハ其周旋勸誘ヲ爲シタリトスルモ密賣淫ナル犯罪行爲ノ實行セラレサル以上ハ該犯罪ハ成立スヘキ筋合ノモノニアラズ(大正五年一月二十一日大審院判決)。

密賣淫犯者は女子たることを要するが故に男子は罪とならず。されど若し相手方が有夫の婦にして其の事實を知るときは刑法第八十三條の姦通罪となり又十三歳未満の婦女なるときは刑法第七十七條の姦淫罪となる。又婦女に報酬を受くるの目的なければ罪とならず。相思相戀の場合は本號に該當せず。妾の如きは相手方が特定せる男子なるを以て密賣淫となることなし。終に注意すべきは營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勸誘して賣淫を爲さしめたる者は刑法第八十二條に依り三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せらるることとなり。故に本號は自然淫行の常習ある婦女を手引して姦淫せしめたる場合を主とするものとす。

三 一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

本號は所謂浮浪者なる者に對して相當の制裁を加へ此等の徒の徘徊を豫防せんが爲めに設けられたるものなり。蓋し此等の徒の跋扈は自から竊盜強盜等の被害を増加せしめ公安の保持上憂ふべき結果を生ずるが爲めなり。

本號の罪は一定の住居及び生業なくして徘徊するに依り成立す。

從て一定の住居なしとするも一定の生業あれば本罪を構成せず又一定の生業なくも一定の住居あれば本罪を構成せず。

(一) 一定の住居なくして諸方に徘徊する者

住居とは其の所に於て寢食を爲し安靜を攝る場所を云ふ但し毎夜其の所に寢ね又は常に其の所に於て食事を爲すことを必要とせず。要は其の所を以て生活の本據となし居る所を稱して住居と云ふ。此の意味に於ては本質宿も亦時に住居と見るべき場合なきにあらず。而して單に一定の住居なきのみにては未だ以て本罪を構成せず。尙ほ其の上に一定の生業なく而かも諸方に徘徊することを必要とす。徘徊すとは所謂うろつくことなり。

(二) 一定の生業なくして諸方に徘徊する者

生業とは依て以て生活の資料を得べき業務を云ふ。而して其の業務の如何なる種類なるかは固より問ふ所に非ざるなり。警察許可を受くべき職業にして許可を受けずして爲す場合も亦一定の生業ある者と謂ふことを得べし。又彼の葬式の人足の如き立ちん坊の如きも之を以て繼續的に生活の資料を得る方便となし得る以上は即ち一定の生業あるものと謂はざるべからず。本罪を構成するには一定の生業なきのみならず一定の住居をも有せずして諸方に徘徊するの事實あることを必要とす。

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者
強請とは相手方の意思に反して強ゆるの義なり。
強談とは相手方に對して威壓的に自己の主張を語り傳ふるの謂なり。

【判例】

(一) 強談トハ他人ニ對シ言語ヲ以テ強テ自己ノ要求スヘキコトヲ迫ルノ行爲ヲ指シ又威迫トアルハ他人ニ對シ言語舉動ヲ以テ氣勢ヲ示シ因テ不安困惑ノ念ヲ生セシムル行爲ヲ指スモノト解スヘキモノニシテ唯恐喝若クハ脅迫罪ヲ構成スル要件ヲ具備スルニ至ラサルモノタルハ勿論ナリトス(大正十一年十月三日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第一條第四號ニ所謂強談威迫トハ脅迫罪ヲ構成スルノ程度ニ至ラサル強制威嚇ノ行爲ヲ指稱スルモノトス(大正三年六月二日大審院判決)。

威迫とは威壓するを意味す。即ち威力を用ゐて相手方をして自己の意見に屈從することを餘儀なくせしめんとするを謂ふ。

本號に於て注意すべきは故ナクの三字是れなり。次の如き二つの判例あり。

【判例】

高額は十九圓九十九錢なりとす。

本節に記載する犯罪に付ては拘留料料孰れか其の一を選びて之を科す。即ち科刑權限を有する者は犯罪の情狀に應じ又時の模様により料料と拘留孰れが能く懲戒の目的を達するに適當なりやを判斷し其の適當なりと信する刑を選択する自由を有す。

又ハなる語は孰れか一方といふ意を示すものと知るべし。

一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

合力とは一定の事業若は企圖の爲めに金錢若は物品等の寄贈、援助を求むるを云ふ。

喜捨とは神佛其他一般に宗教上の信仰に基き金品を寄贈するを云ふ。

合力、喜捨共に義務なき相手方をして金錢其の他の有價物を供與せしむる點に於て同一なるも前者は主として世俗的目的の爲めにし後者は宗教的目的の爲めにするの區別あれども強ひて區別するも實益なし。

物品ノ購買ヲ求メとは賣買を誘引する行爲にあらずして相手方の意思に反して購買を求めたるを謂ふ。

物品 中には不動産は勿論記名債券、株券をも包含するものとす。但し其の物品が新聞紙又は雜誌なるときは第七號の罪となる。

常習として面會強請又は強談威迫の行爲を爲すときは暴力行爲等處罰法第二條に依り處斷せらる。

第二節 拘留又は料料を科すべき行爲(第一條)

(二條)

料料とは十錢以上二十圓未満の範圍内に於て犯人より徴收すべき財産刑を云ふ(刑法一七條參照)。故に料料の最低額は十錢にして最

(一) 警察犯處罰令第一條第四號ニ「故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者」トアル故ナクハ面會ノ強請ニ關スルモノニシテ後段ノ強談威迫ニ關スルモノニアラス(大正十年四月十三日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第一條第四號ニ所謂故ナク面會ヲ強請シトハ正當ノ理由ナク相手ノ意ニ反シテ面會ヲ要求スルノ義ニシテ面會ヲ求ムルニ至リタル動機ニ不正ナシトスルモ要求者ト被要求者トノ關係其ノ他四圍ノ狀況ニ於テ之ヲ要求スルハ社會通念上妥當ナラスト認ムヘキモノナルトキハ其ノ要求ヲ正當ノ理由ナキモノト謂ハサルヘカラサルノミナラス苟モ被要求者ノ意ニ反シテ之ヲ求ムル以上ハ假令一回ノ要求ト雖モ強請タルヲ妨ケサルモノトス(大正十二年十一月三十日大審院判決)。

本號に於て注意すべきは合力喜捨物品の販賣の如きは唯之を求めたるのみにては本號の罪とならず、之を強請したる場合に於て始めて罪となる。茲に強請とは程度の問題にして如何なる程度に至つて之を強請と謂ふことを得るや否やは個々の場合に於ける事實の問題にして豫め茲に之を決すること能はず。而して本號と刑法第二百四十九條と異なるは本號が恐喝の程度に達せざる強要なるの點にあり。終に一言す、地方長官の認可を受けて喜捨の募集を爲すも強請するときは本罪を構成することは是なり。

二 乞巧ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

乞巧とは通行人又は戸戸に就き憐みを乞ひて生活の資料を受くる行爲なり。

本號は遊食の惰民を驅逐せんとの目的に出でたるものなり。

爲サシメタル者とは責任無能力者を利用し乞巧を爲さしめ収益を得んとするが如き者を謂ふ。但し乞巧を爲さしめたる以上は、現に収益を得たと否とを問はず本號の罪を構成するものなること論を俟たざるなり。若し能力者をして乞巧を爲さしめたる場合は教唆罪にして本令第四條の罪を構成し本號に所謂乞巧を爲さしめたる罪に該當せず。施與物件を自用に供する目的なきものは喜捨にして乞巧にあらず。

終に注意すべきは僧侶が托鉢して戸戸より施與を受くるが如きは乞巧に非ざることは是なり。

三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者

濫ニとは「故ナク」と同様正當の事由なきを云ふ(前節四參照)。寄附とは公共的事業を助成せんが爲めに金錢物品を贈與する行爲なり。第一號及第二號に規定するところのものは合力喜捨乞巧にして即ち一人に對する金錢物品の贈與の場合に限り、公共的事業に對する場合を包含せず。

收利ノ目的とは之に依りて利益を得んと欲することを意味す。

本號は第一號と其の趣意を同するを以て該號に記載する所に於て類推し得れば茲に之を贅せず。只其の強請的行爲が恐喝の程度に達する時は恐喝取財罪を構成することを注意せざるべからざるのみ。

【判例】警察犯處罰令第二條ノ三ニ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入場券等ヲ配付シタル者トアル物品トハ同條文中別ニ舉示セル入場券ノ如キモノヲ除キ其他ノ有體物ニシテ配付ノ可能性ヲ有スルモノハ總テ之ヲ包含スルヲ以テ紙片又ハ其他ノ物質ヲ材料トスル神符神札ノ類ハ皆同法條ノ三ノ適用上物品ニ該

當スルモノト解スヘキモノトス(大正九年三月十七日大審院判決)。

四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者(刑法二三三條、二三四條參照)

入札とは物件の賣買貸借又は工事請負等に付き豫定條件(物件の代金貸借料又は工事請負の報酬等)に適合したる者と契約を結ぶべきことを條件として投票の方法に依り之が申込を爲さしむることをいふ。競賣は投票方法に依らず口頭を以てするが故に入札に非ず。

入札ノ妨害とは入札者をして現場に立會し投票する能はざらしむる有形(暴行)無形(詐欺脅迫)一切の行爲を云ふ。

共同入札とは入札書に連名にて申込をなすことを謂ふ。換言すれば共同投票人を云ふ。

落札入とは入札の結果豫定條件に適合して賣買貸借又は請負等の契約の當事者となりたる人をいふ。入札妨害の行爲は若し威力を用ひ又は虚偽の風説を流布し若は偽計を用ひて之を爲すときは刑法第二百三十三條、第二百三十四條に依り三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらるべきものに屬す。故に本號の罪を成すには偽計又は威力に依らず又虚偽の風説を流布せずして妨害を爲

したる場合に限る。又共同入札を強請し若は落札人に對し其の事業又は利益の分配若は金品を強請するが如き所爲は其の手段にして恐喝の境界に進入せば直ちに刑法の適用を受くべきものなるを以て本罪は恐喝の程度に達せざる輕微の行爲を罰せんとするの趣旨に出づ。

五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者(刑法二三三條、二三四條參照)

業務とは凡ての職業及事務を指すものなれども刑法第五章に於て公務執行妨害罪を規定しあれば本號の業務は官公吏の職務を除きたるもの即ち私人の正當なる業務のみを指すものと知るべし。故に法令の禁止せる賭博常習者の賭博を妨害するも罪となることなし。

【判例】

(一) 竊盜罪ノ成立ニ必要ナル故意アリトスルニハ法定ノ犯罪構成要件タル事實ニ對スル認識ノ外尙ホ不法ニ物ヲ自己ニ領得スルノ意思アルコトヲ要スルモノトス從テ被告人甲カ某縣某郡某村小學校教員奉職中同校長乙ニ衝ムトコロアリ其ノ管掌セル重要物件ヲ紛失セシメ因リテ之ヲシテ其ノ過失ノ責ニ任セシメンコトヲ圖リ乙ノ管理スル同校勸諭奉置

所ノ領領ヲ開披シ自己ニ領得スル意思ナクシテ其ノ内ニ奉
置シアリタル同校奉職ノ教育勸諭書本、戊申詔書本、文
部大臣訓示ノ三點ヲ抄包ノ儘取出シ之ヲ自己ノ受持教室
ノ天井裏ニ隠匿シタル場合ニ於テ右被告ノ所爲ニ校長乙
ノ支配ヲ侵シテ學校所藏ノ物ヲ自己ノ支配内ニ移シタル事
實アリトスルモ固ヨリ其ノ物ヲ自己ニ領得スルノ意思ニ出
テタルモノニ非サレハ竊盜罪ヲ以テ論スヘキ限リニ非ス而
テ同ノシテ警察犯處罰令第二條第五號ニ所謂業務ハ刑法第二百三
十三條ノ業務ト同一ニ解釋スヘキ特殊ノ理由存セサルヲ以
テ汎ク公私ノ業務ヲ包含スルモノト解スヘク從テ本事業ハ
警察犯處罰令第二條第五號ニ該當スルモノトス(大正四年五月
二十一日大審院判決)。

(二) 業務トハ汎ク職業其他繼續シテ從事スルコトヲ要スヘキ
事務又ハ事業ヲ總稱ス(大正十年十二月二十四日大審院判決)。
(三) 小作人タリシ者カ地主ニ履ハレ又ハ請負ニ因リテ地主ノ
爲耕作ニ從事スル者ニ對シ或ハ詰責シ或ハ嫌味ヲ述ヘ因テ
將來ノ領果ヲ憂ヘシメ又ハ其ノ感情ヲ害スルヲ慮ラシメタ
ル結果耕作ノ業務ヲ止メシメ又ハ止メシメントシタル行爲
ハ警察犯處罰令ノ業務妨害罪ヲ構成ス(大正十五年三月二十二日
大審院判決)。

大審院判決。

惡戯 いたづらには常戯と惡戯とあり常戯には何等の害意を含ま
ざれども惡戯は他人をして迷惑を感ぜしめんとするの害意を以て
爲す一切の行爲を指す。例之店頭の道路に尿尿を撒布するが如し。
【判例】 惡戯トハ他人ノ業務ヲ妨害スル意ナラサルモ其ノ業務
ノ安全ヲ脅カス虞アル行爲ヲ云フ蓋シ同條號ハ刑法業務妨害
罪ノ規定ト相俟テ人ノ業務ノ安全ヲ保護スルカ爲メニ設ケラ
レタル規定ナレハ他人ノ業務ヲ妨害スル程度ニ至ラサルモ其
ノ業務ノ安全ヲ脅カス虞アル行爲ノ如キハ亦禁止スルニ因テ
克ク立法ノ精神ヲ貫徹スルコトヲ得ヘク彼上ニ所謂惡戯トハ
斯ル行爲ヲ指稱スルニ外ナラスト解スルヲ正當トス(昭和二年
二月二十五日大審院判決)。

妨害 とは他人の業務の執行を不能又は不便ならしむる行爲なり
婚禮葬儀は業務にあらざるを以て之に對する惡戯は第九號の罪に
して本罪にあらざり。
他人の業務に對する妨害にして虚偽の風説を流布し又は偽計若は
威力の使用を手段とするときは刑法第二百三十三條、第二百三十
四條の違反行爲となるも本號の罪となるものにあらず。されば本
號の罪は右の手段以外の程度の低き手段(其の手段の有形的無形

的なるを問はず)を以て妨害する場合に限る。例之商人の店頭に
立塞り又は人の嫌厭すべき行爲を爲すが如し。

六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ廣告ヲ爲
シ不正ノ利ヲ圖リタル者
誇大ノ廣告 とは針小なる事實を極大に吹聴し世人をして迷はし
めんとする廣告を指す。
虚偽ノ廣告 とは事實の全く存せざるに拘らず事實の存するが如
く又事實の存するを全く存在せざる如く廣告することを謂ふ。
不正ノ利ヲ圖 るとは正當の方法手段を以てしては獲得するに困
難なる財産上の利益を得んと企つることにして必ずしも現實に利
益を得たるものなることを要せず。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第六號ニ依リテ處分セラルヘキ所爲
ハ欺罔手段ヲ以テ財物ヲ騙取スルコトヲ目的トセス止タ事
實ヲ誇張シ又ハ虚構シテ新聞紙雜誌其他ノ方法ニ依リ其ノ
事實ヲ廣告シ以テ不正ノ利益ヲ得ンコトヲ圖リタル所爲ナ
リトス(明治四十二年一月二十一日大審院判決)。
(二) 刑法第二百六十四條第二項ニ所謂「財産上不法ノ利益云
々」トハ利益獲得ノ方法手段ノ不法ナルコトヲ意味シ財産

上ノ利益ソノモノカ不法ナルコトヲ意味スルニ非ス(大正十
五年十月五日大審院判決)。

其ノ他ノ方法 とは電柱に廣告を掲げ樂隊行列をなして市中を觸
れ廻るが如きを謂ふ。
此種の犯罪は近時頻繁に行はるる所にして之を詳細に取調ぶると
きは往々詐欺取財の行爲若は其の未遂行爲たるものがあるが如し。
然れども其の未遂に至らざる行爲と雖も法律上之を罰し以て公共
の安寧秩序の維持を圖らざる可からず。是に於て乎不正の利を圖
る目的を以て誇大又は虚偽の廣告を爲したるときは本號に依り之
を處罰することとなしたり。

七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ
其ノ申込ヲ求メタル者

出版物 とは印刷したる文書圖畫を云ふ。印刷とは木版、活版、
鋳版、膠版、石版、寫真版等を原版として文字又は形象を複
寫するを謂ふ。
出版行爲そのものは出版法、豫約出版法、新聞紙法に依り取締を
受く。本號は出版物の購讀又は廣告掲載の強請行爲を取締るもの
なり。
購讀なる文字は一般の用例として代價を支拂ひ刊行物を購讀讀書

する意義に使用せらるるのみならず漢文に購以財有所求也と在るに見るも有償の場合を指稱するものと解するの文理上穩當なること明かなり。反之廣告の場合に強て掲載を求めたる者とのみ規定せるを以て法文上毫も有償を要件としたる趣旨を發見し得ざるのみならず取締法の精神よりして廣く無償の場合をも包含すと解するを妥當とすればなり。

【判例】 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂「廣告」ハ其ノ掲載ニ付キ代料ノ支拂ヲ要スルモノノミナラス無償ノ場合ヲモ包含スルモノトス。

苟クモ特定人ノ名義ヲ用ヒ一定ノ事項ヲ新聞紙等ニ掲載セシメ之ヲ他ノ特定人若ハ公衆ニ告知スルモノナルニ於テハ其ノ内容ノ如何ヲ問ハス凡テ警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂「廣告」ニ該當スルモノトス(大正四年五月二十一日大審院判決)。

新聞紙、雜誌其の他の出版物の記者作者中往々にして暗に人を恐喝して其の購讀若は出版物中に廣告掲載を強ひ間接に金錢上の利益を強請する者ありて其の弊頗る大なるものあり。されば本號を以て之を罰すべきものと定めたるは其の當を得たるものならん。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第七號ハ新聞雜誌其ノ他ノ出版物ノ

廣告掲載ノ申込ヲ求ムルニ強迫ヲ以テスルコトヲ必要トスルモノニ非スシテ理由ヲ付シタル拒絕ニ依リ廣告ヲ爲スコトヲ欲セサルコト既ニ明白ナル者ニ對シ強度ノ勸誘ヲ爲シ其ノ本意ヲ枉ケテ申込ヲ爲スコトヲ要求シ其ノ者ヲシテ不本意ナカラ之ニ應セシメタル場合ノ如キハ之ニ該當スルモノトス(大正七年四月二十九日大審院判決)。

【判例】 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ申込ヲ求メタル者トハ相手方カ謝絶ノ意ヲ表示スルニ拘ラス強テ其ノ申込ヲ要求スル者ハ勿論相手方ニ於テ謝絶ノ意ヲ表セサルモ其ノ意ニ反スル場合ニ於テ之ヲ知り乍ラ強テ申込ヲ要求スル者ヲ汎稱スルモノトス(大正八年七月八日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタルモノトハ申込ノ要求カ強迫ニ近キ程度ニ強談的ナルコトヲ必要トセス相手方ニ於テ數回謝絶ノ意思ヲ表示シ其ノ申込ヲ爲スヲ欲セサルコト既ニ明白ナルニ拘ハラス尙執拗ニ勸誘ヲ繼續シ其ノ本意ヲ曲ケテ申込ヲ爲サシメントスル場合ノ如キモ亦之ニ該當スルモノトス(昭和四年六月二十日大審院判決)。

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

代料とは代價料金の略語にして新聞紙、雜誌其の他の出版物の代價及廣告料金を總稱する意味なり。茲に注意すべきは廣告に掲げられたる文書圖畫にして權利義務に關し又は少なくとも事實證明に關するものなるときは其の名義者に對し事後承諾を得べき正當の事由を有せざるときは刑法第五百十九條の適用を免れざることはなり。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第八號ハ申込ナキ出版物ノ範圍ニ付キ何等制限スルトコロナキヲ以テ新聞紙雜誌及ヒ其以外ノ出版物ハ總テ之ニ包含セラルル法意ナリト解セサルヲ得ス(大正二年十月二十日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第八號ニハ申込ナキニ出版物ヲ配付シ其ノ代料ヲ請求スルト云フノ外尙ホ之ヲ強請スルコトヲ必要トスル文詞ナキヲ以テ強請ヲ必要トセサル法意ナリト謂ハサルヘカラス(大正二年七月十一日大審院判決)。

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者祭事とは神社の祭禮、寺院佛閣の法會、教會堂に於ける祭式の如き宗教的の祭典を總て包含す。

【判例】 所謂祭事トハ儀ヲ整ヘ具ヲ供シテ神佛其他ノ靈位ニ奉仕シ敬虔ノ誠ヲ致スノ式事ヲ汎稱シ而シテ本號ノ規定ハ專ラ敬神崇教等信教ニ關スル良俗ヲ保護シ之カ妨害ヲ排除スルノ趣旨ニ出テタルコト寔ニ明確ナルカ故ニ其祭事ノ起原出所カ法令ニ依ルト舊慣ニ基クト分タサルハ勿論其ノ舉行ノ如キモ必スシモ神祠佛堂等ノ境域内ニ限ラサルモノト解スルヲ相當トス從テ神社ノ例祭ニ當リ其ノ祭儀ニ伴ヒ社域外氏子居住區内ノ地點ニ擴張スル恒例ノ法連飾若ハ古來我邦都鄙一般ニ行ハルル稻荷神社ノ初午祭ニ際シ古例ニ遵ヒ路傍ニ樹立スル旗幟ノ如キモ亦當該祭事ノ一部ヲ爲スモノト謂フヘク其結果トシテ故ナクシテ之等ノ施設ヲ撤去スルカ如キハ則チ本號ニ所謂祭事ニ對シテ妨害ヲ爲スニ外ナラスト斷定セサルヘカラス(昭和四年三月六日大審院判決)。

祝儀とは祝典儀式の略語にして結婚式、誕生祝、上棟式等の如きを意味す。

其ノ行列とは祭事祝儀の爲に爲す行列なり。祭事祝儀又は其の行列に對シ惡戯又は妨害を爲すの行爲は一般の風教上大に之を取締らざる可らざるのみならず更に一步を進むれば刑法第百八十八條第二項の違反行爲となるものなしとせず。

其ノ行列とは祭事祝儀の爲に爲す行列なり。祭事祝儀又は其の行列に對シ惡戯又は妨害を爲すの行爲は一般の風教上大に之を取締らざる可らざるのみならず更に一步を進むれば刑法第百八十八條第二項の違反行爲となるものなしとせず。

する意義に使用せらるるのみならず漢文に購以財有所求也と在るに見るも有償の場合を指稱するものと解するの文理上穩當なること明かなり。反之廣告の場合に單に強て掲載を求めたる者とのみ規定せるを以て法文上毫も有償を要件としたる趣旨を發見し得ざるのみならず取締法の精神よりして廣く無償の場合をも包含すと解するを妥當とすればなり。

【判例】 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂「廣告」ハ其ノ掲載ニ付キ代料ノ支拂ヲ要スルモノノミナラス無償ノ場合ヲモ包含スルモノトス。

苟クモ特定人ノ名義ヲ用ヒ一定ノ事項ヲ新聞紙等ニ掲載セシメ之ヲ他ノ特定人若ハ公衆ニ告知スルモノナルニ於テハ其ノ内容ノ如何ヲ問ハス凡テ警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂「廣告」ニ該當スルモノトス(大正四年五月二十一日大審院判決)。

新聞紙、雜誌其の他の出版物の記者作者中往々にして暗に人を恐喝して其の購讀者は出版物中に廣告掲載を強ひ問接に金錢上の利益を強請する者ありて其の弊頗る大なるものあり。されば本號を以て之を罰すべきものと定めたるは其の當を得たるものならん。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第七號ハ新聞雜誌其ノ他ノ出版物ノ

廣告掲載ノ申込ヲ求ムルニ強迫ヲ以テスルコトヲ必要トス

ルモノニ非スシテ理由ヲ付シタル拒絶ニ依リ廣告ヲ爲スコトヲ欲セサルコト既ニ明白ナル者ニ對シ強度ノ勸誘ヲ爲シ其ノ本意ヲ托ケテ申込ヲ爲スコトヲ要求シ其ノ者ヲシテ不本意ナカラ之ニ應セシメタル場合ノ如キハ之ニ該當スルモノトス(大正七年四月二十九日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ申込ヲ求メタル者

トハ相手方カ謝絶ノ意ヲ表示スルニ拘ラス強テ其ノ申込ヲ要求スル者ハ勿論相手方ニ於テ謝絶ノ意ヲ表セサルモ其ノ意ニ反スル場合ニ於テ之ヲ知り乍ラ強テ申込ヲ要求スル者ヲ汎稱スルモノトス(大正八年七月八日大審院判決)。

(三) 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタ

ルモノトハ申込ノ要求カ強迫ニ近キ程度ニ強迫的ナルコトヲ必要トセス相手方ニ於テ數回謝絶ノ意思ヲ表示シ其ノ申込ヲ爲スヲ欲セサルコト既ニ明白ナルニ拘ハラス尙執拗ニ勸誘ヲ繼續シ其ノ本意ヲ曲ケテ申込ヲ爲サシメントスル場合ノ如キモ亦之ニ該當スルモノトス(昭和四年六月二十日大審院判決)。

八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナ

キ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

代料 とは代價料金の略語にして新聞紙、雜誌其の他の出版物の代價及廣告料金を總稱する意味なり。

茲に注意すべきは廣告に掲げられたる文書圖畫にして權利義務に關し又は少なくとも事實證明に關するものなるときは其の名義者に對し事後承諾を得べき正當の事由を有せざるときは刑法第五百十九條の適用を免れざることとなり。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第八號ハ申込ナキ出版物ノ範圍ニ付キ何等制限スルトコロナキヲ以テ新聞紙雜誌及ヒ其以外ノ出版物ハ總テ之ニ包含セラルル法意ナリト解セサルヲ得ス(大正二年十月二十日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第八號ニハ申込ナキニ出版物ヲ配付シ其ノ代金ヲ請求スルト云フノ外向ホ之ヲ強請スルコトヲ必要トスル文詞ナキヲ以テ強請ヲ必要トセサル法意ナリト謂ハサルヘカラス(大正二年七月十一日大審院判決)。

九 祭事、祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者祭事 とは神社の祭禮、寺院佛閣の法會、教會堂に於ける祭式の如き宗教的の祭典を總て包含す。

【判例】 所謂祭事トハ儀ヲ整ヘ具ヲ供シテ神佛其他ノ靈位ニ奉

仕シ敬虔ノ誠ヲ致スノ式事ヲ汎稱シ而シテ本號ノ規定ハ專ラ敬神崇教等信教ニ關スル良俗ヲ保護シ之カ妨害ヲ排除スルノ趣旨ニ出テタルコト寔ニ明確ナルカ故ニ其祭事ノ起原出所カ法令ニ依ルト舊慣ニ基クト分タサルハ勿論其ノ舉行ノ如キモ必スシモ神祠佛堂等ノ境域内ニ限ラサルモノト解スルヲ相當トス從テ神社ノ例祭ニ當リ其ノ祭儀ニ伴ヒ社域外氏子居住區内ノ地點ニ擴張スル恒例ノ注連飾若ハ古來我邦都鄙一般ニ行ハルル稻荷神社ノ初午祭ニ際シ古例ニ遵ヒ路傍ニ樹立スル旗幟ノ如キモ亦當該祭事ノ一部ヲ爲スモノト謂フヘク其結果トシテ故ナクシテ之等ノ施設ヲ撤去スルカ如キハ則チ本號ニ所謂祭事ニ對シテ妨害ヲ爲スニ外ナラスト斷定セサルヘカラス(昭和四年三月六日大審院判決)。

祝儀 とは祝典儀式の略語にして結婚式、誕生祝、上棟式等の如きを意味す。

其ノ行列 とは祭事祝儀の爲に爲す行列なり。

祭事祝儀又ハ其ノ行列に對シ惡戯又ハ妨害を爲すの行爲は一般の風教上大に之を取締らざる可らざるのみならず更に一步を進むれば刑法第百八十八條第二項の違反行爲となるものなしとせず。

十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲テ扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セザル者

前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者(刑法二二七條、二二八條)。

占有ノ場所 とは現に自己の支配しつつかある場所を意味す。故に必ずしも自己の所有に屬する場所たることを要せず自己の借家借地にても自己占有の場所といふを妨げず。

扶助ヲ要スル者 とは老年者幼年者不具者又は疾病者等の如く自ら其の生命乃至健康を保持すべき動作を爲す能力なき者即ち普通行倒人と稱する者の類を指す。

死屍 とは出生後死亡したる者の遺骸にして人間の形態を失はざりしものを謂ふ。

死胎 とは出生前死亡したる胎兒の遺骸を謂ふ。死屍と併稱して死體と謂ふ。

現場ノ變更 とは甲所に在りし死屍又は死胎を乙所に移すか若は仰向になり居たる死屍又は死胎を俯伏せしむるが如く捜査上の便宜を没却する行爲を總稱す。即ち發見當時の状態を變ずるを謂ふ。而して申告の遲延は其の事實を知りたる時より判斷すべきものに

して各場合に付て決するの外なし。

老幼不具又は疾病の爲め扶助を要すべき者を置去り又は之を遺棄したる場合は刑法第二百七條及第二百十八條に依り處罰せらるべし。然れども保護、被保護の關係あらざる者が單に置去りたる場合例之重病に罹れる乞丐が其の邸宅内に來りたる場合に於て之を置去りたればとて刑法の犯罪を構成すべきものにあらず。然れども斯かる場合に處すべき一定の途を講せざる可からず。是れ即ち本號を以て自己占有の場所内に老幼不具又は疾病の爲め扶助を要する者ありたるときは速に警察官吏に申告すべきことを命じたるものなり。死屍死胎の位置如何に依り犯罪捜査の端緒を開くこと決して渺からず。從て警察官吏の指揮なきに其の現場を變更するが如き行爲は之を禁せざる可からず。是れ第二項の規定を設けたる所以なり。

十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧嘩シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所 とは道路、水路、公園等を指す。一個人の所有にかゝる土地水面にても私道路を開き何人にも自由に通行を許すときは亦之を交通自由の場所と謂ふことを得べし。

【判例】 所謂公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所トハ不特定多數ノ

者ノ自由ニ往來シ得ヘキ場所ノ謂ニシテ必シモ公路タルコトヲ要スルモノニ非ス且本來特定人ノ爲ニ設ケタル通路ト雖不特定多數ノ人ノ自由ニ往來スルコトヲ許ス場合ニ於テハ其通路ハ公衆ノ自由ニ往來スルコトヲ得ヘキ場所タルヲ失ハサルモノトス(大正十二年一月二十三日大醫院判決)。

喧嘩 とは大聲疾呼し又は喧嘩口論する等周囲の靜謐を害することを云ふ。

【判例】 警察犯處罰令第二條第十一號ハ公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧嘩シタル者ヲ處罰スルモノニシテ右喧嘩行爲カ個人單獨ノ行爲ナルト團體的ニ又ハ多數一團ト爲リテ爲サレタルトフ間フコトナシ唯若シ右ノ如キ喧嘩行爲カ多衆運動ニ際シテ爲シ其ノ態樣ニ於テ安寧秩序ヲ紊ス程度ニ及ヒ且警察官ノ制止ヲ受ケテ之ニ従ハサルニ於テハ之ニ對シ治安警察法第十二條第二十六條ノ適用アルヘク又若シ右行爲カ文書詩歌ノ朗讀放吟其ノ他ノ行爲ニヨリテ一定ノ意思表示ヲ爲スヲ内容トシ其ノ態樣ニ於テ安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スル程度ニ及ヒ且警察官ノ禁止命令ヲ受ケテ之ニ違背スルニ於テ

ハ之ニ對シ治安警察法第十六條第二十九條ノ適用アルヘシト雖モ右ノ各要件ヲ具ヘサル喧嘩行爲ニ對シテハ前記警察犯處

罰令ノ規定ノ適用アルモノト言ハサルヘカラス(昭和五年十一月二十日大醫院判決)。

横臥 とは身體を坐臥することにて必ずしも醉臥し居るを要せず又必ずしも睡眠し居るを意味するに非ず。

泥酔 とは事理を辨別せざる程度に大醉せるを謂ふ。必ずしも知覺精神を喪失するを問はざるなり。公衆の自由に通行し得る場所に於て喧嘩口論を爲すときは之を一人にて爲すと數人にて爲すとを問はず一般風教上甚だ醜陋なりと言はざる可からざるを以て今日の文化の程度に於ては之を嚴禁せざる可からず。又公衆の自由交通の場所に横臥するが如き又泥酔して斯かる場所を徘徊するが如きも亦同一の趣意に依り嚴に取締らざる可からず。是れ本號を設けたる所以なり。

【判例】 警察犯處罰令第二條第十一號ノ罪ノ成立ニハ公衆ノ自由ニ通行シ得ル場所ニ於テ喧嘩シ横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊即チウロツキ歩ク行爲アルヲ以テ足り所論ノ如ク公衆ノ自由ニ交通ノ自由ヲ妨害スル程度ニ於ケル「ブラツキ」ナルコトヲ必要トセス(昭和七年十一月十五日大醫院判決)。

十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

(刑法二四條以下參照)

交通妨害ノ行爲とは公衆の交通を不便ならしむる虞ある一切の行爲なり。例へば單に手を擴げ繩を張りて人の通行を遮斷し往來等の遊戯を爲すが如し。文明の進歩は其の一面に於て交通の發達を意味す。されば一私人の行爲に因り交通を妨ぐる者ありとせば嚴に之を禁ぜざる可からず。故に本號を以て交通の妨害となるべき行爲を爲したる者を處罰する所以なり。但し其の妨害の度稍々進みて壅塞の程度に達するときは刑法第二百二十四條以下の各本條に依り處罰せらる。又刑法に於ては其の未遂を罰せざるも本號は既遂たる未遂たるを問はざるなり。

【判例】

- (一) 街路ニシテ公衆ノ往來最モ頻繁ナル場所ニ幅四尺長六尺ノ屋臺車ヲ置キ物品ノ販賣ヲ爲シタルトキハ其ノ時間ノ長短ヲ問ハズ正當ノ事由存セサル限り警察犯處罰令第二條第十二號ノ犯罪ヲ構成ス。而シテ被告カ種物露店營業者タル事實ハ正當ノ事由ト爲ラサルモノトス(大正五年六月二十六日大審院判決)。

- (二) 警察犯處罰令第二條第十二號ニ所謂交通妨害トナルヘキ行爲タルコトヲ判示スルニハ必スシモ犯人ノ爲シタル行爲

此狀況を現出するの懸念を危険の虞と謂ふ。

豫防ノ裝置とは危険の發生を防止する爲になす相當の設備を謂ふ。例之道路の陥穴に陥る人なきやうに穴の周圍に繩張又は點燈を爲すが如し。

義務ヲ怠リタル者とは法令、行政處分又は組合の規約等に依りて危険豫防の裝置を爲すべき義務を負担したる者が其の義務を履行せざることを意味す。之を怠りたる以上は過失たる否とを問はず罪となる。

本號も亦前號と同趣意に出でたるものにして交通の安全を圖る爲に之を規定したるものなり。茲に注意すべきは本號に違反して危険の虞あるにも拘らず點燈其の他豫防の裝置を爲さざるが爲に第三者の生命身體等に損害を及ぼしたるときは刑法の過失殺傷に依り其の罪を論ずべきものならん。

十四 劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

其ノ他公衆會同ノ場所とは角力場、演說會場、説教場等劇場、寄席に類する場所にして多數の人の有料又は無料にて入り込む場所を謂ふ。

會衆とは前掲の如き場所に集りたる人々を指す。

ヲ詳記スルノ要ナシト雖モ犯人ノ爲シタル行爲カ如何ナル行爲ニシテ如何ニ交通ノ妨害トナルヘキヤヲ認識シ得ヘキ程度ニ於テ之ヲ明確ナラシムルコトヲ要スルモノトス(大正九年七月五日大審院判決)。

- (三) 或袋地ニ甲ノ住宅及同人ノ借家ニ軒アリテ同人及借受人並其家族等數名之ニ居住シ其出入口ハ是等ノ者並是等ノ者ニ用事アル不特定多數ノ者ノ爲ニ日常自由ニ交通ノ用ニ供セラルル場所ニシテ公衆ノ自由ニ往來シ得ヘキ場所ナルコト明瞭ナル場合ニ於テハ右出入口ニ板ヲ打付ケ外部トノ交通ヲ不能ナラシメタル所爲ニ對シ警察犯處罰令第二條第十二號ヲ適用スルハ正當ナリトス(大正十二年一月二十三日大審院判決)。

- (四) 刑法第二百二十四條第一項ノ犯罪ト警察犯處罰令第二條第十二號ノ犯罪トハ各其ノ構成要件ヲ異ニシ罪質ヲ同ウセサルモノナレハ刑法第五十五條ニ所謂同一ノ罪名ニ觸ルルモノト爲スコトヲ得ス(昭和三年五月三十一日大審院判決)。

十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危険ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者

危険ノ虞人の身體生命財産に損害を生ずべき狀況を危険と稱し

本號は會合したる衆人に對して妨害行爲を爲したることを要し若し俳優講談師力士辯士説教師等に對して妨害したるときは第五號の所謂他人の業務に對する妨害罪となり本號の罪とならず。

此種の妨害は風教上甚だ都合のものにして社會の文化と一致すべきものにあざれば嚴に之を禁ずるの必要あり。而して如何なる程度に至りたる時之を妨害と云ふべきかは事實問題なり。

十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者

【判例】多數ノ青年カ太鼓臺ヲ昇出シ太鼓ヲ敲キ見物人モ數多集リ來リテ雜沓セル折柄其ノ現場ニ許可ヲ得スシテ太鼓臺ヲ昇出シタル所爲ヲ禁止スル目的ヲ以テ巡查力出張シ許可ヲ得スシテ太鼓臺ヲ昇出シタル所爲ヲ禁シ混雜ヲ増スヘキ行爲ヲ制止シタルニ拘ラス被告カ之ニ反抗シ「止メル要ナシ此儘行ケ」ト大聲連呼シ多衆モ亦之ニ和シ爲ニ青年カ巡查ノ命令ノ如クセサリシハ即チ被告ニ於テ雜沓ノ場所ニテ警察官吏ノ爲シタル制止ヲ肯カス混雜ヲ増大ナラシムヘキ行爲ヲ爲シタルモノニシテ警察犯處罰令第二條第十五號ニ該當スルモノトス(大正八年十一月十三日大審院判決)。

雜沓ノ場所とは綠日に於ける神社佛閣の境内、停車場、波止場

の如き多数人の込み合ひ歩行の自由ならざる場所を謂ふ。
制止ヲ會セス とは警察官吏の如き制止権を有する者の制止を爲すも之に従はざるを謂ふ。

混雑ヲ増スノ行爲 とは雑沓の場所は既に多少の混雑あることを免れず斯る場所へ人力車を轆き込み又多數人の隊を爲して押合ふが如き混雑を増すの行爲なり。又進行列中に佇立し衆人の進行を妨ぐる如き不作爲も亦混雑を増すの行爲なり。又犯人は必ずしも雑沓の内に居る者たることを要せず外部に在つて混雑を増すの行爲を爲す場合もあるべし。例へば街路に面する二階より其の行爲を爲すが如し。

終りに一言すべきは本號の罪と治安警察法第十二條、第十三條等の罪と結合するときは本號の罪は其の適用なきに至るべきことなり(治安警察法二二條、一六條、二九條參照)。

十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

【判例】

- (一) 警察犯處罰令第二條第十六號ノ罪ハ人ヲ誑惑セシムヘキ虚偽ノ事實ヲ人ニ知ラシムル行爲ヲ總稱シ其ノ被通知者カ不定多數ナル場合ト將テ特定ノ一人若クハ數人ナル場合トヲ問ハス汎ク之ヲ處罰スルノ趣意ナリトス(大正三年十二月十日)

八月大審院判決。

(二) 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル罪ノ成立ニハ流言浮説又ハ虚報ニシテ人ヲ誑惑セシムヘキ性質ヲ有スル以上不定多數ノ人ニ對シ之ヲ爲スト特定ノ人ニ對シ之ヲ爲ストヲ問ハサルモノトス(大正五年九月二十八日大審院判決)

誑惑 とは人を欺きて思慮を亂すことをいふ。
流言浮説 とは根據なき噂の意にして眞正なるや否や明かならざる言説を謂ふ。流言浮説には二様あり。人を誑惑せしむるに足るものと否らざるもの是なり。例之今夜或る有名なるピストル強盜が此町に来るべしと言へば人を誑惑せしむるに足るも明日黄金の卵を産む鴛鳥が来るべしと云ふも一笑に附して何人も之を信する者なからん。人を誑惑せしむるに足らざるものは罪とならず。
虚報 とは虚偽の報告の略稱にして苟も其の報知が全く存在せざる事實に關する以上は新聞紙の報知は勿論電報たと書狀たとを問はざるなり。

若し行爲者の目的が信用毀損又は業務妨害に在るときは刑法第二百三十三條の違反行爲となること明かなり。

十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者

妄ニ とは其の所説に根據なきことを謂ふ。「濫ニ」と區別することを要す。

妄ニ吉凶禍福ヲ説キ とは何等の根據なき幸福兇禍を他人に説述するを謂ふ。例へば建物の位置雪隠井戸等の方角を云爲し以て兇事ありとなし其の變更を促すが如き其の一例なり。故に教理教典等相當の理由に基くものは「妄ニ」と云ふを得ず。

祈禱 とは神佛に對して善報を冀ひ或は災厄を除かんことを祈願するを謂ふ。

符呪 とは俗に「のろり」こととして神佛に對し他人に惡報あらんことを祈願するを謂ふ。

守札 とは信徒の請求により神社佛閣より交付するものにして一の例示に過ぎず。

人ヲ惑ハシ とは人を喜ばしめ又は悲ましめて其の人の思慮を亂すことを謂ふ。

要するに本號は人を惑はしむる手段として妄に吉凶禍福を説き祈禱符呪等を爲し又は守札類を授與することを罰する趣意なれば、吉凶を説き祈禱を爲し守札を授くるも人を惑はしめざる場合は罪とならず。吉凶禍福を説き祈禱符呪等を爲し又守札等を授與するの行爲自身は罪となるものに非ずして人を惑はしたるにより罪と

なる。若し夫れ全く欺罔恐喝に出で不當に利益を獲得せば詐欺取財罪を構成するは明かなり。本號の罪は收利の目的に出でたと否とを問はず又他人の需に應じて爲したると否とを問はざるなり

十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

禁厭 とは俗にいふ「まじなひ」のことなり。例へば虫歯の禁厭と云ふが如し。

神符、神水 とは神靈の加護の籠る所とせられたるものにして例へば神前に供したる供物、守札等の如し。

醫療ヲ妨ぐとは病人をして醫師の治療を受けざらしむる一切の行爲を謂ふ。例之祈禱者がおまじなひを爲せば直に全快する故に診察を受くるに及ばずと説得するを謂ふ。故に例へば貧困の爲めに醫療を受け得ざる病者の爲めに家人が單に神符、神水の類を獻むるが如きは罪とならず。

病者に對し禁厭、祈禱、符呪等を爲し又は神符、神水等を與ふる行爲自體は罪とならず。然れども神符、神水の如きは永く神前に供へ置く結果往々にして衛生上有害なるものあるにも拘らず迷信の極之を服用又は濫附し以て疾病を治せんとするの徒勞なしとせず。斯くの如きは醫療を妨ぐることを以て公益上之を處罰せ

なるを得ざるなり。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ハ病者ニ對シテ其ノ未
タ醫療ヲ受ケサル前ナルト否トヲ問ハス苟クモ所定ノ行爲
ヲ行ヒ病者ヲシテ醫療ヲ受タルコトヲ避止セシメ又ハ既ニ
受ケタル醫療ノ效果ヲ遮斷セシムルニ因リ成立スルモノト
ス。

祈禱禁厭符呪ノ如キ所爲ハ必スシモ法令ノ禁スル所ニ非ス
又醫療ト相容レサルモノニ非ス唯是等ノ方法ニ因リ醫療ヲ
妨礙スル場合ニ於テ始メテ處罰セラルヘキモノトス。

警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ノ成立スルニハ所定ノ所
爲ニ因リテ病者ノ醫療ヲ受タルコトヲ妨ケ又ハ既ニ受ケタ
ル醫療ノ效果ヲ礙クヘキ諸般ノ行爲ヲ爲スヲ以テ足り必ス
シモ特殊ナル醫療妨礙ノ結果ヲ發生セシムルコトヲ必要ト
セス。故ニ醫療ノ目的ヲ以テ病者ノ患部ニ施シ在リタル繻
帶ヲ除去シ其ノ患部ニ木葉ヲ燒キタル粉末ヲ練リタル物質
ヲ塗布シ而シテ祈禱ヲ爲スカ如キ所爲ハ警察犯處罰令第二
條第十八號ニ該當スルモノトス(大正四年十二月十日大審院判決)。

(二) 警察犯處罰令第二條第十八號ノ罪ハ病者ニ對シ禁厭祈禱

符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ依テ醫療ヲ受タルコト
ヲ妨ケ又ハ已ニ受ケタル醫療ノ效果ヲ礙クヘキ諸般ノ行爲
ヲ爲スニ因テ成立シ現實ニ醫療妨礙ノ結果ヲ生スルコトヲ
要スルモノニアラス(大正十二年十一月二十九日大審院判決)。

(三) 警察犯處罰令第二條第十八號ニ禁厭祈禱符呪等トアルハ
禁厭祈禱符呪其他之ニ類似スル行爲ヲ指稱スルモノニシテ
其ノ迷信ニ基因スルト否トヲ問ハス又秘密不可思議ノ原理
ニ出テタルト否トヲ問ハサルモノトス。

本號ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ醫藥ヲ妨ケタル事實ヲ列示ス
ルニハ醫師ノ診療ヲ受ケ又ハ受ケントスル意思アル病者ヲ
シテ祈禱類似ノ行爲ニヨリテ其ノ治療ヲ受タルコトヲ止メ
又ハ中絶セシメタル事實ヲ認ムルニ足ル(昭和二年十二月二十三
日大審院判決)。

十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者

濫ニとは正當の事由なきことを意味するものなれば醫師が施術
上の必要に基きて之を施すが如きは「濫ニ」といふことを得ず。

催眠術とは人の意識を集中して催眠又は喪心の状態たらしむべ
き行爲なり。故に輕々しく之を施すが如きことは嚴禁せざる可か
らず。醫師と雖も確實の見込なく試験的に之を施すが如きは本號

に依り處罰せらるるを免れざるべし。

催眠術を施し人を傷害したるときは傷害罪又は過失傷害罪の適用
を受くべし。

二十 官職、位記、勳爵、學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、
徽章ヲ濫用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

官職とは官名と職名との略稱なり。官名とは警部、巡查と云ふ
如く官吏として任命せられたる地位を謂ひ、職名とは事務分配よ
り生ずる名稱にして警察署長、巡查部長と云ふが如し。官名職名
同一のものあり。例へば府縣知事、警視總監の如し。

位記とは叙位の文書のことなれども茲には恐らく正一位、從五
位と云ふ如き位階をいへるならん。一位より八位までありて各正
從あり。

勳爵とは勳一等公爵と云ふが如き勳等、爵名をいふ。爵は公、
侯、伯、子、男の五等に分かる。

學位とは法學博士、醫學博士と云ふが如く博士號をいふ。學士
は學位にあらずして稱號なり。

服飾とは法令に規定せられたる一定の制服又は裝服を謂ふ。故
に法令に規定なき服飾は之を包含せず。

徽章とは法令に規定せる記章を指す。例へば御紋章、勳章、從軍

記章、赤十字記章、警察官功勞記章等の如し。

濫用とは全く資格なき者が濫用し又は下級の資格者が上級の資
格者と同一物を用ゐることを謂ふ。

類似ノモノとは眞物に擬はしきものを謂ふ。一見人をして眞物
と誤解せしむるに足る程度のものなることを要す。玩具の如きは
概ね類似の程度に達せざるものなり。

二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニ
シテ故ナク申述ヲ肯セサル者

官公署とは官署公署の略稱にして刑法に謂ふ所の公務所と同意
義なり。

不實ノ申述とは全く無き事又は實際と異なりたる事を陳述する
ことを謂ふ。例之盜難に罹らざるに盜難に罹れりと届出で又は十
圓の被害を百圓の被害と陳述するが如し。而して其の申述は口頭
なると書面なるを問はず又問に對して申述すると自ら進んで之
を爲したるを論ぜず。

義務アル者とは法令によりて陳述すべき義務を規定しある者に
して證人、事實參事人等の如し(治安警察法一一條一項、煙草專賣法六二條、
傳染病預防法三一條等參照)。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第二條第二十一號前段ハ官公署ヨリ申述ヲ求メラレタル場合ナルト自ラ通シテ申述スル場合ナルトヲ問ハス苟モ官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シタルトキハ之ニ該當スルモノトス(大正三年七月十四日大審院判決)。

(二) 官公署ノ管掌事務ニ關スル事實ニ付虚偽ノ報告ヲ當該官公署ニ爲シタル行爲ハ警察犯處罰令第二條第二十一號ヲ適用スヘキモノニシテ同條第十六號ヲ適用スヘキモノニアラス(大正四年十月三十日大審院判決)。

(三) 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ寄留簿ニ不實ノ記載ヲ爲サシムル行爲ハ刑法第五百七條ノ犯罪ヲ構成セサルモ不實ノ申立ヲ爲シタルモノニ外ナラサルカ故ニ本號ニ該當スルモノトス(大正九年七月十九日大審院判決)。

(四) 訴訟當事者ノ一方カ相手方ノ所在判明セルニ拘ラス不實ニ相手方ハ所在不明ナリトシテ受審裁判所ニ對シ公示送達ノ申立ヲ爲シタルトキハ其ノ申立ハ官署ニ對スル不實ノ申立ナリトスルモ警察犯處罰令第二條第二十一號ニ依リ處罰セラルルニ止マリ刑法上處罰セラルルコトナキモノトス(大正十年五月四日大審院判決)。

刑法の誣告罪は刑事又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て申告

する場合に限り、其の以外の目的を有するときは本號の適用を受

くべし。又偽證罪は宣誓を爲したる證人に限り適用せらるるが故に事實參考人等の虚偽の陳述に對しては本號の適用あるべし。又刑事訴訟法上檢察司法警察官は重罪輕罪の現行犯に對する處分を爲すに當り宣誓を爲さしめずして證人を訊問する權利を有するが故に偽證を爲したるときは本號を適用せらるべし。

【判例】 法律ニ依リ宣誓シタル證人カ虚偽ノ陳述ヲ爲ストキハ該陳述カ其ノ事件ノ裁判ノ結果ニ影響ヲ及ボス虞アルト否トニ論ナク偽證罪ヲ構成スルモノニシテ警察犯處罰令第二條第二十一號ノ規定ニ觸ルルモノニアラス(大正十二年十二月十一日大審院判決)。

二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若シハ其ノ水路ニ障碍ヲ爲シタル者(刑法一四二條以下參照) 淨水 とは流水と井水と貯水とを間はず一切の飲料水を指す。一定の器物に汲み置きたる飲料水は之を含まず。而して牛馬の飲料水も亦之を含まず。

汚穢 とは汚し濁らすの意なり。若し之に不潔物、有毒物を投入して使用すること能はざるに至らば刑法第四百二十二條の犯罪にして本號を適用するの限に在らず。

障碍 とは水の湧出又は流下に支障を加ふることを謂ふ。

使用ヲ妨ケ とは水を使用することを妨ぐる一切の行爲を謂ふ。

例之井戸の蓋を釘付にするが如し。

刑法の規定は本號の規定に比し危害廣く且深きに在り。本號の規定は人の飲用に供する淨水を汚穢し又は其の使用を妨げ若は水路に障碍を爲すに因り犯罪成立すれども、刑法の規定に於ては更に其の程度を超えたる加害行爲を必要とせり。例之第四百四十二條は人の飲用に供する淨水を汚穢するのみを以て足れりとせず因て之を用ふること能はざらしむるに至りて始めて犯罪成立すとし又水路に障碍に付ても損壞壅塞の程度に達せざるべからざるものとせり。

二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疎通ヲ妨ケヘキ行爲ヲ爲シタル者(刑法二二三條、二四條參照)

疎通ヲ妨ケヘキ行爲 とは水の流通を妨ぐる虞ある一切の行爲を謂ふ。尤も公共の溝渠に土石廢芥を投棄するときは其の疎通を妨げざるも汚物掃除法施行規則第十七條の適用を受け本號の罪とならず。

本號は飲用水に關係なき河川其の他の溝渠下水路の疎通に對する妨害行爲なることを要す。蓋し飲料水に關係ある水路なるときは前號の適用を受くればなり。又疎通妨害の結果壅塞し河水氾濫す

るに至らば刑法上の溢水罪を構成するものとす。故に本罪は刑法の水利妨害罪及溢水罪の程度に達せざるものを罰するの精神なりと解釋するを妥當とす。

二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者

刺文 とは俗に入墨と稱す。其の方法種々あるべしと雖も通常針を以て人の皮膚に朱又は墨等の色素をすり込みて文字若は繪畫を表はすを謂ふ。

自ら自己の法益を侵害するは自己の處分權の範圍に屬するものなるを以て法の干渉すべきものにあらざると雖も苟も公益を害する場合は之を禁止せざるべからず。本號も社會の風教に害ありと認めたる場合の一なり(兵役法七四條、刑法墮胎罪、殺人罪參照)。

他人の身體に刺文したる者は縱令本人の承諾ありと雖も風教を害する點に於ては同一なるを以て之を處罰す。報酬の有無、之を業とするか否とは問ふ所にあらず。

二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者

出入ヲ禁止シタル場所 とは通抜無用又は無用之者入る可らず等の立札張紙繩張其の他の目標又は口頭を以て他人の出入を禁止したる場所を指す。之を禁止したる者は一私人たると官廳たるとを問はず。刑事訴訟法第六十一條の場合に變審判事の爲したる禁止

の場所け其の一例なり。

【判例】

(一) 入會権者ニ對スル入山禁止ノ立札ハ入會行爲ノ爲メニ入山スルコトヲ禁止スルニ止マルヲ以テ單ニ入會禁止ノ爲ニスル繩張及立札ヲ撤去スル爲ニ該山林ニ出入スルモ之ヲ以テ本號ニ違反スルモノト謂フヲ得ス(昭和二年九月八日大審院判決)。

(二) 本號ノ罪ハ出入禁止ノ場所ニ濫ニ出入スルニ因リテ成立シ而シテ右出入ノ禁止ハ其ノ場所ノ所有者占有者等禁止ノ權限アル者ニ於テ之ヲ爲シタルコトヲ必要トスルモ其ノ禁止者カ官公署タルト否トハ敢テ問フ所ニ非サルモノトス(昭和三年十月十一日大審院判決)。

(三) 警察犯處罰令第二條第二十五號ニ所謂「濫ニ」トハ社會通念ニ照シ相當ノ理由アリト認ムルコトヲ得サル場合ヲ指稱スルモノトス(昭和六年十月二十六日大審院判決)。

(四) 當該係員ノ許可アルニ非サレハ出入ヲ禁止セル炭坑構所内ニ「團結は武器だ」ト題スル宣傳文ヲ配付スル目的ヲ以テ無斷出入シタルトキハ警察犯處罰令第二條第二十五號ノ犯罪ヲ構成ス(昭和六年十月二十六日大審院判決)。

(五) 多數人ノ住居セル一廓内ニ管理者ノ意ニ反シテ故ナク立入りタル者ハ警察犯處罰令第二條第二十五號ニ該當スルモノニシテ刑法第三百十條ニ問擬スヘキモノニ非ス(昭和七年四月二十一日大審院判決)。

濫ニ とあるが故に縱令出入を禁止せられたる場所なるも警察官が職務執行の爲めに立入るが如き又は一私人と雖も瀕死の者を救護するの目的を以て立入るが如きは正當の理由あるを以て罪となることなし。

二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者榜示セル禁條 とは一般公衆に向て掲示せる禁止事項を謂ふ。例へば境内の樹木を折る可らず、鳥獸を捕ふ可らずと云ふが如し。榜標 とは一般公衆に向て或意思を表示したる木、石、板、紙等の物件をいふ。而して榜標は必ずしも禁條を記したるものみに限らず。例之如何々縣何郡何町と云ふが如き道路標も亦榜標の一たるを失はず。

汚濁 とは俗に所謂「よごす」こととして外觀を醜惡ならしむるを謂ふ。其の程度に至ては各事實に付きて認定する外なし。撤去 とは其の場所より取去るの義なり。従て必ずしも他へ持去

ることを要せず。拔取つて傍に抛擲するも撤去に該當す。

榜標を損傷するは汚濁にも撤去にも該當せず。故に本罪を構成せずして刑法第二百六十一條器物毀棄罪を構成すべし。若し損傷を數人にて行へば暴力行爲等處罰法に依り處罰せらる。航路標識に付ては別に航路標識條例あり。

二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者

水火災 とは水害、火災の意なり。
其ノ他ノ事變 とは水害、火災に類する事變にして暴風雨に因る家屋の倒潰、地震、汽車の顛覆の如し。
傍觀 とは援助の要求を受け而かも之に應ぜざる不作爲を云ふ。而して援助の請求を受けて直に逃避するが如きも固より援助義務の不履行なるが故に純正不作爲犯たる本罪を構成す。

本號は災害を敏速に除去し公共の安寧を圖らしむることを目的とす。此目的を達せんとするには職權ある官吏又は一私人と雖相當理由ある者の制止又は退去の要求を受けながら之に應ぜざる者を處罰する規定を設け又官吏より援助を求められたるに拘らず傍觀して之に應ぜざる者を處罰する規定を必要とするなり。

消防夫巡查等業務上特別の義務ある者が災害事變に際し傍觀して援助の需めに應ぜざる時は鎮火妨害又は防水妨害罪として處分せらるることあるべし。

郵便法第五條には郵便遞送人等が事故に遭遇したる場合に助力を求められたるものは正當の事由なくして之を拒むことを得ざる旨の規定あり。

二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者

濫ニ とは正當の理由なきことを意味するものなれば若し煙を發し居たるを見て之を消燈したるが如きは「濫ニ」と云ふことを得ず。標燈 とは目標とする燈火なり。例之姓氏(大石小林の如き)を記したる瓦斯燈又は屋號(越後屋、三石堂、博文館の如き)を記したる電氣燈の如し。

常燈 とは神社佛閣道路公園等に於ける常設せられたる燈火をいふ。
本號の行爲を罰する所以は交通の安全、危険の豫防、風紀の維持等常燈建設の目的を滅却するに至るを以てなり。若し消燈せんが爲に石を投げて其の瓦斯燈又は軒洋燈を損壞したるときは刑法の器物毀棄罪に該當す。

二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者(刑法三三五條、二六一條參照)

田野、園圃 とは植物を栽培する田畑庭園を謂ふ。

菜果ヲ採摘シ とは野菜を抜き採り果實を摘み採るを謂ふ。

花卉ヲ採折シ とは花又は草を折り採ることを謂ふ。

本號の行爲は純然たる理論よりすれば竊盜若は毀棄罪を構成するものにして本號の如き特則なき限り拘留又は科料を以て處罰し得べきものにあらず。何となれば他人の田野若は園圃に於て菜果を採摘する所爲にして其の菜果を領得する意なきときは竊盜罪を構成すべく若し菜果を領得する意なき場合に於ては器物毀棄罪を構成すべし。之と同じく花卉を採折したる場合に於ても領得の意の有無に依り或は竊盜罪を構成し或は器物毀棄罪を構成するものなり。唯其の情狀よりすれば田野園圃に於て一個の菜果を採摘し之を食したる者を直に竊盜罪を以て論じ又一枝の花を手折りたる者を直に器物毀棄罪を以て處罰するが如きは酷に失する嫌あり、故に本號を以て處罰すべきものとせり。換言すれば本罪は一時の興に乗じて花卉を採折し又は娛樂惡戯に依り菜果を採摘するが如き場合にのみ成立するものとす。而して本犯は菜果を採摘し又は花卉を採折するに因り成立するを以て田野庭園内に立入ることを要

せず手又は棒を差入れて爲すも亦本犯を構成す。

三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者(刑法二〇四條乃至二〇八條、二二〇條參照)

使用者 とは主として雇傭契約に基き他人を使用する者を謂ふ。

例之雇主及び其の家族の如し。

勞役者 とは使用者の爲め一定の勞務に服する者を謂ふ。例之番頭、手代、小僧、職工、下男、下女の如し。

使用者との間に存する雇傭契約に基き一定の勞働に従事せしむるは正當なるも其の契約以外又は慣例以外に出で、其の欲せざる所を爲さしめ其の欲する所を爲さざらしむるが如きは即ち「故ナク自由ヲ」妨ぐるものたり。

苛酷ノ取扱 とは慈悲の念なき取扱を意味す。幼少なる小僧に過重なる荷物を背負はして遠方に遣はすが如し。

使用者にして勞役者に對し故なく其の自由を妨げたるときは其の情狀如何に因り刑法第二百二十條の罪となり、其の程度軽くして之を監禁又は逮捕と謂ふ能はざる場合に於て本號の罪となるものとす。又使用者にして勞役者に對し苛酷の處置を爲したるときは情狀に因り刑法第二百四條乃至第二百八條の罪となるべく殊に多少にても暴行を加へたるときは一年以下の懲役若しくは五十圓以下

の罰金等に處せらるべし。要するに本號は前掲刑法の各條に依り處罰し得ざる輕微の場合に於ける罪を規定せるものと謂ふべし。

三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

身邊 とは人の身體の周圍を謂ふ。必ずしも接近するを要せず。乗車の周圍も身邊といふことを得べし。

立塞リ とは他人の身邊に立ち止り又は徘徊して其の進退を妨ぐることを謂ふ。

追隨 とは他人に尾行することを謂ふ。

本號實例は外國人に追隨し若は惡戯其の他の犯罪を爲す豫備の所爲として他人の身邊に立塞るが如し。即ち不良少年が婦女の身邊に立塞り又は尾行し之を誘惑せんと圖るが如し。

本號は人の自由を妨害する程度に達するを問はず人をして不快不安の念を起さしむるが故に處罰するものなり。

三十二 他人ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ

物件ヲ抛瀆シ又ハ放射シタル者

抛瀆 抛は固形物を投ぐることにして石瓦を投ぐるが如し。瀆は流動物を濺ぐことにして水、尿等を濺ぎかくるが如し。

放射 とは器物等を利用して物を濺ぎかくるを謂ふ。例へば哨筒にて水を放射し又は豆鐵砲を打つが如く多少の距離を有する場所

より物件を放出することを謂ふ。

他人ノ身體ニ對シ物件ヲ抛瀆ス とは例之固形體を投し又は流動物を濺ぐ等の行爲にして固形體の内にも種々なる物件あるべく又

流動物に付ても種々なる物質あるべし。例之他人に對し尿又は尿を抛瀆するが如きは其の一例なるべし。

他人ノ身體ニ物件ヲ放瀆ス とは是亦種々なる例を想像すること難からず。例之下水の水面を杖を以て撃ち下水を飛散せしめ他人に迷惑を與ふるが如し。

他人ノ物件ニ對シ物件ヲ抛瀆シ又ハ放射スル の例は前述する所によりて類推すること難からず。例之他人の家庭に對し瓦石の類を投じ又は下水を放射するが如き其の一例なるべし。

他人ノ身體又ハ物件ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛瀆シ又ハ放射シ とは人の身體自身には前述する所の物件を抛瀆し又は放射せずと雖其の身體又は物件に害を及ぼすべき虞れある場所に對し之を爲すの意なり。例之人の身體自身には石を抛たざるも其の人の立てる近傍に對し之を投ずるが如きは其の一例なるべし。

要するに本號は刑法の傷害、過失傷害又は毀棄の罪の範圍に入らざる輕微の行爲を罰する主旨なり。

を謂ふ。道路に通行人なきとき又は家屋内に人の居らざるときと雖本犯は成立す。

三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類

スル物ヲ汚濁シタル者(刑法一八八條參照)

禮拜所 とは神佛の遙拜所、耶穌の教會堂の如きものを謂ふ。

碑表 とは記念碑、功績表、萬靈塔の如き碑文の彫刻あるものを謂ふ。

形像 とは人の信仰乃至崇仰の對象とせらるる神佛人獸一切の像を謂ふ。例之上野公園に建てる南洲の銅像、路傍の石地藏、駒犬の石像、仁王の木像の如し。

汚濁 とは物の外觀を醜惡ならしむることを謂ふ。必ずしも不潔物を塗付することのみを意味するにあらず、泥土を塗るが如きも亦汚濁と謂ふべし。

本號の汚濁行爲は不敬に至らざる程度のものたるを要す。若し其の汚濁行爲にして至尊、皇室、皇陵に對する不敬の行爲なりと認むべき場合は刑法第七十四條、第七十六條の罪を構成すべく又本號の神祠佛堂等に對し公然不敬に涉るべき行爲と看做さるべき場合に於ては刑法第八十八條の犯罪を構成すべし。本號は人の尊敬崇拜する建設物に對する信仰心を毀損する一種の不敬行爲の輕

微のものを規定したるものなり。

三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

隱匿 とは所在を不明ならしむることを謂ふ。遺棄と區別することを要す。死屍又は死胎の隱匿は本號の適用を受くるも遺棄したる場合には刑法第九十條の適用あり。

擬裝 とは一見人をして他の物件と誤認せしむるが如き外觀を作爲することを謂ふ。例之汽船により死體を運搬する場合に行李詰となし一見人をして貨物と思はしむるが如し。

人の死屍又は死胎を隱匿し又は他物に擬裝するが如きは衛生の目的に反するのみならず他の犯罪を免れんが爲め若は罪證を湮滅せんが爲め又は制規の運送貨の支拂を免れんが爲めに爲すものなれば之が取締を爲さざるべからず。是れ本號の規定ある所以なり。本號の隱匿又は擬裝が他の行爲と結合するときは他罪を構成することあり。例之死體を擬裝し鐵道に託送するときは鐵道營業法第三十條に背反する犯罪となるが如し。

死屍、死胎を市町村長の認可を受けずして埋葬したるものに付ては本號の適用なし。墓地及埋葬取締規則違反者處分方なる特別法の適用あるが故なり。變死者を檢視を受けずして葬りたるものに

付ても本號の適用なく刑法第九十二條が適用せらる。

三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

(刑法二四六條參照)

一定ノ飲食物 とは一般取引上定まりたる品質の飲食物の義にして例之米、酒、牛肉と云ふが如し。又品質上の差異あるものは其の品質毎に一定したるもの例之越後米、肥後米、灘の酒と云ふが如く、又は一等米、二等米、糯粳と云ふが如し。

他物ヲ混 すとは牛肉に馬肉を混するが如く全然性質の異なる他物を混する場合は勿論一等米に三等米を混するが如く同種のもの

を混入するが如きも包含す。但し反對説あり。
不正ノ利 とは正當ならざる利得の意なり。故に買受人に對し他物の混入し居ることを告知し安價に販賣するが如きは不正の利と云ふを得ず。

不正ノ利ヲ圖リ とは不正の利益を得んことを企て其の實行に著手すれば足り必ずしも現實に不正の利益を得たることを必要とせず。故に例へば酒に水を混じて店頭陳列したる以上未だ其の酒を一回も販賣したることなしと雖不正の利を圖りたるものに該當す。

一定の飲食物に他物を混入し居らざることを主張して人を錯誤に

陥れ價格不相當の利を圖る行爲は詐欺なり。本號の行爲は人を錯誤に陥れずして不正の利益を圖りたる場合に適用すべきものなり而して不正の利益を圖りたるを以て足り必ずしも不正の利益を獲得したることを必要とせず。

茲に注意すべきは本號の行爲が他の罪條に觸ることあり。例之牛乳に水を混じたる時は牛乳營業取締規則に觸るるが如し。斯る場合に於ては罪條結合(刑法五四條)の理論を適用すべし。

三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

營利 とは單に營業上の利益と云ふ意味にはあらず之を廣く解釋して利益を得るの手段たるべき凡ての場合を指したるものにして其の利益が不正のものなると將た一時的利益たるを問はざるなり。例之農夫が自作の果實を他人に賣るが如し。

營利ノ用ニ供 すといふが故に既に果實肉類を賣り利益を得たることを必要とせず。利益を得んとして店頭陳列し又は他人に示したるのみにても營利の目的に供したりと解すべし。

本號は公共の衛生を圖るが爲め設けたるものにして不熟の果物、腐敗の肉類其の他健康を害すべき飲食物を營利の用に供したるときは販賣したると否とを問はず之に因り直に本號の罪となる。尙

は販賣の用に供する飲食物に付て嚴重なる規定あり(明治三三年法律一五號、飲食物其他ノ物品ニ關スル事件及明治三六年内務省令一〇號、飲食物防衛取締規則參照)。

三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

解割 とは繋ぎたる舟筏又は獸類の綱又は鎖を解き放つことを意味す。

舟筏 とは船舶の部類に入らざる運送用の浮泛物なり。

濫ニ とは正當の事由なきことを謂ふ。若し舟筏を繋ぎたるに之が爲に河水の疎通を妨害せられ夜中溢水の虞あるを見て之を解放したる如きは正當の事由あるものとす。

他人の繋ぎたる舟筏を解放して流失せしめ獸類を解放して奔逸せしむるときは其の所有者に財産上の損害を與ふることあるのみならず又交通の妨害をも醸すことあるものなれば本號は之を豫防するため規定せられたり。

第三節 科料のみを科すべき行爲(第三條)

一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解割シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者

許可ナク とは許可を請求せざる場合のみならず許可を請求したるも相當官廳の許可を受けざる場合をも含む。

帝國大學醫學部、各醫學專門學校等に於ける學術上の死屍、死胎の解剖保存に付ては包括的に許可を與へらる。

解割 とは醫學上一定の方法に依りて死體を切り開き骨、筋、臟腑等を明かにすることを謂ふ。

保存 とは多少の時日引續きて所持することを謂ふ。例之死屍死胎を「アルコホル」漬にするが如し。死屍死胎は犯罪に原因するもの動しとせず故に犯罪に原因せざることを明かにするか若は犯罪の原因を明かにするが爲に解剖を爲すことを必要とすることあり。然るに一人が濫に解剖を爲すときは以上の目的を空らしめ死因の認定を不能又は困難ならしむること少からざれば豫め許可を受くべきものとせり。又死屍死胎は元來葬るべきものにして保存すべきものにあらず。之を保存するときは風儀上、宗教上、衛生上の危害を生ずることあり。故に之を豫防する爲め本號の規定を設くるに至れり。

二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者
公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所 とは不特定又は多數人の目に止まるべ

き場所を謂ふ。必ずしも實際に公衆の目に觸れたることを必要とせず苟も公衆に目撃され得る場所なれば足る。屋内なると屋外なるとは之を問はざるなり。

袒裼 とは衣服の上半を脱ぎて膚を現はすことを謂ふ。

裸裎 とは全く衣服を纏はずして膚を現はすことを謂ふ。

其ノ他醜態 袒裼、裸裎し又は臀部、股部を露はすことは醜態の一例なり。之に類する醜態といふことにして例之婦人が帯を着けず腹部を露出して往來するが如し。又現に某水上警察署にては公然船上に立ちて陰部を露はし放尿したるときは茲に所謂醜態の一として處罰しつゝあり。

本號は文明の進歩に伴ひ醜陋なる行狀を禁するの趣意に出づ。若し夫れ如上の醜態一步を進めて猥褻の行爲と認むべき程度に達すれば既に本號の範圍を脱して刑法第七十四條の罪を構成す。

【判例】警察犯處罰令第三條第二號ハ公衆ヲシテ不快ノ念ヲ抱カシムヘキ風俗即チ醜態ヲ暴露スルヲ禁止スルニ在ルヲ以テ苟クモ容易ニ公衆ノ目ニ觸ルル場所ナル以上ハ家屋ノ内外ヲ問ハス醜態ヲ露ハスヲ許ササルノ法意ナリトス(大正二年十二月三日大審院判決)。

三 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

街路ニ於テ とは市街の道路に於てと云ふ意味なれば道路に出て放尿する場合のみならず他の場所より道路に向て放尿する場合例之二階より道路に向て放尿する場合又は道路より下水道に放尿する場合をも包含するが如し。而して街路といふが故に市内を縦横する水路は之を包含せざるべく又村落間に通ずる道路の如きは包含せざるものと解すべし。

市街の道路中には路面のみならず之に沿ひたる溝渠及橋梁を含む尿尿 とは大便小便の義なり。

爲サシメタル者 とは乳母、子守等が子供に大小便を爲さしめたるが如きを謂ふ。若し乳母子守の知らざる間に子供の放尿したる如きは此内に包含せず。

本號の目的は風俗並に衛生上の取締にあり。

四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者

銃砲 とは火藥の爆發により彈丸を發射する器械を謂ふ。ピストル、獵銃の如し。

其ノ他劇發スヘキ物 とは火藥の如き爆發すべき性質の物を謂ふ。義にして例之雷管、煙火の如し。

銃砲又は爆發物の製造、販賣、所持、使用等に付きては諸種の法

令により制限を受くるも其の制限内に於て尙濫に銃砲の發射を爲し劇發物を玩ぶときは危険あるを免れざるを以て本號の規定を設けたり。

本號は主として危害の豫防を目的とす。

五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者

引火シ易キ物 とは火の燃え付き易き物にて例之積糞、積草、堆積したる薪炭、材木等の如し。

本號の趣意とする所は濫に火を焚くは公共の危険を生ずべき處あるを以て之を禁するに在り。故に正當の事由ある者が相當の注意を以て焚くに於ては敢て之を禁するの趣意にあらず。又本號は放火犯の如く物を焼燬する行爲を罰するにあらず單に焚火の行爲を罰す。而して焚火の行爲が危険を生じたと否とを問ふことなし。刑法に於ては放火の行爲は因て公共の危険を生じ若くは他の物に延燒したる場合に於てのみ之を罰するも、本號に於ては公共の危険を生ずると否と他の物に延燒したると否とは問ふ所にあらず。要するに本號は前號と同じく危険豫防を目的とす。

六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
自然發火ノ虞アル物 とは人工を加へずして空氣の乾濕、物質の

摩擦等により自ら火を發すること容易なるものにして例之石油、酒精、火藥の類の如し。

取扱ヲ忽ニ すと取扱上相當の注意を用ゐざることを謂ふ。

本號の行爲の結果他の物を焼燬したると否とは問ふ所にあらず。尤も或物を焼燬したるときは失火罪として處罰せらるべし。

七 開業ノ産婆故ナク妊婦、産婦ノ招キニ應セサル者
開業ノ産婆 とは産婆名簿に登録せられたる産婆を謂ふ。

妊婦 とは妊娠中の婦女を謂ふ。

産婦 とは陣痛の襲來後分娩を経て産褥を離る迄の婦女を謂ふ。本號は故なく招きに應ぜざる者を放任するは人民の幸福を増進すべき保健的行政の目的を達すること能はざるを以て之を處罰することとせり。茲に故ナクとは此等の者が病氣他出等の事由に依り事實上妊婦産婦の招きに應ずること能はざる場合以外を謂ふ。醫師、齒科醫師、獸醫の應招義務に付ては夫々醫師法、齒科醫師法、獸醫師法に規定せらる。

八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

本號の罪は官公署の召喚に應じ出頭するの義務ある者が正當の事由なくして其の召喚に應ぜざることに因り成立す。

召喚 とは官公署の職權を以てする呼出しを謂ふ。故に招待の場

合を含まず。

故ナク とは正當の事由なきことを意味す。故に病氣にて出頭し難き場合、洪水の爲め橋梁流失して通行不能となりたる場合の如きは「故ナク」とはいふべからず。

【判例】

(一) 警察犯處罰令第三條第八號ノ規定ハ官公署ノ召喚ニ應シ出頭スル義務アル者カ正當ノ事由ナクシテ召喚ニ應セサル違法ノ行爲ヲ處罰スルノ旨經ナリトス(大正三年四月六日大醫院判決)。

(二) 召喚ニ應スル義務ハ法令ノ明文ニ規定セルト又ハ解釋ニ依リテ之ヲ認ムヘキモノナルトヲ問ハスト雖モ召喚ニ應セサルカ爲メニ單ニ其ノ召喚不應者ノ失權ヲ來スニ止ルカ如キ場合其ノ他特別ノ處罰規定アル場合ノ如キハ召喚ニ應セサルモ本號ノ違反トナルコトナシ(大正三年四月六日大醫院判決)。

刑事訴訟法には證人、鑑定人又は通事の裁判所の呼出に應ぜざる場合の特別規定あるを以て本號は之を除外するものと解すべし。故ナク とは相當の事由なきを謂ふ。故に相當の理由ありて官公署の召喚に應ぜざる如きは本號を以て罰すべき限に在らず。例へば官公署の呼出状を受取らざる如き又は受取りたるものとするも天災事變其の他の事故に因り出頭し能はざる場合の如きも亦相當

の理由ありたるものと謂ふべし。茲に問題を生ずべきは例之其の家族に病人ありたる爲め官公署の召喚に應ぜざる場合に於ては本號の違反なりや否や。此の如き場合に於て其の罪の有無を決するには其の病人の容體の輕重に依て之を決せざる可らず。病人にして時將に死に瀕しつつある如き場合に於て其の病人と呼出を受けたる者との間に親子若は殆ど之と等しき關係ある場合の如きは出頭せざるも敢て相當の理由なしと謂ふを得ず。然れども輕症の如きは以て相當の理由と爲すに足らざるべし。要するに各場合に於ける事實問題により決するの外なし。

九 炮煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儀食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者

炮煮 燂火にあぶることにて甘藷を燒くが如きを謂ひ、煮は芋をにるが如きを謂ふ。

洗滌 とは洗ひ清むることなり。

剥皮 とは皮をはぎとることにて林檎の皮をはぎとるが如し。

覆蓋 とはふたとなるべきおほひを謂ふ。

店頭 なる文字は一定の店舗に於ける其の最も道路に接したる部分とも解するを得べく又は店舗自身とも解し得べしと雖も店舗にあらざる道路に藎等を敷き飲食物を陳列せるが如き之を以て店頭

と稱し得べきや否や頗る疑はし。然れども店頭とは商品を販賣する一定の場所なりと解するときは露店も亦店頭なりと解し得べし

十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

濫ニ…棄擲シとは汚穢物を棄つるに相當ならざる場所に投げ捨つるを意味す。

汚穢物 とは一般人の見て以て不潔物となすものにして塵芥屎尿又は虫類、魚類の死屍等の如し。

取除ノ義務 汚物掃除義務は汚物掃除法施行規則其の他特別法令に規定せらる。

濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ とは其の通路たると河海たると將又如何なる場所たるとを問はず棄擲すべき相當の場所にあらざる時は總て之を濫に棄擲したるものと謂ふべし。故に自己の所有地内に之を棄擲したりとするも其の場所にして之を棄擲するに相當ならざるものなるときは亦本號の罪となる。又本號に取除ノ義務ヲ怠リタル者 とあるが故に取除かざる一事のみを以て直に本號の罪ありと謂ふこと能はず。取除の義務を怠りたる

き始めて其の違反行為ありと謂ふを得べし。其の義務を怠りたるとは取除くを相當とする時間内に取除かざるを謂ふと解す。故に

本人が禽獸の死屍又は汚穢物が相當ならざる場所に在ることを知り之を取除かんが爲め人を備入るる手續を爲したるときは假令其の備入に於て多少の懈怠ありたるものとするも之を以て直に本人に本號の違反行為ありたりと斷ずること能はざるが如し。

尙獸疫に罹りて斃死したる獸類の死體又は傳染病患者の吐瀉物若くは病毒の感染する虞ある物件を處置するに付き行ふべき方法並に之が違背者に對する處分に關しては傳染病豫防法、獸疫豫防法あり。本号は此等を除外したる部分に對する取締規定なり。

十一 監置ニ係ル精神病患者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

本號の罪は監護義務者が監置に係る精神病患者に付き其の監護を怠つて屋外に徘徊せしむることに因つて成立す(精神病患者監護法二條參照) 監置ニ係ル精神病患者 とは精神病患者監護法に依り行政廳の許可又は指定を受け外出を防ぐに足るべき一定の場所に置かれたる精神病患者をいふ。

監護 とは監督護衛と謂ふ意なり。

屋外 とは邸宅の區域以外なり。

監置に係る精神病患者とは監置を要すべき精神病患者と同じからず。既に監置せられたる精神病患者たるを要す。既に監置せられたる精

神病患者は監護すべき責任者に於て其の監護を嚴にし屋外に徘徊せしむ可らざるは當然の事由なり。

茲に疑問となるべきは精神病患者を監護する者の邸宅内に運動の爲め徘徊せしむるも尙本號の違反行為ありと謂ふべきや又は公衆の通行すべき場所に徘徊せしめて始めて本號の罪ありと謂ふべきやと云ふに運動の爲め適宜に自宅内を遊歩せしむるは之を徘徊と謂はず、徘徊とは特に監護を怠り精神病患者の意の如く恣に屋外を荒れ廻る儘に放任したる場合を謂ふと解釋するを至當とす。

本號規定の精神は一は精神病患者を保護し一は之により危害を受くべき者を保護するにあり。

十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嘍シ又ハ驚逸セシメタル者

嘍シとは獸類を勵まして人又は物に向はしむること即ち俗に「けしかける」を云ふ。

驚逸 とは驚きて走り出すことをいふ。

本號は獸類の爲め危害を蒙むるの虞なからしむるを目的とす。故に獵犬を嘍して野獸を追はしむるが如きは本號の罪とならざることを言を俟たず。本號の行為により人を傷害するときは傷害罪を構成す。

十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

猛獸 とは人畜を害すべき瘳猛なる性質を具ふる獸類を謂ふ。獅子、虎、狼の如し。

繫鎖 とは一定の場所に抑留する設備を意味し必ずしも鎖にて繋ぐことのみを意味するにあらず。例之虎を檻に入れ置くが如し。

本號は前號と同じく公衆の危険を豫防し一般の安寧を圖らんが爲めの規定なり。

十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

其ノ他ノ動物 とは牛馬を例示したる點より見れば犬猫鶏豚等の家畜のみを指すが如きも彼の觀物場に於ける猛獸の如きも包含するに似たり。即ち人に飼育せられ居る一切の動物を含むと解す。虐待 とは殘忍苛虐の取扱を爲すことを云ふ。

本號は風俗警察の目的を達せんが爲め各國の法制に倣ひ動物虐待の罪を規定したるものとす。但し公衆の目に觸るべき場所に非ざれば本罪を構成せず。

十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚濁シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、賣貸家札其ノ他標標ノ類ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者

其ノ他ノ工作物 とは門、塀、石垣、石壇の如きを指す。

標札とは俗に門札にして氏名會社名等を記したる名札なり。
標牌とは所謂看板を謂ふ。
標識とは標示したる目標を謂ふ。即ち一定の意義を標示したる物件をいふ。

他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ノ汚濁とは其の他の外觀を害すべき行爲にして其の方法種々ありと雖も若し汚濁の程度にして稍進まば家屋又は工作物の毀棄となるべし。例之古き家屋に樂書を爲したるが如きは汚濁として本號に依り罰するを至當とすべきも新しき家屋に對し洗ひ去る能はざるが如き材料を以てなしたるときは汚濁と言はんよりも寧ろ家屋毀棄と稱するを可なりとす。

十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スル處アル場所ニ舟筏ヲ繋キタル者損壞スル處アル場所とは舟筏繋留の爲に水勢激して橋梁又は堤防を損壞するに至るやも計り難き場所を謂ふ。
本號は橋梁又は堤防の損壞より生ずる公衆の交通上の危険を豫防せんとする趣旨に基き規定したるものなり。

十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者
田圃とは田畑を指す。故に原野山林は之を通行するも本號に觸るる限に在らず。

諸車とは自轉車、荷車、人力車、牛車、馬車等を總稱す。
牽入には驅入、追入等をも包含す。

本號の違反行爲の結果は植物の毀棄罪を構成するを通常とす。何となれば田圃には普通植付あればなり。植物毀棄の場合には別に刑法第二百六十一條に規定あり。之を要するに通路なき他人の田圃を通行し又は此に牛馬諸車を牽入るれば通常植物毀棄の罪となるべしと雖も其の田圃に植物なかりし場合又は植物ありとするも之を毀棄せざる場合に於ては常に本號の罪を構成するものとす。

警察犯處罰令終

違警罪即決例目次

- 第一章 總 說 一
- 第二章 違警罪即決例の本質 一
- 第三章 違警罪即決處分の權限 三
- 第四章 違警罪即決處分の性質 四
- 第五章 違警罪即決處分の手續 六
 - 第一節 對席言渡 六
 - 第二節 闕席言渡 六
 - 第三節 即決言渡書の記載要件 七
- 第六章 違警罪即決處分に對する正式裁判の請求 八
 - 第一節 正式裁判請求の性質 八
 - 第二節 正式裁判請求の方式 八
 - 第一款 正式裁判請求權者 八
 - 第二款 正式裁判請求の方式 一
 - 第三節 正式裁判申立の期間 一三

第四節 正式裁判請求申立の效力……………一六

第五節 正式裁判請求以後の手續……………二三

第六節 即決言渡と時効との關係……………三五

第七節 人違の者に對し送達したる即決言渡書の效力……………三八

第七章 違警罪即決言渡の確定……………三九

第八章 假執行手續……………三九

第一節 總說……………三九

第二節 科料言渡の場合に於ける假執行手續……………三九

第三節 拘留言渡の場合に於ける假執行手續……………三九

第九章 留置後即決言渡官署の通知義務……………四〇

第十章 拘留の執行手續……………四一

第十一章 留置人に對する接見並に物件の授受……………四二

違警罪即決例目次終 目次

違警罪即決例

第一章 總說

違警罪即決例は明治十八年九月二十四日太政官布告第三十一號を以て公布施行せられたる以來今尙其の效力を有する法規なれども其の間約四十數年間の文化の向上進展の状態は同例布告當時夢想だに爲さざりし處なり。されば其の舊態の儘之を實施することは現時の社會狀況に適應せざる事情あるに鑑み昭和六年第五十九議會に於て始めて其の一部を改正補充し同年九月一日より現行違警罪即決例を實施するに至れり。違警罪即決例を制定したる理由は拘留又は科料に該當する違警罪の如き罪質刑期共に輕微なる犯罪を審判するに當り一般犯罪の訴追審判に行はるが如き煩瑣なる訴訟手續を採用することは却つて被告人の不利益を來す場合あるのみならず國家的利益も亦損する處なるを以て被告人に於て異議なきときは簡明に當該事件を終結せしむる爲に設けられたるものにして特殊且つ簡便なる裁判制度なりとす。

其の訴訟手續の形式は現行刑事訴訟法が彈劾主義なるに反し違警罪即決例は審判官と原告官とが同一機關に依つて行はるゝ糾問主義を採用するものとす。

違警罪即決例は憲法發布前の法規にして僅に十四條の成文を有する特殊の訴訟手續法規にして其の不完全なること論を俟たず。されば之を解釋適用するに當りて特に注意すべき點は同例は刑事訴訟法とは別個獨立の存在を有する單行の訴訟手續法規にして同法とは普通法と特別法との關係を有するものに非ず。従つて違警罪即決例は同例の規定のみに依つて解釋適用すべきものにして同例に規定の存せざる場合直に刑事訴訟法の規定を適用し若くは準用することを得ざるものとす。然れども其の規定極めて不完全なる結果往々何等の規定なき事實に逢著する場合あるを以て斯くの如き場合に於ては同じく刑事訴訟手續を規定する現行刑事訴訟法の規定の精神に遵ひ解釋適用するより外なきものと謂はざる可からず。

第二章 違警罪即決例の本質

違警罪即決例は舊刑法第四編の違警罪に付き公的私的兩方面の利益を考慮し行政官廳に即決處分の權限を與へ通常裁判所の判決と

同一の効果を認めたる簡易の刑事訴訟手続法規に屬し警察犯處罰令等の如き犯罪と刑罰との關係を規定する實體法に非ず。

違警罪即決例は制定當時は一般的刑事手続法たりし治罪法に對する特殊の手續法規なりしが治罪法は再度の改正に依り現行刑事訴訟法となり即決例は昭和六年始めて補充改正せられ今日に至りたるものとす。或は曰く、明治二十三年十一月施行の裁判所構成法第十六條に「區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス。第一拘留又ハ科料ニ該ル罪」と規定するが故に裁判所構成法實施と同時に拘留又は科料に該る所謂違警罪の即決に關する違警罪即決例は當然改廢せられたるに非ざるやの疑義を生ずることあれども此點に付いては特に裁判所構成法施行條例第九條に「違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ」と規定し居るを以て同即決例の効力が有効に存続することは疑を挾む餘地なきものとす。

違警罪とは舊刑法が採用したる罪名なり(舊刑法第九條ニ違警罪トハ拘留科料ヲ以テ其ノ主刑ト爲ス)。現行刑法施行法は第三十一條に「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス」と規定するが故に現在に於て所謂違警罪とは警察犯處罰令其の他拘留科料の罰則規定を有する警察法令に違反

する罪並刑法第七十四條(公然猥褻罪)、同法第二百三十一條(侮辱罪)を總稱するものとす。

違警罪の意義は叙上の如くなるを以て違警罪即決例の適用の範圍も亦自ら決定す。即ち警察犯處罰令其の他拘留又は科料の罰則規定を有する警察法令違反の罪並刑法第七十四條第一項、同法第二百三十一條に適用あるものと謂ふことを得べし。

【法曹會議議】 刑法第七十四條ノ公然猥褻罪ト違警罪即決例ノ關係ニ關スル件

刑法第七十四條ノ猥褻罪ニ對シテモ違警罪即決例第一條ニ依リ即決處分ヲ爲シ得ルモノトス。
理由 刑法施行法第三十一條ニ「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス」トアルヲ以テ刑法第七十四條ノ罪モ亦刑法以外ノ法律ノ一タル違警罪即決例ノ適用ニ付テハ當然違警罪ト看做サルヘキモノトス(昭和二年三月十五日委員會第三科決議、法曹會議誌第五卷第六號二一頁)。

然れども實際の取扱に於ては所謂警察犯に非ざる刑法犯に付き違警罪即決例を適用して即決處分を爲したる實例あることを聞かず警察權執行に何等關係を有せざる刑法犯を警察官署に於て即決處

分を爲すことは理論上は兎も角實際上は確實を缺くの嫌ひあるを以て刑法第七十四條及同法第二百三十一條の罪に付いては即決處分を爲すべきものに非ずと信ず。

違警罪即決例を適用し得べき「拘留又ハ科料ノ罪」とは當該條文中に拘留科料の外に罰金、懲役等の刑名が存在し居るも具體的に即決言渡を爲す場合之等の刑名中より拘留科料を選擇したる所謂宣告刑を謂ふものなるか或は其の法令全部が拘留又は科料のみの刑罰を規定したる場合を指稱するかに付き議論の存する處なり。此點に付いては宣告刑を謂ふものに非ずして法定刑を謂ふものとす。然れども法令全部の罰則規定が必ずしも拘留又は科料たることを必要とせず違反事實に對し適用すべき法令が科料又は拘留のみの刑名を有すれば足るものとす。

第三章 違警罪即決處分の權限

違警罪即決例に依て即決處分の權限を有する機關は

- 一 警察署長
 - 二 分署長(六十五年六月三日勅令第四百四十五號、同日同令第四百四十六號、同日同令第四百四十七號ニ依り廢止セラル)
 - 三 警察署長の代理たる官吏
- なりとす。従つて警察署長等の職名を有する官吏たることを要件

とするが故に警視廳に於ては即決權限を有する機關を有せず。

違警罪即決處分の權限を有する相當官吏が事故ある場合に於ては警察部の職務を代理する巡查が其の代理者として即決處分を爲し得べきものとす。

即決處分權を有する機關が即決處分を爲し得べき事件は其の管轄區域内に於て犯したる違警罪に限らるべきものとす(即決例一條)。換言すれば違警罪即決處分權の行使は犯罪地の警察署が其の事件管轄を有するものとす。其の結果として被告人が他の警察署の管轄區域内に居住する場合に於て其の者に對する即決處分を被告人居住地の警察署長に囑託して之を行ふことを得ざるものとす。然れども犯罪地の警察署長が即決處分を爲し其の確定刑の執行を他の警察署に囑託して之を行ひ得ること勿論なりとす。即決處分の囑託と即決處分に依る確定刑の執行の囑託とは全然其の意義を異にするものなるを以て彼是混同することなきを要す。

違警罪即決例は上述の如く警察官署が其の權限を有するものなれども檢察官が直接拘留又は科料に該る違警罪事件の告訴告發若しくは其の犯罪を認知したる場合に於ては檢察官は當該事件を即決處分權を有する警察官署に送致すべきものに非ずして一般犯罪と同様に刑事訴訟法に従ひ公訴の起否を決すべきものとす。

【行政例】 刑事訴訟法第六十二條ニ依り檢事ノ受ケタル告發ニシテ違警罪ナルトキハ即決例ニ據ル爲更ニ警察署ヘ送致シ得ヘキヤ。同第六十三條ニハ其ノ裁判所ヘ起訴スヘシトアルカラハ告發者ノ如何ニテ即決シ得ルト否トノ別ヲ來タシ同犯罪ニシテ權衡ヲ得ス同答ヲ乞フ(明治二十三年十一月十九日大分地方裁判所長問合)。

同答 違警罪告發ノ取扱ノ件ハ檢事告發ヲ受ケタルトキハ刑事訴訟法第六十二條、第六十三條ニ依り取扱フ可キモノト思考候也。

又即決處分を爲し得べき違警罪は必ずしも現行犯たることを必要とするものに非ざるを以て非現行犯と雖も之に對し即決處分を爲し得べきものとす。

【行政例】 違警罪ハ從前ノ通り總テ即決スヘキモノナルヤ又ハ即決ハ現行犯ニ限ルヤ(明治二十三年十一月一日高知地方裁判所檢事正電問合)。

同答 即決例ノ件ハ構成法施行條例第九條ニ依り前段御見込ノ通り。

【行政例】 刑事訴訟法第四十九條第二項及第五十八條第二項ノ規定ニ依レハ警察官カ違警罪ニ付即決ヲ爲スハ現行犯ノ場合

ニ限ル乎(明治二十四年三月二十四日第七六八號廣島地裁檢事長問合)。
同答 違警罪ハ現行犯ト非現行犯トノ間ハ總テ即決ヲ爲スヘキモノトス(同年四月六日刑甲第一四七號司法大臣內訓)。

第四章 違警罪即決處分の性質

違警罪即決例は警察署長が其の管轄内に於ける違警罪に對し、拘留又は科料の刑罰を科する即決處分なるを以て、行政官廳が國家刑罰權を行使する點より、此即決處分の性質に關し今日猶ほ學者の見解一致せず。

或は違警罪即決處分は刑罰を科するものなれば一種の裁判なりと所謂裁判說(司法處分說)を主張し、或は違警罪即決處分は行政官廳の爲す單純なる行政處分なりと所謂行政處分說を主張す。裁判說の主たる根據は、

- (1) 違警罪即決處分は刑罰權の行使にして、刑の言渡と同一の効果を發生す。
 - (2) 違警罪即決處分は拘留又は科料に該る犯罪行爲を客體とす。
 - (3) 違警罪即決處分は確定後之を變更することを得ず。
- 行政處分說の主たる根據は、
- (1) 違警罪即決處分は行政官廳たる警察官吏の行ふものなり。

(2) 違警罪即決處分は法律の定むる裁判の形式を履踐せず。
(3) 違警罪即決處分は確定前に於て假執行を爲し得べきものとす

此兩說相違の要點は其の重心を實質に採るか或は形式に據るかに在り。而して現今の通説は行政處分の形式に據て司法處分を實行するものなりと解す。

換言すれば違警罪は其の罪質、刑期輕微なるが故に特に行政官廳に特殊の中間的裁判を爲さしむる權限を與へたるものなりと實質的に解釋し裁判說を採る。從て違警罪即決處分の確定は確定判決と同様なる效果を發生するが故に其の確定したる罪と他の罪との間には併合罪の關係を生ずるものとす。即決處分は行政處分に非ざる結果其の處分が確定したる曉は法律に據らずして其の取消又は變更を爲すことを得ざるものなり。

【參考判例】 違警罪即決言渡カ確定シタルトキハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノナルヲ以テ右言渡ニヨリ確定シタル罪ト他ノ裁判前ニ犯シタル罪トノ間ニ併合罪ノ關係アリト認ムルモ失當ニアラス(大正二年十一月十日大審院判決)。

【行政例】 違警罪即決言渡ノ後錯誤アリタル場合ハ之ヲ言渡シタル警察官ニ於テ言渡ヲ變更又ハ取消スコトヲ得ルヤ直ク御返電ヲ請フ(明治二十九年一月二十八日佐賀縣知事電報問合)。

同答 本月二十八日電報問合ノ件違警罪即決言渡ヲ爲シタル後ハ警察官ニ於テ其ノ言渡ヲ變更シ又ハ取消スコトヲ得サル儀ト思考ス。

違警罪即決例は敘上の如く、行政官廳の爲す特殊の中間的裁判なるを以て、其の依據すべき訴訟手續も亦刑事訴訟法の規定を當然適用若くは準用することを得ず。總て即決例に則り之を行はざるべからず。

【判例】 刑事訴訟法ノ規定ハ明治十八年布告第三十一號違警罪即決例其ノ他治罪ノ手續ヲ定メタル法令ニ當然適用又ハ準用セラルヘキモノニアラス(大正三年十月三十日大審院判決)。

所謂裁判說は法律に定めたる資格を具備する裁判官に非ざる警察官吏が實質的に裁判權を行使するものなるを以て憲法違反なりと主張す。蓋し違憲論も將に一說なりと雖も、違警罪即決例は憲法發布前既に實施せられたる特殊の訴訟手續法規なるのみならず、即決處分は被告人の意思により通常裁判所の裁判を請求することに依り當然消滅するものにして、即決處分は直に通常裁判所の裁判權行使を制限又は排斥するものにあらず單に判決と同一の効果を認めたるものに過ぎざるを以て違憲と謂ふことを得ず。

第五章 違警罪即決處分の手續

違警罪即決處分を分ちて二とす。即ち

- 一 對席言渡
- 二 闕席言渡

第一節 對席言渡

對席言渡は被告人の陳述を聴き其の證據を取調べ違警罪に該當する犯罪なりと思料したるとき直に其の言渡を爲す手續を謂ふ(即決例二條一項)。

對席言渡は口頭によると書面によるとを問はず、共に有效なり。

口頭言渡の場合には其の刑の宣告によりて其の效力を發生し、書面言渡の場合は言渡書を本人に交付することによりて其の效力を發生するものとす。

口頭言渡の場合は必ず即決言渡書を作成し之を交付せざるべからず。蓋し即決言渡も特殊なる裁判たる以上は其の裁判の宣告ありし事實を證明する書類を必要とすればなり。

口頭言渡は被告人の陳述を聴くと共に、必要あるときは證人、鑑定人、證據物件等の取調を爲して之が言渡を爲すべきものなれども、其の證據調を爲すに付ては任意の手續によるべきものにして

強制手段を施すことを得ざるものとす。

第二節 闕席言渡

闕席言渡は被告人を呼出すことなく、若くは呼出したりと雖も出廷せざる時は其の關係書類によりて犯罪を認定し其の言渡書を本人又は其の住所に送達する手續を謂ふものとす。

闕席言渡は即決の言渡を爲したる事實を被告人に告知する爲、必ず其の言渡書を作成することを要し、其の書面を本人又は其の住所に送達して其の效力を發生するものとす。而して即決言渡書の送達的方式に關し即決例中何等の規定なきを以て、刑事訴訟法第八十條の精神を參酌するより外なきものとす。

【判例】 違警罪即決例ニヨル即決言渡書ノ送達ノ方式ニ付テハ特別ノ明文ナキヲ以テ同例ト密接ノ關係ヲ有スル刑事訴訟法第八十條ノ精神ヲ參酌シテ送達ヲ施行スルヲ相當トス(大正十四年七月二十三日大審院判決)。

即決言渡の送達を受くべき者が、正當の理由なくして其の受領を拒みたるときは、其の言渡書を送達の場合に了知し得べき状態に差置くことによりて法律上送達の效力を發生したるものと謂はざるべからず。

【法曹會議】 即決言渡ノ送達ヲ受クヘキ本人又ハ代理人カ正

當ノ理由ナクシテ受取ヲ拒ミタルトキハ送達者ニ於テ言渡書ヲ送達ノ場所ニ差置キ認識シ得ヘキ狀況ニ置クニヨリ送達ノ效力ヲ生スルモノトス(大正十二年六月二十三日決例)。

被告人の所在不明の場合は公示送達によること能はざるを以て其の送達的方式なく公訴時効の完成と共に即決言渡手續を終了する外途なきものとす。

第三節 即決言渡書の記載要件

即決言渡書に記載すべき要件は即決例第四條の定むるところなり。即ち

- (イ) 被告人の氏名、年齢、身分、職業、住所
- (ロ) 犯罪の場所、年月日時、罪名、刑名
- (ハ) 正式の裁判を請求することを得べき期限
- (ニ) 其の言渡を爲したる警察署、年月日、警察官の氏名

を記載すべし。

即決言渡書作成の形式に付ては即決例に何等の規定なきを以て、上記の記載要件を具備する書類なれば足るものとす。從て即決處分を爲したる警察官の氏名の如きも、必ずしも自署たることを要せず、記名捺印にて足る。

【判例】 違警罪即決處分ノ實質ハ則チ司法處分ニ外ナラスト雖

モ其ノ處分ノ形式ニ至リテハ行政官廳タル警察署長分署長又ハ其ノ代理者カ全ク刑事訴訟法ノ規定以外ニ於テ明治十八年第三十一號布告ノ定ムル所ニ依リテノミ之ヲ言渡スヘキモノニシテ該布告第二條第四條ヲ對照スレハ即決處分ノ言渡ヲ爲スニハ必ず言渡書ノ作成ヲ要スルコト明カナリト雖モ其ノ言渡書モ亦固ヨリ刑事訴訟法ノ適用ヲ受クヘキモノニ非サルカ故ニ其ノ處分ヲ爲ス官吏ノ記名捺印アルヲ以テ是リ必スシモ其ノ官吏ノ自署ヲ要スルモノニアラス(大正二年十月十日大審院判決)。

被告人より即決言渡書の謄本又は抄本の下付を請求したる場合は刑事訴訟法第五十三條の精神に従ひ其の言渡を爲したる警察署に於て之を作成し下付すべきものにして、之を拒絶すべきものにあらずと信ず。其の下付に要したる費用は其の官署に於て負擔し、下付請求者より之を徴收すべきものにあらず。

【行政例】 明治十五年三月當省丙第十二號ヲ以テ違警罪裁判言渡書ノ謄本又ハ其抄本ヲ下付スヘキ費用ハ當分徴收スヘカサル旨相違置候處本年九月第三十一號ヲ以テ違警罪即決例公布相成候ニ付テハ自今該裁判ノ正式ニ該ルモノハ該費用ヲ徴收シ其ノ即決ニ依ルモノハ從前ノ通り取計可シ此旨相違候事

(明治十八年十二月九日兩第十號達)

第六章 違警罪即決處分に對する 正式裁判の請求

第一節 正式裁判請求の性質

違警罪即決處分は既に述べたる如く公私兩方面の利益を顧慮して設けられたる特殊の中間的簡易裁判にして被告人若くは本例列記の者が該處分に對し普通裁判所の裁判を請求せざる限り其の處分は確定し確定判決と同一の効果を發生すべきものなり。從て正式裁判の請求は行政官廳の爲したる即決言渡に對し、被告人其他本例列記の者に於て不服ある場合、更に當該事實に付き正式に通常裁判所の審判を請求する旨の意思表示なり。更に換言すれば正式裁判の請求とは管轄區裁判所に對し、公判手續の開始を促す意思表示なりと謂ふことを得べし。正式裁判請求の結果當該事件は何等の手續を要せず直に管轄區裁判所に權利拘束を發生するものなるが故に、被告人と裁判所との間に特殊の法律關係を發生するに至るべく、此請求は裁判所に對し一定の訴訟上の效果の發生を目的とするものなるを以て、一種の刑事訴訟行爲と稱することを得べし。現行刑事訴訟手續は彈劾主義を採用し、不告不理の原則

を貫徹し居るに拘はらず、正式裁判の請求のみは檢事の起訴なく被告人其他の者より正式裁判の請求ありたる時は直に當該事件は管轄裁判所に繫屬するものなるを以て、不告不理の大原則に對する唯一の例外を爲すものとす。

正式裁判の請求は實質上一種の裁判に對する不服の申立なれども此請求は即決處分に對する上訴と謂ふことを得ず。從て上訴に於けるが如き不利益變更の原則の適用なく、又上訴に於ては其の取下を認むるも正式裁判の請求は其の取下を認めざる等種々異りたる效果を生ずるものにして此點に付ては後に詳述すべし。

第二節 正式裁判請求の方式

第一款 正式裁判請求權者

正式裁判の請求は何人が之を爲し得べきや。從來は即決言渡を受けたる本人のみが此請求を爲し得たるに止り、本人以外の者は何人と雖も此請求權を有せざるものと爲したり。即ち正式裁判の請求權者は即決言渡を受けたる本人のみ享有したる權利と爲したり。然れども本人のみに此請求權を與ふことは現時の世相と相俟ち人權擁護の必要あるに鑑み、本人以外特定のものに獨立したる正式裁判の請求權を認むるに至れり。之れ今回の改正の一要點なりとす。

本人以外の者に附與せられたる正式裁判の請求權は創設的のものにして本人の意思如何を問はず獨立して其の請求を爲し得べきものとす(即決言渡三條二項)。從て即決處分を受けたる本人が其の處分に對し正式裁判請求の意思なき場合に於ても、本人以外の請求權者は本人の反對あるも獨立して其の請求を爲し得べきものなり。正式裁判請求權者を列記すれば次の如し。

一 被告人 即決言渡を受けたる本人にして自己の爲に此請求を爲し得べきものなること論を俟たず。

二 被告人の法定代理人 法定代理人は民法の規定に従ひ解釋すべきものにして民法に於て本人の爲に代理權を認めたるものを謂ふ。

而して民法に於ては三種の法定代理人を定む。即ち
(一) 未成年者に對し親權を行ふ父又は母(民法三條、四條、八七七條乃至八九九條)。

禁治產者に對し親權を行ふ父又は母、夫、妻、其の家の戸主(民法九〇〇條、九〇二條、九〇三條)

妻の財産管理人としての夫(民法八〇一條)

(二) 指定又は選定後見人(民法九〇一條、九〇四條)

(三) 裁判所が選任する不在者の財産管理人(民法二五條、二六條)

(四) 相続財産管理人(民法一〇二一條、一〇五二條)

(五) 法人の假理事及特別代理人(民法五六條、五七條)

然れども茲に所謂法定代理人とは上記列記のもの全部を謂ふものに非ずして之等のもの、中本人の爲に身分上の代理權を有するものに限ると解釋するを相當とす。從て未成年者の爲に代理權を行使する親權者及後見人、禁治產者の爲に代理權を行使する後見人のみを指稱するものと言ふを得べし。更に此點を詳述すれば、

(一) 被告人が未成年者なる場合

(1) 其の家に在る父

(2) 父なき時は其の家に在る母

(3) 父母共になき時は繼父、繼母又は嫡母

之等共になき時は最後の親權者が遺言を以て指定したる後見人又は其の者の屬する家の戸主(民法八七七條、八七八條、九〇〇條乃至九〇三條)

(二) 被告人が禁治產者なる場合

(1) 其の親權を行ふ父又は母

(2) 夫

(3) 妻

(4) 其の家の戸主

三 被告人の保佐人 保佐人も亦民法の規定に従ひ解釋すべきものにして被告人が心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及浪費者なる時は準禁治産者として其の保佐人が此請求權を之等の者の爲に獨立して行使することを得べきものとす。

四 配偶者 夫が被告人たる場合は其の配偶者たる妻、妻が被告人なる場合は其の夫が夫々獨立したる請求權を有す。

本人より委任を受けたる代理人は正式裁判請求權を有せず。蓋し刑事訴訟行爲は本人之を爲すことを要し代人をして之を爲さしめざることを原則とす。代人をして之を爲さしめ得るには特別の明文ある場合に限る。

而して即決例中代人をして此請求を爲さしめ得べき明文存せざるを以て委任代理の場合に於ては此請求權を認めざるものと解せざるべからず。又實際上に於ても被告人の法定代理人、保佐人及配偶者に獨立したる請求權を認むる以上は更に委任代理に依る請求權を認むる實益なきものと謂ふことを得べし。

【參考判例】

一 我刑事訴訟法ニ於テ刑事訴訟行爲ハ本人自ラ之ヲ爲スコトヲ要シ代人ヲシテ之ヲ爲サシムルヲ得サルヲ原則ト爲スヲ以

テ代人ヲシテ之ヲ爲サシム得ルニハ特ニ其ノ明文アル場合ニ

限ル而シテ正式裁判ノ請求ハ一ノ刑事訴訟行爲ニ外ナラサルニ代人ヲシテ之ヲ爲サシム得ルノ明文アルコトナケレハ右請求ハ必ス本人ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要シ代人ノ爲シタルモノハ其ノ效ナキモノト謂ハサル可カラス(大正三年十一月十八日大審院判決)。

二 我刑事訴訟法ニ於テハ特ニ代理人ヲ以テ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ他一般ノ場合ニ在リテハ原則トシテ一切ノ訴訟行爲ハ本人自ラ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス。蓋シ裁判所ノ召喚ニ依リ出頭シ其ノ訊問ニ應答スルカ如キハ事實發見ノ爲本人自身ノ出頭陳述ヲ必要トスルノミナラス被告人ノ權利行爲ニ屬スル上訴ノ申立又ハ正式裁判ノ請求ノ如キモ孰レモ刑事處分ノ確定ヲ阻止スルモノニシテ被告人ニ對シ最モ重要ナル關係ヲ及ホス訴訟行爲ナルカ故ニ本人ノ自由意思ニ最モ重キヲ措カサル可カラサルヤ言フ俟タス而シテ若シ之等ノ行爲ヲ代理人ニ一任スルコトヲ得ルモノトセハ往々本人ノ自由意思ニ副ハサルカ如キ諸種ノ弊害ヲ生スルノ虞レ少シトセサルナリ、是我刑事訴訟法ニ於テ叙上ノ如ク例外ノ場合ヲ除クノ外一切ノ訴訟行爲ハ必ス本人

五年五月十五日大審院判決。

第二款 正式裁判請求の方式

正式裁判の請求は其の言渡を受けたる本人若しくは即決例第三條第二項列記のものが言渡警察署所在の土地を管轄する區裁判所に對し之を爲すべきものにして其の請求の申立書を即決言渡警察署に提出すべきものとす(即決例三條、五條參照)。即ち正式裁判請求の申立書は其の宛名を管轄區裁判所と爲し之を提出するには即決言渡を爲したる警察署に爲すべきものなり。從て此正式裁判申立書を即決言渡警察署に提出せず直接管轄區裁判所又は其の檢事局等に提出したる場合は不適法にして當然無効と謂はざるべからず。然るに其の申立書の宛名を警察署長若しくは區裁判所檢事局と爲し管轄區裁判所に對し申立を爲したる形式を具備せざる場合に付いては判例は苟も其の申立書に依て正式裁判を請求する意思を認め得る以上は其の申立書を有効なりと解すべきものと爲せり。即ち判例に於ては即決例第三條違背に付いては形式主義を採用するに反し同例第五條違背に付いては實質主義を採用したるものと謂ふことを得べし。蓋し即決例第三條に於て正式裁判請求の申立書を必ず即決言渡を爲したる警察署に提出することを必要條件と爲したる所以は其の申立書が言渡警察署を経由せず直接管轄區裁判所に提

自ラ之ヲ爲スコトヲ要スルモノト爲シタル所以ニシテ而シテ違警罪即決例ノ規定ヲ通覽スルニ代理人ヲ以テ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定尠モ存スル處ナシ。但シ刑事訴訟法ノ法規叙上ノ如クナルヲ以テ其ノ結果トシテ被告人旅行不在ノ節即決言渡書ノ送達ヲ受ケタル場合ハ正式裁判ノ請求ヲ爲スニ多大ノ不便ヲ感スルカ如キコト往々有之可シト雖モ之洵ニ已ムヲ得サルノ結果ニシテ現行法ノ解釋上之ヲ如何トモスルニ由ナシ(大正四年七月十四日大審院判決)。

三 即決例ノ規定ヲ通覽スルニ尠モ他人ニ於テ違警罪即決ノ言渡ヲ受ケタルモノニ代リ正式裁判ヲ請求スルコトヲ許容シタルモノト認ム可キ規定存セス蓋シ正式裁判ノ請求ハ一種ノ訴訟行爲ニシテ裁判ニ對スル上訴ト均シク之ヲ請求スルト否トハ違警罪即決ノ言渡ヲ受ケタルモノニ對シ重大ナル影響ヲ及ホスコト論フ俟タサルヲ以テ訴訟行爲ノ正確ヲ保持スル爲又一面代理ニ因ル諸般ノ弊害ニ鑑ミ他人ニ於テ違警罪即決ノ言渡ヲ受ケタル者ニ代リ正式裁判ノ請求ヲ認容セサル法意ニ出テタルモノト解スルヲ妥當トス從テ代理ニ因ル正式裁判ノ請求ハ不適法ニシテ無效ナルヲ以テ審級ノ如何ニ拘ラス職權上之ヲ調査シ該請求ヲ不適法トシテ却下スヘキモノトス(大正十

出したる時は其の言渡を爲したる警察署に於て被告人が正式裁判の請求を爲したるや否やを知ること能はざる結果被告人が其の申立を爲したるに拘らず警察署に於ては既に其の言渡が確定したるものと信じ其の刑の執行に著手するが如き場合を生ずるが故に即決例第三條の違背は嚴格に之を解釋する實益を有し形式主義を採用するに至りたるも、即決例第五條違背は單に宛名の表示を誤りたるに過ぎざるを以て假令之を誤記するも何等實益を伴はざる點に鑑み苟も其の申立書の内容に於て正式裁判を請求すべき旨の意思が表明せらるゝ以上は被告人の利益に解釋し形式主義を捨て、實質主義を採用したるものと謂ふことを得べし。

正式裁判請求申立の効力發生の時期は右申立書を即決言渡警察署に提出したるとき發生するものにして其の申立書を即決言渡警察署より管轄區裁判所に發送したるときにも非ず又之が同裁判所に到達したるときにも非ざるものとす。

【判例】

- 一 正式裁判請求ノ申立書カ規定ニ違ヒ警察署長宛ニ記載アリテ當該區裁判所ニ對シテ申立タル形蹟存セサル場合ニ於テハ手續上妥當ヲ缺クト雖モ苟モ該申立書ニ依リ正式裁判ヲ請求スル意思ノ表示アリト認ムルニ足ル以上ハ其ノ申立ヲ受理ス

ヘキ官廳ノ表示ニ錯誤アリタルカ爲ニ其ノ申立ヲ無効ナリト爲スヲ得ス(大正三年五月一日大審院判決)。

- 二 正式裁判ノ請求ハ法定期間内ニ其ノ申立書ヲ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ差出シテ爲スヘキモノニシテ直接ニ之ヲ管轄區裁判所ニ提出スヘキモノニアラス、蓋シ直接ニ之ヲ裁判所ニ提出スルトキハ即決言渡ヲ爲シタル所轄警察署ハ正式裁判ノ請求アリタルコトヲ知ラサル結果該言渡ノ確定シタルヤ否ヤヲ知ルニ由ナク其ノ刑ノ執行上支障ヲ生スルノ虞アルヲ以テナリ。從テ一旦申立書ヲ管轄裁判所ニ提出シタル後更ニ所轄警察署ニ提出シタル場合ニ於テハ既ニ法定期間ヲ經過シタルトキハ其ノ申立ハ不適用ナリトス(大正十一年九月九日大審院判決)。

外國語を以て認めたる正式裁判請求申立書の効力 正式裁判の請求は被告人と管轄區裁判所との間に訴訟關係を發生せしむる特殊の訴訟行爲なるが故に裁判所との關係を觀察せざるべからず。裁判所構成法第一百五條第一項は「裁判所ニ於テハ日本語ヲ用フ」と規定するが故に外國語の正式裁判請求の申立は此規定と衝突す。而して裁判所に於ては日本語を用ふとは裁判所に於て使用する文書若くは言語は日本語に限る、即ち裁判所に對し若くは裁判所の

爲す訴訟行爲は必ず日本語に依るべきことを命じたる強行的規定なるが故に之に反して爲したる訴訟行爲は不適用にして無効なりとす。正式裁判請求申立書も上述の如く特殊の訴訟行爲なるを以て當然日本語を以て爲さざるべからず。從て外國語を以て爲したる此申立は裁判所構成法の規定に違背する結果當然無効にして其の効力を發生せざるものとす。

外國語に依る正式裁判請求申立書の提出を受けたる警察署に於て之を翻譯し日本語の譯文を該申立書に添付したる場合の効力問題は、其の譯文が果して被告人の爲したる正式裁判請求の申立と同一なりと謂ふことを得ざるは勿論なるが故に、斯くの如き譯文を添付するも訴訟法上何等の効果を發生するものに非ざるを以て、此場合も亦其の申立は無効なりと謂はざるべからず。

電報に依る正式裁判請求の効力 電報に依り正式裁判請求の申立を爲したる場合は無効なりと謂はざるべからず。蓋し違警罪即決例第五條は即決申立書の形式に付いては何等の規定を爲さざるを以て刑事訴訟法第七十三條第七十四條の公官吏に非ざる者の作るべき書類作成の一般方式に従ふべきものなれども、電報に依る申立は電信官署に於て作成したる電報送達紙が送達せらるべきものにして其の性質上上記の要件を具備せざるのみならず果し

て申立權を有する者が其の申立を爲したりや否や確認すること能はざるを以て、電報に依る申立は當然無効と謂はざるべからず。電話に依る正式裁判請求の申立も亦當然無効なり。何となれば即決例第五條は申立書の提出を規定するが故に書面の提出なき口頭の申立の如きは不適用なるものと謂はざるべからず。

【參考判例】

- 刑事訴訟法第二百七十三條ハ上告ヲ爲スニハ其ノ申立書ヲ區裁判所ニ提出スヘキ旨ヲ規定シ而シテ上告申立書ノ形式ニ付キ特別規定ヲ設ケサルヲ以テ官公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニ關スル同法第二十條第二項ノ一般規定ニ從ヒ本人自ラ申立書ニ署名捺印シ若シ捺印シ又ハ署名スルコト能ハス若クハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ同法第二十一條ノ二ニ依リ其ノ缺陷ヲ補充セサル可カラズ。然ルニ上告申立ニ關スル電報送達書ハ其ノ性質ニ於テ叙上ノ要件ヲ充スコトヲ得ヘキ書面ニ非スシテ之ニ依リテ本人カ果シテ上告申立ヲ爲シタリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルヲ以テ該書類ヲ適法ナル上告申立書トシテ認ムルハ相當ニ非ス(大正十二年三月十三日大審院決定)。

第三節 正式裁判申立の期間

正式裁判申立の期間は即決例第五條の定むる所なり。即ち

- 一 被告人の面前に於て言渡したるときは其の言渡ありたる日より三日以内(對席言渡)
- 二 被告人の闕席の儘言渡したるときは其の言渡書の送達の日より五日以内(闕席言渡)

此三日若くは五日の期間の計算法に付いては即決例中特別の規定を存せざるを以て刑事訴訟法の期間計算に關する一般の規定に準據するより外なく、期間の初日を算入せざると共に其の末日が祭日又は休日に當る場合も亦之を算入せざるものとす。

【判例】

一 刑事訴訟法ニ規定スル期間ヲ計算スルニ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入スヘカラサルハ同法第十五條ノ明示スル所ニシテ諸般刑事訴訟手續ニ於テ特別ノ規定ナキ限りハ右原則ニ準據スルヲ相當トス故ニ違警罪即決例第五條ニ定メタル期間ニ付テモ亦同一ノ計算方法ニ從ハシムル法意ナリト解スヘク同例第十條ニ於テ第五條ノ期間ヲ引用シタルハ單ニ其ノ期間ノ何レノ場合ニ於テ幾日ナルヤヲ取テ明示スルノ煩ヲ避ケタルニ止リ必スシモ兩條ノ期間ノ起算點ヲモ同一ナラシムルノ意ニ出テタルモノト解スヘカラス、何トナレハ期間ハ其ノ性質ノ如何ニ從ヒ起算點ヲ異ニスヘキハ現ニ刑法第二十二條

以下民法第三百三十九條以下各右刑事訴訟法第十五條ト其ノ規定ヲ同ウセサルニ依リテ明カナレハナリ。從ツテ違警罪即決例第十條ノ期間ヲ即日ヨリ起算スヘキノ故ヲ以テ直ニ同例第五條ノ期間ヲ即日ヨリ起算スヘシト爲スカ如キハ兩期間ノ性質ノ異同ヲ辨セサルモノト謂ハサルヘカラス(大正三年四月十七日大審院判決)。

二 違警罪即決例ニ基ク警察官署ノ即決手續ハ刑事訴訟ニ非ス

從テ其ノ言渡ニ對スル正式裁判ノ申立ハ上訴方法ニ非サルハ論ヲ俟タスト雖モ正式裁判ノ申立ハ管轄區裁判所ニ對シ公判手續ノ開始ヲ促ス行爲ニシテ此意味ニ於テ刑事訴訟ニ屬スル一行爲タルコトヲ失ハス

然ラハ右申立ノ期間計算ニ關スル規定ヲ缺如セル違警罪即決例ニアリテハ須ク刑事訴訟法第十五條ノ規定ニ遵據シ期間ノ初日ヲ算入セサルト共ニ期間ノ末日カ休暇ニ相當スルトキモ亦之ヲ期間ニ算入スヘカラサルモノト解スルヲ相當ナリトス(大正五年四月十九日大審院判決)。

【行政例】

違警罪即決例ニ依ル正式裁判申立期間ノ最終日カ休暇ニ當ル場合ニハ從來之ヲ期間ニ算入スヘキ省議ニ有之候處今般右省議ヲ變更シ期間ニ算入セサルコトニ省議決定相成候

但シ第十條但書ノ場合ニ於テ留置期間ヲ計算スルニハ留置ノ即日ヨリ起算シ其ノ最終日カ休暇ニ當ル場合ト雖モ之ヲ留置期間ニ算入スル義ニ候條御承知相成度依命此段及通譯候也(大正五年九月二十九日警甲第七六五號司法官通譯)。

正式裁判申立期間の猶舊 被告人が正式裁判請求の申立期間を放棄したる場合即時執行を爲し得べきやに付ては議論の存する所なり。或は曰く即決例中正式裁判申立の權利を放棄するに付き之を禁止したる趣旨の規定存せざるを以て被告人が自己の利益の爲め此の申立權を放棄することは敢て妨げなく之を認めて即時執行することを得べきものなりと論ずるものあれども正式裁判請求の申立權は被告人其の他の者に與へられたる一種の公權なるを以て特別の明文なき限り公權の放棄は認むることを得ざるものとす。從て被告人が假令其の申立期間を放棄するも其の放棄は法律上何等の效果を發生せざるものなるを以て即時執行に著手することは違法なりと解するを妥當なりと信ず。

【行政例】

違警罪即決例ニ依リ拘留又ハ科料ノ言渡ヲ爲シ同例第九條及第十條ニ依ル假納又ハ留置命令ヲ發セサル場合ニ於テ被告人正式裁判ヲ請求スルノ意思ナク且ツ右申立期間内ナルニ不拘刑ノ執行ヲ受ケ度キ意思ヲ表示シタルトキ(例ハハ

科料納付ノ爲其ノ言渡金額ニ相當スル收入印紙ヲ納付スルカ如シ)ノ取扱ニ關シ同例中何等ノ規定ナキノミナラス刑事訴訟法第三百八十二條上訴權放棄ノ規定ヲ準用スヘキモノニ非サル様存セラレ候ヘ共斯クノ如キ場合ニ於テハ第五條ノ期間内ト雖モ即決ノ言渡確定シタルモノトスルコト取扱上便宜アルノミナラス刑事訴訟法ノ精神ニモ一致スルモノト認メラレ候モ而モ其ノ後ト雖モ期間内タル限り更ニ意ヲ變ヘシテ正式裁判ノ申立ヲ爲スニ至リタルトキハ該申立ハ有效トセサル可カラスト解セラレ候ヲ以テ該期間内ハ正式裁判申立ノ意ナキ旨明ニ表示セラレタル場合ニ於テモ刑ノ執行ハ之ヲ爲シ得サル儀ト解セラレ旁觀義有之候條貴省ノ御意見承知致度候

(昭和二年七月九日警保局長照會)。

御照會ノ趣了承達警罪即決ノ言渡ニ關スル正式裁判申立權ノ放棄ハ之ヲ認容シタル規定ナキヲ以テ被告人正式裁判ヲ請求スル意思ナク且ツ申立期間内ナルニ不拘刑ノ執行ヲ受クヘキ旨ノ意思ヲ表示シタルトキト雖モ違警罪即決例第五條ノ期間經過セサル限り即決ノ言渡ハ確定セサルモノト思料致候條左様御了知相成度及回答候也(同年七月十五日刑事局長回答)。

第四節 正式裁判請求申立の效力

正式裁判の請求は既に述べたる如く即決言渡を受けたる被告人若くは即決例所定の請求権者より管轄區裁判所に對し其の言渡に依つて認定せられたる犯罪事實に付き正式の裁判を請求する旨の意思表示なるを以て即決言渡の效力と管轄區裁判所の間に一種の法律關係を發生す。此法律關係に付いて從來二説あり。

第一説 被告人より適法なる正式裁判請求の申立を爲したるときは、何等の訴訟手續を要せずして即決言渡の對象となりたる犯罪事實は當然管轄區裁判所に繫屬し、公訴提起と同一の効果を發生するものなりと主張す。

第二説 被告人より適法なる正式裁判請求の申立を爲したるときは其の即決言渡は效力を失ふと共に管轄區裁判所々屬の檢察は當該事件に付き更に捜査を爲し起訴不起訴を決定し檢察が之を起訴したる場合に管轄區裁判所に繫屬すべきものなりと主張す。

蓋し第二説の如く被告人が正式裁判請求の申立を爲したる場合に於ても檢察が起訴不起訴を採擇し起訴したるとき始めて裁判所に繫屬するものなりと解する事が刑事訴訟手續の大原則たる不告不理の原理を一貫し立法論として正に正當なりと謂ふことを得べきも現在の通説は第一説に従ひ正式裁判請求の申立と同時に該事件

は檢察の公訴提起なくして當然管轄區裁判所に繫屬するものと解釋し居るを以て檢察は當該事件に付いて起訴不起訴に對する處分權を有せざるものと謂はざるべからず。

【行政例】 警察署ニ於テ即決シタル違警罪事件ニ付正式裁判ヲ求メタルトキ區裁判所檢察其ノ事件ヲ罪トナラスト思料シタル時ハ不起訴ノ處分ヲ爲シ得ヘキヤ否ヤニツキ左ノ二論ヲ生シ候條甲乙何レヲ可トシテ可然哉（明治二十八年六月二十五日前留地方裁判所檢察正問合）。

甲説 警察官ニ於テ爲シタル即決處分ハ裁判ニアラス一ノ便宜處分ナルヲ以テ之ニ對シ正式裁判ヲ仰キタルトキハ區裁判所ノ檢察ハ其ノ事件ヲ始メテ公訴シタルモノナリ故ニ若シ其ノ事件罪トナラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト見込ムトキハ不起訴ノ手續ニ歸スルモ自由ナリ。

乙説 警察署ノ違警罪即決ハ便宜處分タルニハ相違ナキモ要スルニ一ノ裁判ナリ故ニ若シ之ヲ不服トシ正式裁判ヲ仰カントスルモノハ其ノ申立書ヲ所轄區裁判所判事ニ宛テ提出スルノ規定ナリ然ラハ即判事ニ宛テ正式申立タルモノヲシテ檢察カ假令其ノ事件罪トナラスト思料スルモ其ノ儘該書類ヲ裁判所ヘ回付セサルハ不當ナリ故ニ起訴ハ既ニ警察署

ニ於テ即決ノトキアリタルモノニシテ正式裁判請求ハ一ノ上訴ト見做シテ可ナリ。

回答 違警罪即決言渡ハ刑事訴訟法ニ謂フ處ノ起訴ノ效ヲ有セスト雖モ違警罪即決例第三條ニ即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得トアリテ裁判所ハ其ノ請求ニ依リ當然事件ヲ受ク可キモノナルニ付キ檢事ニ於テ其ノ事件罪トナラス又ハ公訴受理スヘカラサルモノト思料スル場合ト雖モ正式裁判ノ請求アリタル事件ニ付イテハ不起訴ノ手續ヲ爲スコトヲ得サル儀ト思考候（同年七月二十三日民刑局長回答）。

叙上の如く適法なる正式裁判請求の申立の効果は當該事件に付き警察官署の言渡を爲したる即決處分は其の申立と同時に效力を失ふと共に當然其の事件は管轄區裁判所に權利拘束を發生するに至るべきものなるを以て、其の即決處分に依り檢察の起訴を待たずして公訴の範圍は確定すべきものとす。

【判例】 違警罪即決例第三條ノ規定ハ即決言渡ニ對シ司法裁判所ニ正式裁判ノ請求アレハ即決處分ハ直ニ其ノ效力ヲ失フト同時ニ該處分ニ依リ公訴範圍ノ定マレル其ノ事案ハ別ニ檢事ノ公訴提起ノ手續ナクシテ當然刑事事件トシテ區裁判所ニ繫

屬スルコトヲ定メタル趣旨ナリト解スヘキモノトス（大正二年七月四日大審院判決）。

而して何か故に正式裁判請求の申立あれば當該事件が檢察の起訴の手續を履むことなく當然管轄區裁判所に繫屬すべきものなりやの點に付いては何等の明文を存せず。只違警罪即決例全般の立法趣旨に立脚し斯く解釋するより外なきものと謂はざるべからず。正式裁判請求の申立は上記の如き特殊の法的効果を發生するものなるが故に種々なる疑問を生ず。其の二三を擧ぐれば、

一 即決事件と檢察の公訴事實陳述の要否 正式裁判請求の申立あるときは檢察の公訴手續を要せず直ちに同事件は管轄區裁判所に繫屬する結果檢察は其の事件の審理に當り公訴事實を陳述すべきものなるや否やの問題なり。

【關係條文】

刑事訴訟法第三百四十五條第一項 裁判長被告人ニ對シ第三百三十三條ノ訊問ヲ爲シタル後檢事ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述スヘシ

檢察が起訴の手續を爲さずして當該事件が裁判所に繫屬し、裁判所に於ては既に審判すべき公訴の範圍も確定し居るが故に檢事の公訴事實の要旨の陳述を求むる要なきものゝ如しと雖も公

判手續に於ては検事が審判を受くべき対象たる被告事件の要旨を陳述することは刑事訴訟法の大原則の一たる口頭辯論主義に基くものにして如何なる刑事事件たるを問はず検事が其の事件の公訴事實を陳述せずして公判手續の開始せらるゝ場合なきものとす。而して正式裁判請求の申立に依て裁判所に繫属したる事件も亦同様にして、検事が自ら公訴提起を爲したると否とを論ぜず検事は刑事訴訟法第三百四十五條第一項の規定に基き其の事件の審判に當りては必ず其の申立事件の要旨を陳述せざるべからず。

【判例】 違警罪即決ノ言渡ニ對シ被告人ヨリ正式裁判ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テモ検事ハ刑事訴訟法第二百十八條第二項ニ依リ必ズ被告事件ノ陳述ヲ爲スコトヲ要スルモノトス蓋シ刑事訴訟法第二百十八條第二項ニ依ル被告事件ノ陳述ハ第一審公判ノ審理手續中最モ重要ナル事項タレハナリ從テ第一審裁判所カ検事ノ陳述ヲ俟タズ事件ノ審問ヲ開始シタル時ハ其ノ訊問供述ハ全部無効ノモノタルヲ免レス(大正三年十二月十四日大審院判決)。

二 即決言渡刑と裁判所の宣告刑との關係 被告人が正式裁判請求の申立後管轄裁判所は當該事件に付即決處分を以て言渡を爲

したる刑より重き刑の言渡を爲し得るや否やの問題なり。

被告人が適法なる正式裁判請求を爲したるときは當該事件は當然管轄區裁判所に繫属するものにして其の申立は實質的に觀察すれば即決言渡を不服と爲すものなれども刑事訴訟法に所謂上訴に非ず、從て上訴に於けるが如き不利益變更の規定に準據し得ざるものとす。裁判所は何等即決言渡の刑に拘束せらるゝことなく全く独自の見解と裁量に従ひ即決言渡刑より重くも又輕くも自由に言渡を爲し得べきものとす。例へば警察犯處罰令第二條第六號の「虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者」に對し拘留二十日の即決言渡を爲したる處被告人より適式の正式裁判請求の申立を爲したる場合に於ては其の即決言渡刑たる拘留二十日より重き刑の言渡を爲し得べきのみならず、更に裁判所は同事實を虚偽の廣告を爲し人を欺罔して金品を騙取したるものと認定し之を詐欺罪として懲役刑の言渡を爲すも其の公訴の範圍が同一なる以上敢て妨げざる處なり。之即ち正式裁判請求の申立が所謂上訴と異なる所以なり。

【判例】 違警罪ノ即決言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求スルトキハ即決處分ハ直ニ其ノ效力ヲ失ヒ其ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ通常手續ニ從ヒ裁判ヲ爲スヘキモノニシテ刑ノ量定モ亦專權ニ

屬スルコトヲ禁シタル法規ナケレハ即決處分ヨリ重キ刑ヲ言渡スモ違法ニ非ス(大正三年三月二十三日大審院判決)。

三 正式裁判申立の適否を決定する官署如何 正式裁判請求の適否は何れの官署が其の決定權を有するや、換言すれば最初其の申立を受理する即決言渡警察署に存するか或は管轄區裁判所が此決定權を有するや否やの問題なり。

即決例第五條に正式裁判請求の申立書は必ず即決言渡を爲したる警察署に爲すべき旨を定め其の申立書を直接管轄區裁判所に提出するときは其の言渡刑の執行に付き不都合を來たす結果其の申立書の適否も亦刑の執行者たる言渡警察署にあるものと論ずるものあれども、刑の執行と申立の適否とは全く別個の關係に立つものなるを以て、苟も正式裁判請求の申立を爲したるときは直に當該事件は管轄區裁判所に繫属すべきものなるが故に、適法不適法たるを問はず一應其の事件は管轄區裁判所に權利拘束を發生したるものと解せざるべからず。

從て其の申立の適否の決定權は管轄區裁判所が有するものと謂はざるべからず。之恰も上訴の場合と同じく上訴申立の適否は執行官たる検事が決定すべきものに非ずして上訴裁判所に於て決定すると同様なり。

【行政例】 正式裁判ノ請求ヲ爲シタル申立ノ成立不成立ヲ決定スルノ權ハ警察官ニ屬スヘキヤ將タ裁判官ニ屬スヘキヤ(明治

二十四年一月二十一日警部區裁判所檢察部訓令)。

回答 正式裁判ノ成立不成立ヲ決定スル權ハ區裁判所ニ屬ス(同年二月十八日司法大臣訓令)。

四 不適法の正式裁判請求申立の効果 正式裁判請求申立あるときは即決言渡の效力を消滅せしむると共に實質的に管轄區裁判所に權利拘束を發生するが爲には其の申立が必ず適法の申立たることを必要とす。蓋し不適法の申立は單に形式的に裁判所に繫属し實質的には即決言渡刑は其の效力を失ふものに非ずと謂はざるべからず。

從て斯くの如き不適法なる申立に對しては裁判所は正式裁判請求の申立を却下する旨の全く形式的なる裁判を爲すべきものにして實質的の裁判を爲すべきものに非ず。此の形式的の申立却下の裁判確定すれば同時に言渡警察署に於ける言渡刑が實質的に確定し其の刑を執行し得べきものとす。明白に不適法の正式裁判請求の申立を爲したる場合若し被告人を留置中なるときは即決例第十二條に従ひ適法の申立ありたる場合と同じく被告人の留置を解く必要ありや否や。

若し不適法の申立ありたる場合總べて被告人の留置を解くべしと解釋するときは正式裁判申立権を濫用せしむると共に實際上刑の執行に著しく不便を來たす虞あるを以て、明白に不適法なる申立の場合には言渡警察署に於て被告人の留置を解かず引續き刑の執行に著手するも敢て妨げなしと論ずるものあり。蓋し不適法なる正式裁判の申立が即決言渡の確定力に何等影響を與ふるものに非ずと唱へ得るならば上記の議論に左袒し得べきものなるも、即決例第七條の反面解釋に従へば之に反對せざるを得ざるものとす。同例第七條は只正式裁判請求に付き法定期間内に其の申立を爲すに非ざれば其の即決言渡は確定することを明記す。即ち法定の申立期間經過後の申立は直ちに即決言渡の確定を認め居るが故に此場合に限り不適法なる申立を爲すも留置を解かず拘留刑の執行に著手し得べきものと謂はざるべからず。換言すれば正式裁判申立期間後爲したる不適法の申立以外の不適法の申立は其の確定力を阻止せらるゝものと解釋することと言渡警察署が適法不適法の決定権を有せざること及即決例第七條の規定の精神とに従ひ正當なりと信ずるものなり。期間經過後の申立は例外として法定申立期限到來と共に即決言渡刑が確定するものなるを以て申立の有無に不拘、執行に著手し得

べきものとす。法定申立期間の經過したるや否やの認定は執行官たる言渡警察署が決定すべきものなり。

正式裁判請求の申立に對する適否の決定權と正式裁判請求の申立期限經過の有無に對する認定權とは全く其の趣旨を異にするものにして、其の認定權者を異にするも敢て不審と爲すべきものに非ず。

【判例】 正式裁判ノ請求ハ被告人ニ於テ直接ニ之ヲ區裁判所ニ爲スヘキモノナルヲ以テ此場合ニ於テハ檢事ノ公訴提起ナキハ勿論該請求ヲ以テ被告人ノ公訴提起ト認ムルコトヲ得サルコト亦明白ナルヲ以テ正式裁判ノ請求アリタル事件ハ要スルニ全然公訴ノ提起ナキニ不拘正式ノ裁判ノ請求ナル特種ノ訴訟行爲ニヨリ公訴事實トシテ直ニ區裁判所ニ繫屬シタルモノト謂ハサル可カラス。然ルニ元來不適式ナル請求ハ不適式ナル上訴其ノ他ノ訴訟行爲ト同様何等實質上ノ效果ヲ生スヘキモノニ非サルハ勿論ナルヲ以テ正式ノ裁判ノ請求ニ對シ叙上ノ效果ヲ認ムルニ付イテモ亦之ヲ適式ナル正式ノ裁判ノ請求ノミニ限定セサルヲ得ス、故ニ若シ正式ノ裁判ノ請求ニシテ不適式ナリトセンカ事件ハ公訴事件トシテ區裁判所ニ繫屬セサルモト謂ハサルヲ得サルヲ以テ不適式ナル正式ノ裁判ノ請

六 求アリタル事件ニ付イテハ公訴ノ提起ナク且公訴ハ當然裁判所ニ繫屬スルコトナカリシモノニシテ素ヨリ公訴ナルモノ、存在ヲ認ムルニ證ナク從ツテ公訴ノ受理又ハ不受理ノ問題ヲ生スヘキ理由ナキモノトス。

刑事訴訟法上正式ノ裁判ノ請求ヲ棄却スル言渡ノ形式ヲ認メタル規定ナシト雖即決ノ言渡ニ對スル正式ノ裁判ノ請求ハ違警罪即決例ニ準據スル特別ナル治罪手續ナルヲ以テ一般治罪手續法タル刑事訴訟法カ此特別手續ニ關涉スル應當規定ヲ設ケサリシトスルモ必スシモ正式ノ裁判ノ請求ヲ棄却ストノ言渡ヲ禁止シタリト論斷シ得サルコトモ亦明瞭ナリトス(大正三年十月三十日大審院判決)。

五 正式裁判請求申立取下の態否 被告人が正式裁判請求の申立を爲したる後其の取下を爲すことを得るや否やの問題なり。

適式なる正式裁判請求の申立ある時は其の申立と同時に即決言渡は其の效力を失ひ當該事件は管轄區裁判所に繫屬することは既に述べたる處なれども、今假りに此申立の取下を爲し得るものとせば、管轄區裁判所に繫屬したる當該事件は其の取下に因つて其の儘確定するものと謂はざるべからず。然りとせば被告人の申立取下に依つて既に其の申立に依つて「無」となりたる即

決言渡の效力を再び發生せしむるが如き特別の規定存せざる限りは、一旦消滅したる効果を復活せしむる事能はざる結果、被告人をして遂に刑の執行を免れしむる如き不條理なる結果を來たすものなるを以て、正式裁判申立後に於ては如何なる事情の下にありても取下を爲し得ざるものと謂はざるべからず。

不適式なる正式裁判請求の申立を爲したる場合に在りては即決言渡の實體的效力は其の申立に依りて消滅せず單に形式的に同事件が管轄區裁判所に繫屬するものなるを以て、此場合被告人の申立の取下を認むるも形式的權利拘束のみが消滅し同時に實體的效力を有する即決言渡が確定すべきものなれば其の取下を認むるも適式の申立取下の場合と異り何等不都合なる結果を發生することなしと雖、即決例申立の取下を認容したる特別規定の存せざる限り濫に其の取下を是認することを得ざるものとす。從て不適式の申立取下の場合も亦適式の場合と同じく正式裁判申立の取下を許さざるものと謂はざるべからず。

或は曰く自己の責任に歸すべき訴訟行爲は自己の自由に取下又は其の他の處分行爲を爲し得べき事を常とするが故に正式裁判請求の申立も亦此法理に従ひ其の申立取下を是認すべきものなりと主張し、或は又曰く刑事訴訟法は略式命令請求の取下(同法

は形式實質共に管轄區裁判所に繫屬すると同時に事件に付き即決言渡を爲したる警察官署を離脱するものなるを以て其の言渡警察署は當該事件に付き最早何等關涉する權限を有せざるに至る、

茲に於てか即決例第六條に警察署に於て正式裁判請求の申立を受けたるときは二十四時間内に訴訟に關する一切の書類を管轄區裁判所檢察に送致すべき旨規定せり。此時間的制限を設けたる所以は當該事件が既に裁判所に繫屬したる以上徒に即決言渡官署に當該事件の一件記録を保留すべきものに非ざると共に即決事件は概ね輕微且簡單なる事件なるを以て二十四時間の餘裕を存すれば一切の書類を取纏め得べきものと爲し此規定を設くるに至りたるものなるを以て、此時間的制限を嚴守すべきこと勿論なれども、若し此時間的制限を超え一件書類を送致したる場合ありとするも之を以て直に送致の效力無きものと謂ふことを得ず。蓋し即決事件の送致は刑事訴訟法に於ける現行犯事件の送致と異り既に當該事件は裁判所に繫屬し居るものにして單に其の事件に關する一件書類を廻送するに過ぎざる行爲なれば送致に付き效力問題の生ずる餘地なきものとす。又一件書類は正式裁判申立後二十四時間内に即決言渡官署より送致の手續を執るを以て足り必ずしも二十四時間内に當該書類を管轄區裁判所の檢察送付すべき趣旨に非ず。

即決言渡警察署より直接當該事件繫屬したる區裁判所に此一件書類を送致せず管轄區裁判所檢察に送付すべき事を命じたる所以は行政官廳の事務取扱上と共に檢察は當該事件の内容を熟知せざれば公判手續に於て公訴事實の陳述並其の事件に對する意見を開陳することを得ざるを以て、此等の點より一般捜査書類の送致と同様なる形式に據るべき旨を定めたるものとす。從て檢察は言渡警察官署より即決事件の一件記録の送致を受けたる時は之を管轄區裁判所に送付せざるべからず。其の送付の時期に付ては何等の規定存せざるも、徒らに之を遅延せしめ得ざること勿論なるを以て速に送付すべきものとす。其の送付に付ては單に即決事件を送致すべき旨の記載あるを以て足り、檢察が公訴を提起する趣旨を記載すべきものに非ず。

【判例】即決例第六條ニ依リテ其ノ事件ノ書類ヲ受ケタル檢察官該書類ヲ其ノ裁判所ニ提出スルニハ只書類經由ノ必然的ノ順序タルニ止リ決シテ公訴提起ノ性質ヲ有スルモノニ非ス故ニ其ノ提出ノ書面ニ公訴ノ趣旨ヲ記載スル必要ナシトス(大正二年七月四日大審院判決)。

適法なる正式裁判申立後は通常の刑事事件として管轄區裁判所に繫屬するものなるを以て裁判所は一般の刑事事件と同様なる手續

に依り審判すべきものなり。從て既に述べたる如く、其の事件に對する事實の認定又は刑の量定は凡て裁判所の專權に屬するものとす。

第六節 即決言渡と時効との關係

一 即決例に依る關席言渡の時効問題 違警罪即決例第二條第二

項に因り拘留刑の關席言渡を爲し直に其の言渡書を本人の住所に送達したるが既に居所不明となり其の送達を爲し能はざるに至りたる場合其の關席言渡を關席判決と同一視し刑の時効に從ふべきものなるか或は公訴時効に依るべきものなるか。

其の研究の實益は、例へば犯行の日より起算して八ヶ月目に其の居所を發見し其の言渡書を本人に交付することを得たる場合、若し刑の時効とすれば拘留刑は一年なるを以て其の送達は有効にして確定と同時に其の刑の執行を爲し得べく、之に反し公訴時効なりとせば六ヶ月にして時効完成し、其の何れを採るかに付いて重大なる結果を發生す。

即決例の本質を行政處分説に採るならば勿論刑の時効若くは公訴時効なる觀念を認むる餘地なし。然れども現今の通説は既に述べたる如く裁判説を採用するが故に從て此論争を解決するの必要を生ず。

【關係條文】

刑法施行法第十七條

關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス

刑法第三十二條

時効ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成ス

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

刑事訴訟法第二百八十一條

時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リテ完成ス

七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

甲 刑の時効説 違警罪即決例の關席言渡(即決例二條二項)と雖も其の言渡書を作成したる時は拘留刑の言渡を爲したる特別の裁判ありたるものと謂はざるべからず。即ち即決例に依る關

席言渡は一般の關席判決と同様なる効果を發生するものなるが故に之を同一に取扱ふべきものにして關席判決の時効に付いては刑法施行法第十七條に依り其の言渡の日より之を起算すべき旨規定し居るが故に此規定に準據して即決例に依る關席言渡の日より起算し一年以内は未だ刑の時効期間經過せざ

るものと謂ふべく、從て八ヶ月目に被告人の所在を發見し其の言渡書を送達したる場合は其の送達は有効にして、之が確定したる曉に於ては當然其の拘留刑の執行を爲し得べきものなり。

乙 公訴時効 違警罪即決例に依る關席言渡は特殊の裁判なしれども特別の規定無き時は其の言渡書の送達を爲すに非ざれば其の言渡が效力發生するに由なく從て其の言渡は確定するに至らざるものとす。而して拘留又は科料に於ては刑事訴訟法と雖も公示送達の方法を認めざるが故に、被告人の居所不明等の爲め其の言渡書を送達するの途なく言渡書の送達を爲し得ざる時は、即決言渡の拘留刑は其の效力を發生することなし。刑の確定を必要條件とする刑の時効問題を考慮するの餘地を存せず。

又或は即決言渡は所謂判決と同様な効果を發生するものなれども之を以て直に刑法施行法第十七條の規定の類推解釋を爲すことを得ず。即ち犯行の日より起算し六ヶ月を経過せば公訴時効完成するが故に、八ヶ月目に假令被告人に其の言渡書を送達するも其の時は既に公訴權消滅後にして即決言渡の拘留刑を執行するに由なく、其の違警罪即決手續を終了せしむるより外なし。

しむるより外なし。

蓋し刑の時効説は違警罪即決例に因る關席言渡と通常裁判所に於ける關席判決とを區別せず之を同一視して論ずる點に於て誤謬あり。又刑法施行法第十七條に因り裁判所が關席判決の言渡を爲すには舊刑事訴訟法第二百二十六條第一項の規定に従ひ必ず檢察の請求を要件と爲すものにして、此規定より見るときは即決言渡の效力が判決と同様なりと謂ふに止り直に前記第十七條の規定の精神を參酌して解釋することを得ざるものと信ず。從て本問題は刑の時効説に依るべきものに非ずして公訴時効説に従ひて解釋し、犯行の日より六ヶ月を経過したる後に於て被告人の所在を發見し當該言渡書を送達するも何等の効果を發生するものに非ざるを以て、其の言渡したる拘留刑の執行は爲し得ざるものと謂はざるべからず。

此兩説の何れを採るかは單なる學說の問題に非ずして人權に關すること重大なるを以て其の適用上誤解なきことを要す。

二 公訴時効の起算點 同じく公訴時効説を採るものゝ中に於ても其の時効の起算點に付き二説あり。

第一説 即決例に因る關席言渡は特殊のものなれども一種の裁判なる以上刑事訴訟法第二百八十五條第一項の「時効ハ公判

ノ處分ニ因リ中斷スル」旨の規定の精神を酌みて其の言渡書の正本の送達に着手すれば時効中斷するものなりと主張す。

第二説 即決例に因る即決言渡は濫に他の法規の精神に違ひ解釋すべきものに非ず。即決例に特別の規定なき時は時効中斷を認むるに由なく、犯罪行為の時より公訴時効は進行するものなりと主張す。

蓋し第二説を以て正當なる解釋と信ず。

三 即決例に於ける公訴時効の中斷 違警罪に該る罪の公訴時効は六ヶ月にして其の短期なる結果此中斷問題を研究することは實益少しとせず。即決言渡に因つて時効中斷を爲さざることは上述の如きも、被告人が適式に正式裁判請求の申立を爲したるときは檢察の起訴なくして當該事件は當然に管轄區裁判所の公判に繫屬するものにして、此申立は實質に於ては公訴提起と同價値にあるが故に、刑事訴訟法第二百八十五條第一項に依つて時効中斷すべきものと主張する者あれども、此正式裁判請求の申立は實質的には公訴提起と同一の効果を生ずるものなれども檢察の專權に屬する公訴提起に非ざること勿論なるを以て、上記規定の精神を酌み此申立に因つて時効中斷を認むることを得ざるものとす。

如何なる行爲を以て時効中斷の効果を生ずべきかに付ては、法律を嚴格に解し公判の處分として被告人が正式裁判請求申立後其の裁判所より公判開廷の爲召喚狀を發したる時を以て時効中斷の効果を發生せしめたるものと解せざるべからず。從て犯行の日より此召喚狀が發せらるゝ迄に六ヶ月を経過せば當然公訴時効完成すべきものなるを以て十分注意を拂はざるべからず。

【行政例】 違警罪正式裁判ニ關スル起訴及時効中斷ノ義ニ付キ左ノ疑義アリ。

- 一 違警罪即決言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求シ警察署ヨリ檢察局ヘ其ノ書類ノ送付アリタル場合ニ於テ檢察ハ新ナル起訴ノ手續ヲ爲スヘキモノナルヤ又ハ單ニ裁判所ニ書類ヲ送付スルノミニテ別段ノ手續ヲ爲スヘキモノニ非サルヤ。
- 二 若シ起訴ノ手續ヲ爲スヘキモノニ非ストセハ本件ハ既ニ起訴アリタルモノナルヤ若シ起訴アリタルモノトスレハ其ノ公訴ハ如何ナル手續ニヨリ起リタルモノナルヤ。
- 三 若シ又起訴ナキモノトスレハ本件ノ時効ハ如何ナル手續ノ履行ニ依ツテ最先ニ中斷セラル、ヤ、即チ正式裁判ノ爲被告人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル時ナリヤ(明治三十二年五月二十

日本地方裁判所事務正則會。

回答

- 一 違警罪即決言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求シタルトキハ公訴ハ其ノ正式裁判ヲ請求シタル時ニ於テ成立スルモノナルヲ以テ其ノ書類ノ送致ヲ受ケタル檢察ハ單ニ裁判所へ書類ヲ送付スルノミニテ別段起訴ノ手續ヲ爲スニ及ハサルヘシ。
- 二 前項ニテ了解セララルヘシ。
- 三 時效ハ正式裁判ノ爲被告入ニ對シ呼出狀ヲ發シタル時ヲ以テ中断セララルヘシ(同年同月三十一日民刑局長回答)。

第七節 人違の者に對し送達したる即決言渡書の效力

即決言渡を爲すに當り犯人が他人の氏名を詐稱したる爲犯人に非ざる者に對し即決言渡書を送達したる場合、例へば他人より荷車を借受け之を使用中、偶々道路取締令違反の所爲を發見せられ、巡查が其の犯人の氏名を確めず其の荷車の鑑札名義人と同一人なりと即斷し、犯人に非ざる鑑札名義人に對し即決言渡者より即決言渡書を送達したる場合なり。

此場合に於て告發を爲したる巡查及即決言渡を爲したる警察署長は共に錯誤に陥りたるものにして、即決言渡の效力は眞の犯人に對してのみ其の效力を發生すべきものなるを以て、犯人以外の氏

名を詐稱又は利用せられたるものに對しては假令即決言渡書が送達せらるるも何等法律上の効果を發生するものに非ず。

【行政例】 違警罪即決例ノ場合ニ於テ犯人カ氏名ヲ詐稱スル等ノ利用ニ依リ犯人ニ非サル他ノ氏名者ニ對シ誤ツテ言渡ヲ爲シタル時ノ取扱區々ニ相成候趣右ハ言渡書ニ記載シタル人違ノ氏名ニ對シテハ刑ノ執行ヲ爲サ、ルコトニ各地方長官ニ通牒致度候處貴省ノ御意見如何ニ候哉承知致度(以下略)(明治四十二年十二月四日内務省警保局長照會)。

回答(前略) 即決ノ言渡ハ之ヲ受ケタル眞ノ犯人ニ對シ效力ヲ有シ犯人以外ノモノ即チ氏名ヲ詐稱セラレタルモノニ對シテハ何等ノ效力ヲ有セサル儀ト思考致候從ツテ御通牒ノ趣旨ニ付イテハ異存無之候(以下略)(同年同月十日民刑局長回答)。

第七章 違警罪即決言渡の確定

- 一 即決言渡は正式裁判を請求し得べき法定期間即ち對席言渡は言渡の日より三日内
 - 二 關席言渡は言渡書送達の日より五日内
- に於て其の請求を爲さざる時は確定す。

此三日及五日の期間に關する計算方法に付いては既に述べたる所とす。言渡及言渡書を送達の日より其の計算を始め最終日が休日、祭日に該當するときは之を期間に算入せず。即決言渡は行政處分に非ずして一種の裁判なれば其の言渡が確定したるときは恰も判決が確定したると同様なるを以て此即決言渡の罪と他の犯罪との間に併合罪の關係を生ずるに至る。即決官署は其の言渡したる刑が確定すれば直に其の執行に着手せざるべからず。

【判例】 違警罪即決言渡力確定シタルトキハ確定判決ト同一ノ效力ヲ有スルモノナルヲ以テ右言渡ニ因リ確定シタル罪ト他ノ裁判前ニ犯シタル罪トノ間ニ併合罪ノ關係アリト認ムルモ失當ニ非ス(大正五年大審院判決)。

第八章 假執行手續

第一節 總 說

【關係條文】

刑事訴訟法第五百三十四條

裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

裁判の執行は裁判の確定後に於て爲すことを原則とす。違警罪即決言渡も亦確定せば判決と同様なる效力を生ずるものなるを以て判決と同じく其の言渡確定後其の刑の執行を爲すべきものなれども、本來即決言渡が認められたる立法趣旨は輕微なる事件なるを以て本人に異議なき時は簡單なる手續に依り事件を終決せしめんとするものなるを以て、言渡したる結果に付いても其の執行方法を簡單にし實效を收むるの要あり。即決例は此點に鑑み實際上の必要より、徒らに確定期間を待たず執行上の複雑なる手續を省き其の執行を容易且敏活に爲し以て其の事件を一切終結せしめんが爲に假執行の手續を設けたるものとす。即ち即決例第八條は拘留料の言渡を爲したる時必要と認むる場合に於ては假の執行處分を爲し得べき旨規定す。此假執行の手續は一般刑事訴訟手續中に見ざる全く特殊の執行手續なり。

即決例第八條に「必要ト認ムル場合ニ於テハ」と規定し假執行を爲す必要ありや否やの認定は一に即決言渡を爲したる警察署長若は其の代理の官吏が各自の主觀に従ひ之を爲すべきものにして、如何なる場合に假執行を爲す要ありや否やは具體的事件に付き考慮すべき問題にして抽象的に言ふ事を得ざるも、要は被告人の周圍の狀況に依り逃走の虞あるか或は料金を納付する見込なきが如

き場合即ち即決言渡を未執行に終らしむる虞あるときは之を防ぐ爲假執行の要ある場合と謂ふことを得べし。

第二節 科料言渡の場合に於ける 假執行手續

即決言渡に因り科料を言渡したる場合若し必要ありと認むるときは其の言渡を爲したる科料の金額と同額の金員を假りに納付せしめ得べきものとす。之を假納金と稱す(即決例九條)。若し被告人が此假納金を納付せざるときは一圓を一日に折算して被告人を留置す。一圓に満たざる場合に於ても仍ほ一日に計算して留置すべき旨規定す。

一 即決言渡官署は言渡を爲したる科料の金額と同額の金員を假納せしむること能はざるものと思料したる場合適宜其の假納金を決定することを得べきや 例へば五圓の科料を言渡したるも五圓を假納し能はざるものと思料したるとき三圓の假納を命じ得べきや否やの問題なり。

所謂假納金を認めたる理由は既に述べたる如く其の言渡を爲したる科料刑の執行を簡單且敏速に終結せしめんが爲なり。從て即決言渡官署と雖も其の假納金の額を自由に裁定することを得ず。何となれば五圓の科料金に對し三圓を假納せしむるも仍ほ

殘額二圓の納付を爲さざれば其の刑の執行を完了し得ざるを以て、假納金の制度を認めたる趣旨と矛盾し且つ即決例第九條の明文自體の解釋よりするも此問題は消極に解するを妥當とす。然れども被告人が科料金五圓を假納せざるを以て一日を一圓に折算して留置を始めた後未だ一日を経過せざる間に五圓の假納金を納付したる時は一圓を控除し四圓を假納金に充當して留置を解くべきものとす。此場合は前例と異なり右四圓の假納に依つて其の刑の執行を完結せしめ得べきを以て敢て之を禁する要なきものとす。

假納金の納付並に假納金不納の場合に於ける留置期間は即決言渡の際同時に爲すべきものにして即決言渡後別に之を言渡することを得ざるものとす。蓋し之等は即決言渡と不可分の關係に立ち主刑たる科料と分離して言渡すことは恰も訴訟行爲の追完を許容すると同一義となり法理上其の追完若しくは補足は不適法の行爲なればなり。

二 假納金不納の場合に於ける留置と勞役場留置との區別 假納金を納付せざる場合に於ける留置は其の實質は一種の換刑處分と看做すべきものにして此留置は違警罪即決例に因る特殊の處分なり。科料不完納の場合に於て換刑處分として行ふ勞役場の

留置とは「留置」なる用語を同一にするも其の性質は全く異なるものなり。從て刑法第十八條の換刑處分たる留置は原則として刑務所内の勞役場に於て執行するに反し、即決例第九條第十條の留置は警察署の留置場に於て執行すべきものとす。

三 科料金を納付するに足る資産を有し乍ら之を納付せざる場合の處置 即決例に因り科料の言渡を受けたる者が相當の資産を有するに不假納金を任意に納付せざる場合に於て刑事訴訟法第五百五十三條の精神を酌み強制徴收を爲し得べきや否や。

此問題は即決例中強制徴收に關する規定存せざるを以て假令被告人に於て相當の資産を有する場合に於ても徴收する途なきも告人に於て結局一圓を一日に換算して留置するか或は其の科料刑が確定したる場合に於ては刑法第十八條に依り勞役場留置の換刑處分を爲すより外なきものとす。

四 假納金取扱上の注意事項 警察官署の爲したる即決處分に依り確定したる場合と正式裁判請求の結果判決を以て確定したる場合とは假納金若くは保證金の取扱に付いて其の趣を異にす。即ち適法なる正式裁判の請求ありたるときは直に其の即決言渡は效力を失ひ、新たな刑事事件として裁判所に繫屬するものなるが故に此兩者の間に取扱を異にすることあるは當然なりと

謂はざるべからず。

(一) 即決處分に因りて確定したる場合 即決處分確定したる場合に假納金あるときは先づ之を以て言渡されたる科料の刑に充當して其の刑の執行を終了し、若し假納金納付を命ぜざる時或は之を命ずるも納付せざりし時は刑法第十八條第三項に依る勞役場留置の換刑處分を爲すべきものなり。只勞役場留置の換刑處分を爲すに付いては其の科料刑が確定すると同時に何等の豫告も亦若十の餘給もなく其の執行に著手することは酷に失するものなるを以て、刑法は第十八條第五項に科料に付ては裁判確定後十日以内は本人が承諾せざる限りは換刑處分して勞役場留置の執行を爲し得ざる旨規定す。科料の言渡を受けたるものが少年にして而かも假納金を納付せざりし場合換刑處分たる勞役場留置の執行を爲すも妨げなきや。刑法第十八條即決例第九條第十條と少年法第十三條との關係なり。

【關係條文】

少年法第十三條

少年ニ對シテハ勞役場留置ノ言渡ヲ爲サズ

少年法は少年に對し適用すべき法律にして違警罪即決例と註

も少年に關する點は先づ以て少年法の適用を爲さざるべからず。従て科料の即決言渡を受けたる少年が本刑たる科料金をも納付せざる時に於ても少年法第十三條に依り其の換刑處分たる勞役場留置の執行を爲すことを得ざるものとす。科料の言渡を受けたる少年が假納金を納付せざる場合少年法に付ては第十三條の如き明文存せざるを以て、形式的には少年に對しても即決例第九條第十條に依る留置手續を爲し得べきものと論じ得れども、少年法制定の立法精神に鑑み此留置の執行を爲すことは不穩當なる處置たることを免れざるを以て實際上の取扱は留置を爲さざるを妥當なりと信ず。

【行政例】 少年法施行後ト雖モ警察官署カ少年法上ノ少年ニ對シ違警罪即決例ニ依リ科料ノ言渡ヲ爲シ其ノ假納ヲ命シタルモ之カ納付ヲ爲サ、ルモノハ同例第九條ニ依リ又拘留ノ言渡ヲ爲シ保證金ノ差出ヲ命シタルモ之ヲ差出ササルモノハ同例第十條ニ依リ各留置ヲ爲シ得サルニ非スト雖モ斯クノ如キハ少年法第十三條第六十七條等ノ趣旨ニ反シ不穩當ノ處置タルヲ免レサルヲ以テ實際上ノ取扱ニ付イテハ右留置ハ之ヲ爲サ、ルヲ相當ト思料致候尤モ科料ニ付イテハ事實上徴收不能ニアルモノアルモ已ムヲ

得サル儀ニ思考セラレ候條御參考ノ爲及通牒候（大正十二年八月二十七日刑務局長通牒）。

(一) 科料の即決處分に對し適式なる正式裁判請求の申立を爲したる場合

(1) 假納金納付後正式裁判請求の申立を爲したる場合 假納金を納付したる時は直に其の留置を解かざるべからず。被告人が納付したる假納金を如何に取扱ふ可きや。即ち被告人が正式裁判の請求を爲したる時は當然事件は管轄區裁判所に繫屬し即決處分は其の效力を失ふものなるを以て、此科料の即決處分の執行を確保する爲之と同時に假納を命じたる假納金も亦其の即決處分と運命を共にすべきものにして、其の假納金も當然消滅し即決警察官署は一件記録を管轄區裁判所檢事局に送致する際此假納金を檢事局に送致すべきや否やの問題を生ず。

或は假納金納付後正式裁判の請求ありたるときは該金の處置に關し何等の規定なきことを理由として一件記録と共に之を當該檢事局に送付すべきものなりと主張し、或は又正式裁判請求後裁判所に於て有罪の判決ありたる場合其の刑の執行上便宜なるを以て其の事件完結に至る迄之を返還せ

ず管轄檢事局に於て抑留するも敢て不當に非ずと主張す。

從來の行政例は右二説の理由を根據とし假納金は正式裁判請求に關する一件記録を管轄區裁判所檢事局に送致する際同時に右假納金も送付すべきものと爲り居りたるも、大正七年十月司法省省議を變更するに至る。即ち被告人が即決言渡に對し適式なる正式裁判の申立を爲したる時は即決處分は其の效力を失ひ全く無となるものにして、此處分の確定を豫想し其の假執行として爲したる假納金も亦自然其の效力を失ふ。換言すれば即決處分と假納金とは其の運命を共にすべきものなりとの法理上の根據より、假納金は檢事局に送致せず被告人に還付すべきものとす。況んや假納金は單に即決處分に對する執行保全の制度にして毫も換刑處分の性質を有せざるを以て、正式裁判の判決確定後其の科料刑の執行として假納金を以て其の刑に充當し執行を終了せしむるが如きは法理の一貫せざる所なればなり。

何時即決言渡官署は其の保管する假納金を被告人に還付すべきかに付いては勿論何等の規定なきも、本來即決官署に於ては正式裁判請求の適否に付き之を認定すべき權利を有せざる結果正式裁判の判決の確定を待つて其の假納金を被

告人に還付すべきものにして、夫れ迄は即決警察官署に於て其の保管を爲すより外なしと謂はざるべからず。

【行政例】

一 違警罪即決事件ノ正式裁判執行ニ關スル件

違警罪即決事件ノ正式裁判執行ニ付キ警察署ニ於ケル留置日數及保證金ハ違警罪即決例ノ精神ヲ酌ミ之ヲ本刑ニ換フヘキ先例ニ有之候處今般省議ヲ變更シ其ノ執行ニ付テハ通常裁判所ト同様ニ取扱フ可ク從ツテ警察署ニ於ケル留置日數及保證金ヲ以テ刑ニ換フルコトヲ得ヌ又受刑者ニ對シテハ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得ヘキコトニ決定相成候條此段及通牒候也（大正七年十月十七日司法省法務局長通牒）。

二 違警罪即決例ニ依ル保證金取扱ニ關スル件

大正七年十月七日付違警罪即決事件ノ正式裁判執行ニ關スル通牒ヲ以テ兼ノ省議ヲ變更シタルニ依リ違警罪即決例ニ依ル保證金ノ取扱方ニ付イテモ自然變更ヲ生シタル儀ニ有之從ツテ保證金ハ訴訟書類ト共ニ裁判所ニ送致ヲ受クヘキモノニ非サルニ不拘今尙該保證金ノ保管轉換ヲ要求スル尙有之候哉ニ聞及候ニ付イテハ斯

ル行違無之據御留意相成度爲念及通牒候也(大正十五年六月二十一日司法省刑務局長通牒)。

(2) 假納金を納付せずして正式裁判請求の申立を爲したる場合 假納金の納付を命ぜられたる被告人が其の納付を爲さざる時は即決例第九條に依りて一圓を一日に折算して留置し、又同例第十二條に、留置したる者正式の裁判を請求し因つて呼出状の送達ありたる時は直に留置を解く可しと規定す。此二條の關係に於て種々なる問題を生ず。今設例するに科料十五圓の言渡を受け其の假納を命ぜられたるに不拘之を納付せざる爲一圓を一日に折算して留置を始めたる處其の後正式裁判請求の申立を爲したる場合何日間留置することを得べきや。

或は一圓を一日に折算したる十五日間留置することを得るも之れ以上に涉ることを得ず、但し其の十五日間に裁判所より呼出状の送達あるときは十五日以内と雖も直に留置を解かざるべからざるものなりと主張す。

又或は其の十五日間に裁判所より呼出状の送達あるきは直に其の留置を解くべしと雖も若し其の十五日間に呼出状の送達なきときは其の送達ある迄引續き留置することを得べしと主張す。

しと主張す。

然れども等の説は即決例第十條の拘留の場合に於ける留置期限と對照するときは何れも其の謬説なることを知るに難からず。

違警罪即決例は憲法發布以前の立法にして其の當時の科料の金額は現行刑法の如く十圓以上二十圓未満に非ずして舊刑法第二十九條の一圓九十五錢以下なりしものなり。從て即決例第十條の拘留の場合の如く特に其の留置期間に關する規定を設けざるも科料刑は二日より長く留置し得ざることを其の立法精神に照し明白なり。即決例施行當時は世相總て簡單にして正式裁判請求後一日を経ずして裁判所より呼出状の送達を受くることを得たるが故に即決例第十二條の如き規定を設けたるものなれども、現今の如く裁判事務輻輳を來したる時代に於て同條は全く適用なき空文となりたるものと謂はざるべからず。故に設例の如く十五圓の假納金を納付せざる者に對しては二日間に限り留置し得べきも二日以上は如何なる事情存するも留置することを得ざるものと信ず。斯く解釋することが最も立法精神に適合し又即決例第十條と比較對照し極めて正當とするものなり。

【關係條文】

舊刑法第二十九條

科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其ノ多寡ヲ區別ス

即決例に依り科料の言渡を受け假納金を納付せずして確定したる後其の科料を完納せざるときは刑法第十八條第二項に依り換刑處分として勞役場留置を執行すべきものなり。科料を完納せざる爲勞役場留置の執行に著手後生命に危険を及ぼす虞ある病氣に罹りたり場合勞役場留置の執行を停止することを得るや。

一般自由刑なるときは刑事訴訟法の規定に従ひ其の執行停止を爲し得べきこと勿論なれども、勞役場留置は刑法の認めたる換刑處分にして其の本質は自由刑に非ざるを以て刑事訴訟法の執行停止の規定を適用することを得ず。又勞役場留置のみに適用ある執行停止の明文も存せざるが故に勞役場留置に付ては法律上其の執行停止を爲し得ざるものと謂はざるべからず。只事實行爲として其の留置を解き病氣の治療を爲さしむることが人道に當然にして全快後は執行停止の取消と異り任意に出頭せしめ事實上其の残日數の執

行を爲すより外なきものとす。

【行政例】 勞役場留置ニ刑事訴訟法第三百十九條第二項所定ノ原因アルトキト雖モ之カ執行停止ヲ爲スコトヲ得サル儀ト致思考候。

勞役場留置ハ其ノ性質自由刑ニ非サルカ故ニ之ニ對シテ刑ノ執行停止ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得ス(明治四十一年十二月八日民刑局長回答)。

科料を完納せざる爲勞役場に留置したるものに對し假出場を許可し得べきや否やに付ては刑法第三十條第二項の明文を以て假出場を爲し得べきものとす。只假出場後に於て其の取消を爲し得ざる結果假出場を許可したるときは事實上其の日を以て其の科料刑の執行を終了すべきものとす。假出場に依り執行未済の科料金に付いては徴收することを得ざるものとす。

【行政例】 勞役場留置執行中假出場ヲ許サレタルトキハ出場ノ日ヲ以テ執行ハ終了スルモノニシテ執行未済ニ該當スル罰金科料ハ之ヲ徴收スルコトヲ得サルモノトス(司法省回答)。

第三節 拘留言渡の場合に於ける 假執行手續

即決處分に因り拘留の言渡を爲したる場合に若し必要ありと認めたるときは一日を一圓に換算して其の刑期に相當する金額を保證金として差出さしむることを得。被告人が此保證金を差出さざる時は即決例第五條に定めたる期間即ち對席言渡の時は三日間、關席言渡の時は五日間留置することを得べく又若し其の刑期が五日以内なるときは其の日數に過ぐることを得ざるものとす(即決例一〇條)。

即決言渡を受けたる拘留の刑期に相當する保證金の全額を差出すこと能はず其の一部を差出したる場合之を受領すべきや否や。保證金制度も曩に述べたる假納金制度と全く同一趣旨にして即決言渡の拘留刑の執行を便宜且迅速に完結せんが爲認められたるものなるを以て假納金と同様に一部若しくは分納を許容することを得ず、必ず其の刑期に相當する金額全部を差出さざるべからず。保證金を差出さざる場合に於ける留置は假納金と同様に實質上一種の換刑處分に過ぎざれども、理論上は即決例に依る特殊の處分にして換刑處分に非ざるが故に其の留置を執行するには警察署内に於ける留置場を之に充て刑務所内の勞役場に收容すべきものとす。

非ず。然れども警察署の留置場の都合に依り便宜上刑務所内に於ける勞役場に於て留置するも敢て妨げなし。此場合は警察署より刑務所に留置處分の執行を囑託すべきものにして、被告人が刑務所に移されたるときは其の戒護及書類の送達等に關しては總て刑務所が其の責を負ふべきものとす。

拘留の即決言渡と共に保證金の差出を命じたる場合被告人以外のものが被告人に代つて其の保證金を差出したる場合如何に爲すべきか。

保證金は被告人の拘留刑の執行を保全する爲に設けられたるものにして被告人との關係なるを以て、被告人以外の者が代つて之を差出すことを得ざるものと謂はざるべからず。然れども實際は被告人以外の者が保證金を差出したるときは形式上被告人自ら差出したることに取扱ひ居るものと如し。

拘留の即決言渡を受け保證金の差出を命ぜられたる者が之を差出さざる時は、第五條に定めたる期間即ち對席言渡の場合に於ては言渡ありたる日より三日、關席言渡の場合に於ては言渡書の送達ありたる日より五日留置することを得。但し刑期五日内なるときは其の日數を越ゆることを得ず(即決例一〇條)。

留置日數の計算方法は期間計算に關する一般原則たる刑事訴訟法

第八十一條に遵據し初日を算入せざるものとす。

若し末日が休日祭日に該當する場合事實上第十條に定めたる五日の期間より長く留置することを得べきや。此問題を解決するに先ち即決例第十條に「第五條ニ定メタル期間内之ヲ留置ス」と規定する趣旨を如何に解決すべきかを決定せざるべからず。此解釋も三説あり。

(1) 對席言渡は三日間關席言渡は五日間之を留置すべきものなりとす。

(2) 第五條の期間計算方は一般期間計算法の原則に従ふを以て、初日及末日が休日祭日等に當るときは何れも之を期間に算入せず。從て第五條に定めたる期間も亦之と同一に解し初日を留置期間中に算入せざる結果、實際留置の期間は對席言渡の場合四日、關席言渡の場合は六日となり、留置の最終日が休日等に當る場合は第五條と同じく之を延長して留置することを得べきものなりとす。

(3) 前説と前段に於ては同様にして初日を計算せざる結果對席言渡は四日、關席言渡は六日留置し得べきものと爲し、其の末日が休日等に該當する場合には留置期間の延長を許さず、五日の期限到來と共に留置を解かざるべからずとす。

蓋し即決例が留置制度を認めたるは既に述べたる如く簡易に其の

執行を完結せしめんが爲なるを以て、先づ第一に即決言渡の刑期より長く留置することを得ず。次に(1)説の如く初日を算入する時は正式裁判請求期間の殘存するに拘らず留置を解く結果となる。

例へば四日の拘留の對席言渡を受けたる者が三日にて留置を解かれ逃走したる時は一日の執行を爲し得ざる不都合を生ず。

留置期間の末日が休日等に當る場合は第五條の場合の如く期間に算入せざるか、或は即時留置を解くか。換言すれば(2)説に従ふか(3)説に依るかの問題に付いては、(3)説を主張する者は留置は人の自由を拘束する處分にして人權に關すること重大なるを以て一般拘留期間と同様に解し其の最終日が休日等に當る場合に於ても直に留置を解くべきものなりと謂ふ。然れども即決例第十條は明文を以て第五條に定めたる期間内之を留置すと規定し、第五條の期間計算方は一般原則に依る結果として、留置期間の最終日が休日等に當る場合は直に其の留置を解く要なく其の日を期間に算入せず引續き留置し得べきものとす。斯く解釋するに非ざれば正式裁判請求期間の未だ終らざる間に留置を解き執行不能の場合を生ずる事あるのみならず、即決例自體の明文の存する所なれば何等人權を侵害するものに非ず。從て(2)説を正當と信ず。

只即決例第十條は其の但書に「刑期五日内ナルトキハ其日數ニ過クルコトヲ得ス」と規定し居るを以て此制限と上記の期間計算法との關係を如何に爲すべきやの問題を生ず。

一般の期間計算法に依れば初日及び休日祭日に當る最終日は留置期間中に算入せざるを以て、例へば十二月二十六日に三日の拘留を言渡し翌年一月四日が日曜日なるときは前後通じて十一日間留置するが如き不都合なる結果を生ず。茲に於て此矛盾を避くる爲に第五條但書を設けたるものなるを以て拘留の刑期が五日以内なるときは一般の期間計算法に従はず即決例第十條但書の特別規定に依るべく、又拘留日數が三日内なるときは初日を加へ最終日が休日なると否とを問はず三日間留置すべきものにして留置日數の計算は勿論留置を始めた日より起算すべきものとす。

【行政例】 違警罪即決例中間ノ計算方ニ關スル特別ノ規定ナキニ付キ同例第五條ノ期間ヲ計算スルニハ刑事訴訟法第十五條ノ例ニ準シ言渡シハ言渡書送達ノ日ヲ算入セス從ツテ第十條ノ場合ニ於テモ第五條ト同一ノ期間内留置スルコトヲ得、然レトモ第十條但書ノ場合ニ於テ留置日數ヲ計算スルニハ其ノ留置ノ日ヨリ起算スヘシ、但シ警察署ハ無休暇ノ官署ナルヲ以テ刑事訴訟法第十五條中若シ最終ノ日云々以下ノ規定ハ

違警罪即決ニ關シ準用スヘキ場合ナキモノトス (明治三十年一月八日司法大臣訓令)。

一 即決處分の確定したる場合 拘留刑に對する即決處分確定したる時は引續き其の刑を執行すべきものにして、其の執行は刑務所に於て爲すべきものなれども實際上の便宜より監獄法第一條第三項に依り警察署内の留置場を代用監獄として之を執行するを常とす。

保證金を差出したる者は留置を解かれ居るを以て正式裁判請求の申立を爲さずして確定したるときは、直に即決言渡警察署に呼出し其の執行を爲すべきものなり。若し出頭せざる時は差出したる保證金を没入して本刑に換ふることを得(即決例第一條)。保證金の差出を爲したる時に於ても先づ拘留刑の執行をなすべきものにして保證金を没入するか或は亦拘留刑を執行するかは選擇的に爲し得ざるものなり。第一位に拘留刑を執行し其の執行を爲し得ざる時に第二位に保證金を没入すべきものとす。若し留置したる場合は、其の留置したる日數を確定したる拘留の刑期より控除して其の残日數を執行すべきものなり。

【行政例】 違警罪即決例第十條ニ基キ留置ヲ爲シタル場合ニ留置ノ翌日又ハ其ノ以後ニ保證金ヲ差出シタルトキハ其ノ日カ

一日ニ滿タサル場合ト雖モ之カ一日ニ計算スヘキモノト被存候向即決例ニ依リ拘留ノ言渡ヲ爲シタルトキ刑期ニ相當スル金額ヲ保證トシテ差出シタルモノ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其ノ執行ヲ受ケサルトキハ此等ノ者ニ關シ拘留執行ヲ強制スルノ方法ヲ講スルコトナク第十一條ニ依リ保證金ヲ没收シ本刑ニ換フヘキモノト存候得共一應貴局ノ御意見ヲ承知致度候(大正八年九月三日警保局長訓令)。

回答 本月三日付違警罪即決例適用ノ件ニ關シ御照會ノ趣領承右ハ御意見ノ通知思考候條及回答候(同年九月四日刑事局長回答)。

少年法の適用ある少年に對し拘留刑の即決處分を爲し且保證金の差出を命じたるに拘らず其の保證金を差出さざる場合即決例第十條に依り少年を留置することを得るや。
「假納金を納付せざる場合」に述べたると同様に少年法立法の精神に従ひ實際上の取扱に於ては留置せざることを適當なりとするものなり。

拘留の即決言渡を爲し保證金の差出を命じたるに拘らず其の差出を爲さざりし爲即日留置したるところ即決例第五條の期限満了の當日被告人より保證金を差出し釋放を求めたる場合如何に

すべきや。

既に期限満了の當日は幾分執行済なるを以て執行上は之を一日と計算すべきものなれば其の差出したる保證金は徴收することを得ざるが如きも、其の差出たる保證金を受領せず留置を解かざるときは不法の拘束を爲すが如き觀あり。實務上は其の保證金を受領せず其の意思を付度し直に留置を解き釋放するを妥當なりと信ず。

二 拘留の即決處分に對し適式なる正式裁判の請求ありたる場合

(一) 保證金を差出したる後正式裁判請求の申立を爲したる場合 保證金を差出したる時は即時其の留置を解かざるべからず、留置を解かれたる後正式裁判の請求を爲したる場合其の保證金を如何にすべきかの問題は、曩に「假納金納付後申立を爲したる場合」の項に於て詳論したると同様、其の保證金は一件記録と共に管轄區裁判所檢察局に送致すべきものに非ずして被告人に還付すべきものなり。本人が其の返還を請求するまでは保管金規則第一條に従ひ即決官署に於て保管すべきものとす。判決により拘留刑確定したる時と雖も其の保證金を以て其の刑に充當し執行を完結することを得ざるものなり。

【行政例】 前掲(省略)

大正十五年五月警保局長ヨリ各府縣長官宛通牒違警罪即
決例ニヨル保證金取扱ニ關スル件

請求ニ係ル正式裁判ノ申立成立シタルコトヲ認メタル後本

人ノ請求ニヨリ還付スヘク、若シ本人ノ請求ナキトキハ保

管令規則第一條ノ規定ニ依ル時放完成ヲ待テ成人ニ編入ス

ヘキモノト認メ候(大正七年十月七日司法省法律局長通牒)。

(二) 保證金を差出さずして正式裁判請求の申立を爲したる場合

拘留の即決處分を受けたる者保證金を差出さざる爲即決例第

十條により留置を爲したるが其の後正式裁判請求の申立を爲

したる場合何時迄留置することを得るや。

或は即決例第十二條に留置したる者に對し裁判所より呼出狀

の送達ありたるとき其の留置を解くべき旨規定するが故に呼

出狀の送達あるまでは留置することを得と主張するものあれ

ども、留置期間は即決例第十條に規定し其の期間を越えて留

置することを得ざるものとす。蓋し第十二條は制定當時の如

く數日を経ずして裁判所より呼出狀の送達を爲し得たる時代

に於てのみ其の適用ありたれども、現今の如く裁判事務の繁

忙なる時代に於ては到底其の適用を爲し得ざるものにして無

用の空文と謂ふも敢て過言にあらざるものと信ず。

第九章 留置後即決言渡官署の通知義務

科料の即決言渡を受けて假納金を納付せず又拘留の即決言渡を受
けて保證金を差出さざる者に對し留置を爲したる場合は即時即決
例所定の者に其の通知を爲さざるべからず。而して其の通知は即
決言渡官署に於て採擇決定すべきものにあらずして必ず被告人の
指定に俟たざるべからず(即決例一〇條ノ二)。

本條は今回の即決例改正に當り追加せられたるものにして、人權
尊重の爲設けられたる一規定なり。

本條の被指定者を擧ぐれば次の如し。

- イ 法定代理人
- ロ 保佐人
- ハ 直系尊屬
- ニ 直系卑屬
- ホ 配偶者
- ヘ 被告人の屬する家の戸主

法定代理人、保佐人、配偶者に付いては正式裁判請求權者に付い
て既に説明したるを以て其の節を参照すべし。直系尊屬は被告人

の父母、祖父母、曾祖父母を云ひ直系卑屬は被告人の子、孫、曾
孫を謂ふ。

此の被指定者以外のものを指定したる場合例へば知人辯護士等
を指定するも通知すべき義務を生ぜず。又此の被指定者全部に

對し留置の通知を爲す要なく被告人が任意に選定したる一人に對

し通知すれば足る。被告人が被指定者を選定せず其の通知を拒

否したる場合如何になすべきやの問題に付て、或は本條は被告人

に與へられたる權利なるを以て自ら是を放棄し得べしと主張する

者あれども、本條は被告人に與へられたる權利にあらず唯被告人

の保護を全うせんが爲即決言渡官署の命ぜられたる義務なりと解

すべく、從て被告人が何人をも通知者として指定せざる場合に於

ては通知を爲す餘地なきものと謂はざるべからず。然れども果し

て被告人が被指定者を選定せず其の通知を拒みたる事實を證明

するために實務上に於ては何等か其の趣旨を記載したる書面を徹

するを可なりと信ず。假令斯の如き書面を徹するも何等法律上の

効果を發生すべきものにあらずるを以て其の後に於て被指定者

を指定し通知すべきことを求めたる場合に於ては速に其の通知を

爲さざるべからず。而して此通知は特別の明文存せずと雖も公法

上の片面的義務規定の精神に鑑み、發信主義を採用したるものと

す。即ち即決言渡官署が被告人の指定したるものに對し其の通知
を發したるとき其の效力を發し、必ずしも其の通知が到着するこ
とを必要とせず。從て發信の事實を證明する方法を講ぜざるべか
らず。其の通知の時期に付いては法文は「速ニ」と規定するが故
に出来る限り早く通知すべき趣旨なりと解するを相當とす。

第十章 拘留の執行手續

即決處分に依つて拘留の言渡を受けたるものが正式裁判請求の申
立を爲さず確定したる場合に於て、若し留置したるときには引續
き確定したる拘留刑を執行し、又留置を解かれ居るときには直に
即決言渡官署に出頭せしめて其の執行を爲すべきものとす。出
頭せざる場合若し保證金を差出し居るときは其の保證金を没入し
て本刑に換ふることを得(即決例一一條)。

保證金を差出さずして留置を解かれたるものが確定後出頭せず其
の執行を免れんとするが如き場合に於ては、逮捕狀を發せず其の
言渡書の正本を示して引致することを得べきものとす。

即決言渡の拘留刑が確定し即決官署の留置場に於て其の刑の執行
中に相當手當を要する病氣に罹りたる場合に於ては、刑事訴訟法
第五百四十六條第二項及監獄法施行規則第六條に準據し其の執行

を停止して假出せしむることが當然なりと謂はざるべからず。病氣回復後は勿論其の殘刑の執行を爲すべきものなれども其の殘刑執行に付き執行期間の計算方法に付いて區々なりしが、明治四十三年司法省の省議を以つて其の取扱方を一定したり。

【行政例】

停止逃走假出等ノ事由ニ因リ一旦刑ノ執行ヲ止メタル後更ニ其ノ執行ヲ爲サシムル場合ニ於ケル刑期計算方ノ件
從來停止逃走假出等ノ事由ニ依リ一旦刑ノ執行ヲ止メタル後更ニ其ノ執行ヲ爲シタル場合ニ於ケル刑期計算方區々ニ相成居候處刑期ハ現實執行ヲ爲シタル日ニ依リ年月數ニ換算スヘキモノナルヲ以テ事實上此理論ヲ適用シ得ヘキ限リハ其ノ趣旨ニ依リ取扱フヘキモノト被認候

(一) 既ニ執行シタル日數ニシテ曆ニ從ヒ年又ハ月ニ換算シテ殘日數ヲ生セサルトキハ殘餘ノ年又ハ月ノ數ヲ執行再始ノ日ヨリ曆ニ從ヒ積算シテ刑ノ終期ヲ定ム

(二) 若シ曆ニ從ヒ月ニ換算スルコトヲ得サル日數ナル場合又ハ曆ニ從ヒ年又ハ月ニ換算シテ尙ホ殘日數ヲ生シタル場合ハ其ノ日數又ハ殘日數ヲ假リニ一ヶ月トシテ年又ハ月ノ數或ハ殘餘ノ年又ハ月ノ數中ニ加算シ置キ執行再始ノ日ヨリ

年又ハ月ノ數或ハ殘餘ノ年又ハ月ノ數ヲ曆ニ從ヒテ積算シテ終期ヲ定メ其ノ終期ヨリ月ニ換算シ得サリシ日數又ハ殘餘ノ日數ヲ曆ニ從ヒ週ヲ算入シ刑ノ終期ヲ定ムルコト
ニ省議決定相成候ニ付キ爾後右ノ趣旨ニ依リ取扱ヒ相成候様致度從テ之等ノ場合ニ關スル從前ノ通牒回答ハ總テ廢止候條此段及通牒候也(明治四十三年十二月司法官通牒)。
確定したる拘留刑を即決警察署の留置場に於て執行中其の假出場に付き許可の權限は司獄官のみならず當該警察署長も亦有するものなり。

第十一章 留置人に對する接見並に物件の授受

本條も今回の改正に依り追加せられたる條文にして之亦人權尊重の爲に出でたるものなり。從來即決例第九條又は第十條の規定に依り留置せられたる者に對しては何等の規定存せざりし結果、留置人と他人との接見又は書類其の他の物件の授受到付いては全く即決官署の自由裁量に依りたるが故に、事實上接見禁止と同一の状態に在りて人權伸張を害するの虞あるを以て、或程度の制限を附して此規定を設くるに至りたるものとす(即決例一四條)。

【關係條文】

刑事訴訟法第百十一條
拘留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得勾引狀ニ依リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ
同法第百十二條第一項
裁判所ハ罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ拘留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類其ノ他ノモノヲ檢閲シ、其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得但シ糧食ハ其ノ授受ヲ禁シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

其の接見者の範圍に付いては別段の規定なきを以て何人と雖も接見を爲し得べきものと謂はざるべからず。留置人と他人との接見の場合に於ては罪證を湮滅し又は逃亡を圖ることを防ぐ爲警察官吏の立會を爲すべきこと勿論にして、立會警察官吏の指示に從はざる場合に於ては其の接見の停止を命ずることを得べし。而して留置人の接見に付き刑事訴訟法第百十一條及第百十二條第一項の規定を準用すべきものと爲したり。其の結果として監獄法及監獄法施行規則等に於ける接見に關する接見者心得の主なるものを擧げて見れば次の如きものである。

- (イ) 接見中は總べて警察官吏の指示に従ふべし。
- (ロ) 接見者は豫め承認を経たる事項以外に涉り談話すべからず。特に承認を経たる者に非ざれば外國語を用ふべからず。
- (ハ) 接見の際には金品を授受すべからず。
- (ニ) 談話は簡明を旨とし冗長に涉らざる様注意すべし。
- (ホ) 接見の際立會官吏の指示に從はず其の他不穩の言動あるときは接見を停止することあるべし。
- (ヘ) 又留置せられたる者に對し接見を請ふ者には其の年月日時、談話の要領、接見者の住所、氏名、年齢、留置せられたる者との續柄等を聴取し上記の接見者心得を告知すべきものなり。
- (一) 留置せられたる者との接見は已むを得ざる事情ある場合の外官廳執務時間内にして其の時間は三十分以内たるべし。
- (二) 書類、物品の授受到付いては常に十分の注意を以て之を檢閲し苟も其の文書物品にして罪證を湮滅し又は逃亡を圖るの虞ありと認めたるときは其の授受を禁し之を差押ふべきものなり。
- (三) 其の發信の書類に關しては一定の制限を付せざるべからず。
- (四) 留置せられたる者の發信する信書は警察署長に於て之を檢閲すべし。發信は封緘を爲さずして之を警察署長に差出さしめ、受信は警察署長之を開披し檢印を押捺すること(監獄法施行規則一)

三〇條。

- (二) 外國語を用ひたる信書は必要に依り留置せられたる者の費用を以て警察署長の指定したる者をして之を翻譯せしむることを得。若し留置人其の費用を負擔するの資力なく又は其の負擔を肯んぜざるときは信書の發信を許さざることを得(同則一三一條)。
- (三) 留置せられたる者に宛たる信書其の他の文書は必要に依り本人閱讀後之を領償することを得(警察法四九條)。
- (四) 信書の檢閲、發送及交付の手續はなるべく速に之を爲すこと(同則一三六條)。
- (五) 警察署には留置人書信簿を備へ、留置せられたる者に對し信書の發受ありたるときは其の受付年月日、留置せられたる者の氏名、發受者の住所氏名、發受及交信年月日、書信の摘要其の他必要なる事項を記載すること(同則一三七條乃至一三九條)。
- (六) 留置せられたる者の携有するものは之を領償することを得。領償物は品目及數量を領償金品臺帳に記載すること。
- (七) 留置せられたる者には新聞紙、時事の論説を記載したる文書其の他記律を害すべきものは之を交付することを得ず。留置せられたる者に物品を交付せんことを請ふ者あるときは其の住所、氏名、身分、職業を調査し警察官吏をして之を檢査せしむ

ること(同則一四二條、一四六條、一四七條)。

本條の規定に依り留置せられたる者と他人と接受せんとするもの又は書類の接受を禁じ若くは之を差押ふる處分は警察署長の命令書を以て之を爲さるべからず。
糧食の差入は絕對に之を禁止し又は差押ふることを得ず。茲に糧食と稱するは生活必需の食料品を謂ふものにして酒類菓子類の如きは包含せざるものと謂はざるべからず。

違警罪即決例終

裁判所構成法目次

緒論.....

第一章 司法權の行使.....
一 憲法第五十七條 二 裁判所構成法の地位

第二章 裁判所構成法の意義.....

本論.....

第一編 裁判所及檢事局.....
第一章 裁判所.....
第一節 裁判所の意義及種類.....
一 裁判所の意義 二 裁判所の種類

第二節 裁判所の組織.....
第一款 總説.....
一 最廣義 二 廣義 三 狹義

第二款 區裁判所……………四

一 職員 二 區裁判所出張所

第三款 地方裁判所……………五

一 裁判機關 二 司法行政機關 三 職員

第四款 控訴院……………六

一 裁判機關 二 司法行政機關 三 書記長以下の職員

第五款 大審院……………六

一 裁判機關 二 司法行政機關

第三節 裁判所の管轄……………七

第一款 法定の管轄……………七

第一項 事物の管轄……………七

一 區裁判所 二 地方裁判所 三 控訴院 四 大審院……………七

第二項 土地の管轄……………九

第二款 指定及移轉の管轄……………九

一 指定管轄 二 移轉管轄

第二章 検事局……………一〇

第一節 検事局の地位……………一〇

一 検事局の意義 二 検事局と裁判所との關係 三 検事局の管轄

第二節 検事局の組織……………一一

一 各検事局 二 検事同一體の原則 三 検事の代理

第三節 検事の職務……………一二

一 公訴の實行者としての職務 二 公益の代表者としての職務 三 民事事件に關する職務

第二編 裁判所及検事局の官吏……………一三

第一章 總説……………一三

一 判檢事 二 司法官試補 三 豫備判檢事

第二章 判事……………一四

第三章 檢事……………一四

第四章 裁判所書記……………一五

第五章 通譯官執達吏及廷丁……………一五

一 通譯官 二 執達吏 三 廷丁

目次……………三

第三編 司法事務の取扱

第一章 法廷……………一六

一 開廷 二 訴訟指揮権 三 公開

第二章 法廷警察権……………一六

第三章 裁判所の用語……………一七

第四章 裁判所の評議及言渡……………一七

一 評議の意義 二 評議の方法

第五章 裁判所及検事局の事務章程……………一八

第六章 司法年度……………一八

第七章 法律上の共助……………一八

一 裁判所相互間の共助 二 検事局相互間の共助 三 書記課相互間の共助

第四編 司法行政の職務及監督権……………一九

一 監督順序 二 監督の内容

——(目次終)——

裁判所構成法

緒論

第一章 司法権の行使

一 憲法第五十七條 司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ裁判所の構成は法律を以て之を定むと。司法権の行使方法を根本的に規定したるものなり。

(一) 司法権とは民事刑事の事件を審理裁判する國家の統治作用なり。

(二) 統治権は天皇之を總攬し給ふ所なり。されば統治作用の一たる司法権も固より其源を天皇に發す。唯立憲政體に則り立法、司法及行政の三作用を各異る國家機關をして行はせられ司法権は裁判所なる國家機關が天皇の委任に依り他の機關より獨立して「法律」の定むる所に依りて行使するものとす。其「法律」とは帝國

緒論 第一章 司法権の行使

議會の協賛を経て制定せらるゝものなり。

(三) 裁判所の構成即ち組織權限は總て議會の協賛を経て制定せられたる法律を以て定むる所にして、天皇の勅令又は行政機關の命令を以て之を定むることを得ず。行政機關の構成は天皇の勅令を以て定めらるゝも(憲法第十條本文の官制大權)裁判所の構成のみは司法権の獨立を期し裁判の威信を保持する爲右の如き特例に依るものとす(憲法第一〇條但書)。尙司法権の獨立の詳細に付ては憲法の説明を參看すべし。

二 裁判所構成法の地位 右に説明したる裁判所の組織權限を定むる法律の主要なるものは裁判所構成法なり。憲法附屬の法典にして之が改正には議會の協賛の外樞密院の諮詢を要す(樞密院官制第六條三號)。此外民事訴訟法、刑事訴訟法に於て裁判所の管轄、裁判所職員の除斥、忌避等裁判所の組織權限に關する事項を定む。茲に注意すべきは憲法の要求する所は裁判所の構成のみなれども裁判所構成法に於ては裁判所の外、検事局の組織權限をも規

定したることは是れなり。蓋し檢察事務の主要にして人權に影響する所又甚大なること裁判事務と異ならず殊に檢察は裁判權の發動を促し之と密接なる關係あるものなれば裁判所構成法に於て其大綱を規定したるなり。

第二章 裁判所構成法の意義

裁判所構成法とは通常裁判所の組織權限を定めたる法律なり。此の意義を分説すれば

一 裁判所構成法は通常裁判所及其檢察局に關する法律なり 本法に於て裁判所と稱するは通常裁判所の謂ひにして此の通常裁判所に對して特別裁判所なるものあり。特別裁判所は土地の狀況、被告人の身分又は訴訟事件の性質により他の法律を以て夫々其の管轄を定む(第三條、憲法第六〇條)。特別裁判所の種類には(一)陸海軍の軍法會議

(二)朝鮮に於ける裁判所(三)樺太に於ける裁判所(四)臺灣總督府法院(五)關東廳法院(六)南洋廳法院等あり。右の外特別に裁判權を行ふ官署あり。領事官廳、警察官署

の如し。

二 裁判所構成法は裁判所及檢察局の組織を定めたる法律なり 裁判所及檢察局の組織とは裁判所及檢察局は如何なる職員を以て組織せらるるやを云ふ例之區裁判所の職員は判事書記執達吏丁を以て組織するが如し。又其職員の地位資格等は如何との問題をも併せて之を規定す。

三 裁判所構成法は裁判所及檢察局の權限を定めたる法律なり 裁判所及檢察局の權限とは裁判所及檢察局は如何なる國家事務を取扱ふものなるか、各裁判所に事件を分配する標準其の取扱方法等は如何、といふ問題にして本法は各裁判所に付其の權限及權限の執行方法を夫々詳細に規定せり。

本論

第一編 裁判所及檢察局

第一章 裁判所

第一節 裁判所の意義及種類

一 裁判所の意義 裁判所構成法に所謂裁判所とは通常の民事刑事を裁判する國家機關をいふ。

(一) 民事とは民法商法等に定むる私法上の權利關係に付て爲す裁判事件をいふ。例へば貸金事件、手形事件、土地家屋の事件、損害賠償事件、離婚事件の裁判の如き其他非訟事件と稱する登記事務、遺言書檢認の事務、親族會事件、相続の承認放棄に關する事務等多數あり。唯特別の事件例へば特許實用新案商標等に關する事件は主として特許局に於て取扱ひ唯其上告事件は通常裁判所の最高の地位に立つ大審院に於て取扱ふものとす。

(二) 刑事とは刑法其他の刑罰法令に依る科刑を目的とする裁判事件をいふ。例へば殺人事件、放火事件、強盜事件、詐欺事件等の如し。其特別裁判所の權限に屬するもの例へば軍法會議に於て取扱ふ事件を除く事勿論なり。民事刑事以外の事件を取扱ふ行政裁判所、懲戒裁判所の如きは裁判所構成法に所謂裁判所に非ず。

二 裁判所の種類 通常裁判所は其觀察の方面を異にする

に依り種々に區別せらる。今主要なる種別を擧ぐれば左の如し。

(一) 區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院 裁判所構成法第一條に定むる所の區別にして區裁判所を最下級の裁判所、大審院を最上級の裁判所とす。事件の性質種類に依り四階級の裁判所に各種の事件を管轄せしむ例へば比較的輕易迅速を要するものと認めらるる事件を區裁判所に審判せしめ比較的重要な事件を地方裁判所と控訴院に管轄せしめ大審院は最高裁判所として特に重大なる事件及下級裁判所の裁判の當否適否を判定する上告事件を審判するものと爲す。

- (1) 區裁判所 各府縣及北海道、樺太に數個所設けらる。
- (2) 地方裁判所 各府縣及樺太に各一個所北海道に四個所設けらる。
- (3) 控訴院 東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、仙臺(宮城)、函館の七ヶ所あり。

(一) 第一審裁判所、第二審裁判所(控訴裁判所)、第三審裁判所(上告裁判所) 裁判所を審級によりて區別するときは第一審裁判所(區裁判所又は地方裁判所) 第二審裁判所(控訴裁判所、地方裁判所第一審又は控訴院なり) 上告裁判所(常任大審院の三種となす。蓋し裁判所に審級制を認めたるは下級審の過失若くは錯誤を上級審に於て是正せしむるの趣旨なり。第一審及第二審は事實認定及法律適用の總てに付て審理するも上告審にありては民事は法律適用の點に付てのみ、刑事は法律の適用及一定の事實の點に付審理裁判す。

(二) 單獨裁判所と合議裁判所 裁判所は裁判所を組織する判事の員數によりて單獨裁判所と合議裁判所とに區別す。單獨裁判所とは一人の判事を以て組織する裁判所にして區裁判所は之に屬す。合議裁判所とは數人の判事を以て組織する裁判所にして地方裁判所、控訴院、大審院之に屬す。然れども地方裁判所、控訴院及大審院に於ても別段の規定ある場合には一人の判事にて裁

判權を行ふ場合あり例へば豫審の審理裁判は一人の豫審判事之を管掌し、證人の訊問事實取調等を一人の受命判事に於て爲すことあるが如し(刑訴法第二二條、第四八條五項等)。

第二節 裁判所の組織

第一款 總說

裁判所なる語に三様の意義あり。
一 廣義 裁判所なる官署を意味す。裁判所及檢事局を包含す。

二 廣義 憲法上に於ける司法機關を意味す(第四條乃至第六條、第八條第九條)
三 狹義 事件に對し司法權發動の作用をなす裁判所の謂にして廣義の裁判所の部局を指す。即ち單獨裁判所に於ける單獨判事、合議裁判所に於ける部の如し。

第二款 區裁判所

一 職員 區裁判所には左の職員を置く。
(一) 判事 區裁判所は單獨制の裁判所にして裁判權は一

人の判事之を行ふ(第一條) 區裁判所は二人以上の判事

勤務する場合に於ても裁判事務は各一人の判事之を爲す。而して各判事の事務の分配は毎年地方裁判所長豫め之を定む、區裁判所に二人以上の判事あるときは其上級判事を監督判事とし司法行政事務を掌らしむ。

(二) 書記課 書記課は各裁判所に設置せらる(第八條)。書記課は往復會計記録其他裁判所構成法又は他の法律に特定したる事務を行ふ。區裁判所及同檢事局の書記課に於て二人以上の書記あるときは其の一人を監督書記とす。監督書記は各々其上官の命令に服従し書記課の事務を指揮監督す。

(三) 執達吏 區裁判所には一定の執達吏を置く。執達吏は裁判所の發する文書を送達し裁判を執行する機關にして其の他本法又は他の法律に定めたる特別の事務を取扱ふ。執達吏は自ら其の職務を行ふを本則とするも疾病其の他の事由により差支あるときは自己の責任を以て執達吏以外の者(補助者)に其の職務の執行を爲さし

むることを得。

(四) 廷丁 廷丁は司法事務を取扱ふに付ての傭人にして開廷に當り訴訟關係人を呼入れ其の他司法大臣所定の規則に定むる所の事務を取扱ふ。

二 區裁判所出張所 區裁判所の管轄區域内の適當なる場所に區裁判所出張所を設けらる。出張所判事又は裁判所書記の名を以て主として登記事務及調停事件等を處理す(第一七條之二)。通俗に登記所と稱せらるゝは登記事務を取扱ふ出張所の謂ひなり。

第三款 地方裁判所

一 裁判機關 地方裁判所に於て裁判所として現實に裁判權を行ふものは一又は二以上の民事部及刑事部並に豫審判事なり。民事部及刑事部は各三人の判事を以て組織し其の中一人を裁判長とす。即ち第一審の合議裁判所なり。
二 司法行政機關 地方裁判所には地方裁判所長を置き裁判所の一般の事務を指揮し其の行政事務を監督せしむ。所長代理となる者に部長あり。部長は部の事務を監督し

其分配を定む。尙司法大臣は必要と認むるときは地方裁判所に屬する民事又は刑事の事務の一部を取扱ふ爲に裁判所に地方裁判所の支部を開設することを得。部長と裁判長とは同意義に非ず。前者は司法行政事務を管掌する地位なるも後者は各事件に付裁判権を行ふ部の機關なり。兩者同一人なることあるも必ずしも同一人なることを要せず。

三 職員 地方裁判所の職員は判事、裁判所書記及廷丁とす。書記及廷丁の事務は區裁判所に付て述べたるに同じ。書記二名以上あるときは其の一人を監督書記とす。

第四款 控訴院

一 裁判機關 控訴院に於て裁判所として事務を管掌するものは一又は二以上の民事部及刑事部なり。各部共三人の判事を以て組織し其の一人を裁判長とす。但皇族に對する民事訴訟に付ては第一審として三人の判事、第二審として五人の判事を以て組織す。

二 司法行政機關 控訴院長は控訴院の一般の事務を指揮

し其の司法行政事務を監督す。院長代理となる者に部長あること地方裁判所に同じ。

三 書記長以下の職員 書記及廷丁の職務に付ては前述に同じ。但控訴院及大審院には書記長一人を置く。書記長の事務は監督書記に同じ。

第五款 大審院

一 裁判機關 大審院が裁判所として裁判を行ふは一又は二以上の民事部及刑事部に聯合部なり。民事部及刑事部は各五人の判事を以て組織し其の中一人を裁判長とす。聯合部は大審院長の命により臨時に設けらるるものにして、即ち大審院の或部に於て上告事件を審理するに當り同一の法律點に付曾て爲されたる判例と相反する意見あるときは其部は大審院長に報告し院長は事件の性質に従ひ民事部聯合部、刑事部聯合部又は民刑總聯合部をして其事件を審判せしむ。何れの場合に於ても聯合部の判事三分の二以上の列席を以て審理裁判す。尙臨時に豫審判事を設くることあり。

二 司法行政機關 大審院長は大審院の一般事務を指揮し其司法行政事務を監督す。部長あること地方裁判所に同じ。

第三節 裁判所の管轄

裁判所の管轄とは裁判所が民事刑事の事件を處理する職務の範圍を云ふ。裁判所は其の管轄に屬する事務に對してのみ裁判権を行ひ得るを原則とす。裁判所の管轄は(一)法定の管轄(二)指定及移轉の管轄に區別して説明すべし。

第一款 法定の管轄

法定の管轄は更に事物の管轄及土地の管轄に區別す。

第一項 事物の管轄

事物の管轄とは事件の性質によりて定まる裁判所の管轄なり。之を分説すれば左の如し。

一 區裁判所

民事事件に關しては

- (一) 一千圓を超過せざる金額又は價額一千圓を超過せざる物に關する請求(第一四條)
- (二) 價格に拘らず左の訴訟

- (1) 住家及其の他の建物又は其の或部分の受取、明渡、使用、占據若は修繕に關り又は賃借人の家具若は所持品を賃借人の差押へたることに關り賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟。
- (2) 不動産の經界のみに關る訴訟。
- (3) 占有のみに關する訴訟(占有保持の訴、占有保)
- (4) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟。
- (5) 左に掲げたる事項に付旅人と旅店若は飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟。

- (イ) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の運送料。
- (ロ) 旅店若は飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金銭又は有價物。

- (三) 非訟事件 例へば親族會招集、相続人後見人等の選定等其の他登記事務。

(四) 破産事件及和議事件

(五) 各種の調停事件 例へば借地借家調停事件、商事調停事件、金銭債務臨時調停事件。

刑事事件に關しては

(一) 拘留又は科料に該る罪。

(二) 短期一月以上の懲役又は禁錮に該る罪を除く外有期の懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪。

以上は豫審を経ざる事件のみに限る。豫審を経たるものは地方裁判所の管轄に屬す。

二 地方裁判所

民事事件に關しては

(一) 第一審裁判所としては區裁判所の權限又は第三十八條(皇族に關する事件)に定めたる控訴院の權限に屬するものを除き其の他の請求。

(二) 第二審裁判所としては(一)區裁判所の判決に對する控訴(二)區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告。

刑事事件に關しては

(一) 第一審裁判所としては區裁判所の權限並に大審院の特別權限に屬せざる刑事事件。

(二) 第二審裁判所としては(一)區裁判所の判決に對する控訴(二)區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

三 控訴院

民事及刑事事件に關して

(一) 第一審及第二審裁判所としては東京控訴院に於て皇族に對する民事訴訟に付審理裁判す(第三八條)。

(二) 第二審裁判所としては(一)地方裁判所の第一審判決に對する控訴(二)地方裁判所の第一審として爲したる決定及命令に對する法律に定めたる抗告。

四 大審院

(一) 第一審にして且終審裁判所としては刑事に付皇室に對する罪、内亂の罪及皇族の犯したる禁錮以上の事件の裁判を爲す。

(一) 終審としては

(1) 上告 上告には地方裁判所及控訴院の第二審判決又は區裁判所若しくは地方裁判所の第一審判決に對する上告あり。

(2) 地方裁判所の第二審として爲したる決定及命令、控訴院の決定及命令に對する法律に定めたる抗告。

(3) 地方裁判所又は區裁判所の爲したる上告棄却の決定に對する抗告。

(三) 聯合裁判 大審院の或部にて上告事件を審理したる後法律の同一の點に付會て一若しくは二以上の部に於て爲したる判決と相反する意見ありたるときは之を大審院長に報告し大審院長は其の事件の性質に從ひ民事の總部若しくは刑事の總部又は民事刑事總聯合部の組織を命じて再び審問し及裁判せしむ。

大審院判例 大審院が法律點に付表したる意見は其訴訟一切の事に付當然下級裁判所を羈束す(第四八條)。而して其訴訟に非ざるも同一性質の事件

本論 第一編 裁判所及檢事局 第一章 裁判所

第三節 裁判の管轄

に付ては實際上下級裁判所は總て大審院判例に則りて裁判す。

第二項 土地の管轄

土地の管轄とは各裁判所が其の裁判權を行使する範圍を裁判所の管轄區域の方面より定めたる語なり。即ち裁判所は自己の管轄區域内に發生したる事件其他其區域と一定の關係ある事件を審判す。訴訟法に於ては之を人即ち其の裁判所に於て裁判を受くる者(刑事ならば被告人)の方面より觀察して裁判籍といふことあり。詳細は民事訴訟法刑事訴訟法の解釋に譲る。

第二款 指定及移轉の管轄

一 指定管轄 民事事件に付法律上管轄權を有する裁判所が裁判權を行ふ能はざるか又管轄の不明なる場合に管轄指定の問題を生ず。其の場合左の如し(刑事事件に付ては刑事訴訟法の適用なし)。

(一) 權限ある裁判所に於て法律上の理由(刑事の除外)若しくは特別の事情(天災地)により裁判權を行ふことを得ず且

本法第十三條により之に代るべきことを定めたる裁判所亦同様の事由ありて裁判を行ふことを得るとき。

(一) 裁判所管轄區域の境界明確ならざるが爲め管轄裁判所が定まらざるとき。

以上の場合に於て訴訟關係人が適法なる管轄指定の裁判を申請するときは關係ある各裁判所を併せて之を管轄する直近上級の裁判所は管轄裁判所を指定すべきものとす。併せて管轄する直近上級裁判所とは例へば東京地方裁判所と千葉地方裁判所が關係ある裁判所なるときは東京控訴院、大阪區裁判所と長崎區裁判所とが關係裁判所なるときは其管轄地方裁判所及控訴院を異にするが故に大審院を指すが如し。

二 移轉管轄

(一) 民事訴訟の場合に於ては當事者の便益を計り當事者の合意あれば法律上管轄權を有せざる地の裁判所を管轄裁判所として選定することを得せしむ。但第一審裁判所に限る。之を合意管轄と稱す。又被告が管轄違

の申立を爲さずして本案に付口頭辯論をなし又は準備手續に於て申述を爲すときは管轄に付合意を爲したるものと看做す(民事訴訟法第二五條乃至第二七條)。

(二) 刑事訴訟に於ては合意管轄なるものなし。刑事訴訟上管轄の移轉は當該事件の管轄は明白にして裁判すること能はざるに非ざるも便宜上他の裁判所に移轉するを可とすべき場合なり。即ち(一)の一の場合

(二)公安の爲めにする場合(被告の身分、地方の民心、犯罪の重大なる否、被告の身
心訴訟の機微等により裁判の公平を維持すること能はざる處あるとき)
(三)嫌疑の爲めにする場合(被告の身分、地方の民心、犯罪の重大なる否、被告の身
心訴訟の機微等により裁判の公平を維持すること能はざる處あるとき)
に上級裁判所の裁判を以て管轄裁判所より事件を他の裁判所に移すものなり(刑訴法第一六條以下)。

第二章 検事局

第一節 検事局の地位

一 検事局の意義 検事局とは検事の事務所をいふ。其本體は裁判所といふが如き官廳に非ずして單に検事が職務

を執行する中樞となるべき事務所に過ぎず。蓋し検事局

は全國各裁判所に附置せらるるも各検事局相合して一體として存在し其長官を司法大臣と上命下從の關係に於て一體を爲すものなればなり。唯裁判所構成法の法文には便宜上検事局を以て一の官廳と同一視し検事局の事務、検事局の官吏、検事局の共助なる語を用ひたり。

二 検事局と裁判所との關係 検事局は各裁判所に附置せらる。附置せらるるとは裁判所を設けたる所には必ず検事局を置くといふに過ぎずして検事局を以て裁判所の附屬官廳と爲すの謂ひに非ず。検事局正確に言へば検事は裁判所に對し獨立して其職務を行ふものなりと同時に検事は如何なる方法を以てするも裁判所の裁判事務に干渉し

又は裁判事務を取扱ふことを得ざるものとす(第八一條)。
有形的には裁判所の廳舎と検事局の廳舎と同一場所に置かるるを通例とするも法律上兩者は全然別個の存在を有するものなり。

三 検事局の管轄 其附置せられたる裁判所の管轄に

本論 第一編 裁判所及検事局 第二章 検事局 第二節 検事局の組織

同じ。

第二節 検事局の組織

一 各検事局 検事局は其附置せられたる裁判所の級位に應じ區裁判所検事局、地方裁判所検事局、控訴院検事局、大審院検事局の四種あり。何れも相應なる員數の検事を置く。検事の事務を補助する爲書記課を置くことを得べく又検事の補助機關として司法警察官吏あり。

(一) 検事 大審院検事局には検事總長、各控訴院検事局には検事長、各地方裁判所には検事正を置き各検事局の事務及管内下級検事の事務を指揮せしむ。區裁判所検事局には裁判所構成法上の長なきも検事二人を置きたる検事局には官等高き検事を上席検事とし、検事正の命の下に下級検事を指揮するを實際とす。

(二) 書記 往復、會計、記録其他の事務を取扱ふ爲検事局書記課を設け之に相應員數の書記を配置することを得。二人以上の書記を置きたるときは上席の書記を監督書記とすること裁判所の書記課に同じ。

三 司法警察官吏 司法警察官吏は検事の職務上の命令及其上官（司法大臣）の命令に服従し刑事訴訟法等に定むる職務を行ふべきものとす（第八四條）。詳細は刑事訴訟法の説明に譲る。

二 検事同一體の原則 検事は單獨制の官廳にして數人の検事を置きたる検事局に在りても各検事が其検事局を代表して其職務を行ふものなり。而して其職務を行ふには常に上官（司法大臣）の指揮命令に従ふべきものにして上級検事は下級検事の事務の分配を定め及之を變更し或は自ら下級検事の事務を取扱ひ或は甲検事の取扱ひつゝある事務を乙の検事に移す等の權を有し（第八三條）、從て検事は全國に亙り上命下從の關係に於て統一せられて一體を成すものとす。之を檢事同一體の原則といふ。判事は司法權の獨立と稱し裁判其のものに付ては一切身分上の上官其他何人の指揮命令をも受けざるものなるに對比し前述の如く特に檢事同一體の原則と稱せらるゝものなり。

三 檢事の代理 區裁判所檢事局の事務は事件の性質さまで重大ならざるを以て經費等の都合上專任檢事を置かずして他の區裁判所檢事局の檢事をして兼務せしむるの外時として其地の警察官、憲兵將校下士又は林務官をして檢事の事務を取扱はしむることを得。又司法大臣は區裁判所判事、試補若は市町村長をして檢事を代理せしむることを得（第一八條）。

右の外何れの裁判所の檢事局に於ても檢事悉く差支ありて或事件を取扱ふことを得ざる場合に於て裁判所長其事件納獲すべからざるものと認むるときは判事に檢事の代理を命じ其事件を處理せしむることを得（第六四條）。

第三節 檢事の職務

檢事の職務は裁判所構成法第六條に其大要を定む。即ち左の如し。

一 公訴の實行者としての職務 公訴の提起實行は檢事の重要な職務なり。即ち犯罪ありと思料するときは犯人及證據を捜査し起訴不起訴を決し公判に立會ひ被告事件を

陳述し證據調に關し事實及法律の適用に付意見を陳述し裁判に不服あるときは上訴の申立を爲し裁判の執行を指揮す其の他決定命令（勾引狀留置狀等）の執行をも指揮す。

二 公益の代表者としての職務 檢事は公益の代表者として再審の請求非常上告の申立を爲し執行猶豫取消の請求累犯發見による加重刑確定の請求をなし或は必要に應じ公判廷に於て無罪の辯論を爲し又被告人の無罪を主張して上訴を爲すことを得其他判事、辯護士に對し懲戒、訴追、辯護士會の監督、恩赦の申立又は禁治産宣告、會社解散の請求等民法商法等に定めたる諸般の職務を行ふ。

三 民事事件に關する職務 民事事件に於ても必要なりと認めたるときは通知を求め又は裁判所の通知により法廷に立會又は立會はずして其の意見を述ぶることを得。

第二編 裁判所及檢事局の官吏

第一章 總說

一 判檢事 判事は憲法に所謂裁判官にして裁判所に於て

本論 第二編 裁判所及檢事局の官吏 第一章 總說

最も重要な地位を有するものとす（憲法第五八條）。故に判事たる資格に關しては一定の學識經驗を有し且其の品性に於ても亦特に高潔なることを要す。

檢事に付ては憲法上に於て別に規定する所なきも其の任務たるや國家の公訴權を行使し裁判の執行を指揮監督する等の任を有するが故に是も亦判事と同様學識經驗及品性等に於て完全ならざるべからず。是れ本法に於て其の資格に付特に規定を設くる所以なり。

判事又は檢事に任ぜらるるには原則として高等試驗令に定むる司法科の競争試験に及第することを要す（第五七條）

二 司法官試験 試験は第一回及第二回に區別し第一回試験に及第したる者は第二回試験を受くる前試補として裁判所及檢事局に於て一年半以上の實地修習をなすことを要す（第五八條）。

（一）試補は司法大臣の命に依り區裁判所檢事局に於て檢事代理と爲ることを得。又臨時書記の事務取扱を命ぜらるることあり（第九三條）。

(一) 一年以上修習を爲したる試補は指導判事の命に依り區裁判所に於て或司法事務の取扱を命ぜらるることあり(第六一條)。

三 職備判事 試補にして司法大臣より罷免せらるることなく一年半の修習を終り考試に合格したるときは判事又は檢事に任ぜらる。而して定員令の範圍に於て適當の關位あるときは直に區裁判所又は地方裁判所の判事若は檢事と爲るも其關位なきときは豫備判事若は豫備檢事として其裁判所又は檢事局に勤務し判事若は檢事の代理を命ぜらるるものとす(第六三條、第六四條)。

第二章 判事

判事は親任勅任又は委任とし其の任官を終身とす。大審院長は親任判事を以て之を親補す。控訴院長及大審院の部長は司法大臣の上奏により勅任判事より之を補す。其の他の判事は勅任又は委任とす。判事は刑法の宣告又は懲戒處分に依るの外其の職を免ぜらるることなし(憲法第五八條)。

又其の意に反して轉官、轉所、停職又は減俸せらるることなし。但多少の例外あり(第七三條乃至第七五條)。判事は終身官なりと云ふも大審院長は六十五歳其の他の判事は六十三歳に達したるときは退職とす(第七三條の二)。斯く其の地位を鞏固にし安じて其の職務に従事し得るを保障したるは内外の干渉を排斥し公明正大なる裁判を爲すことを得せしめんが爲めなり。

第三章 檢事

檢事は親任若くは勅任又は委任とし檢事總長は親任檢事を以て之を親補し、檢事長は司法大臣の上奏により勅任檢事の中より之を補し其の他の檢事の職は勅任又は委任とす(第七九條)。

檢事は司法行政事務を執行する行政官にして裁判官にあらざるが故に判事の如き憲法上の保障を受けざるも一般文官と同一に看做すべからず。即ち本法に於て檢事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非ざれば其の意に反し之を免

職することなし(第八〇條)と規定し其の地位を確保したり但轉官轉所停職又は減俸に付ては判事の如き法律上の保障なきものとす。又判事と同様停年制の定めあり。

第四章 裁判所書記

書記は司法大臣之を任じ及之を補す。但其任官補職は之を大審院長、檢事總長、控訴院長、檢事長、地方裁判所長、檢事正に委任するを妨げず。書記長は委任にして書記は判任なり。書記に任ぜらるるには裁判所書記登用試験に及第したるものなることを要す。但特別任用令に依り司法省又は裁判所及檢事局に於て五年以上雇を奉職したる者より採用することを得(第八八條、第八九條)。書記は上官の命令に従ふべきものとす但判事又は檢事の命令にして口述の書取又は書類記録の調製若くは變更が正當ならずと認むるときは書記は自己の意見を記して之に添ふることを得(第九一條)。

第五章 通譯官執達吏及廷丁

本論 第二編 裁判所及檢事局の官吏 第四章 裁判所書記 第五章 通譯官執達吏 一五

一 通譯官 外國語の通譯を要する裁判所及檢事局に通譯官を置くことを得(第八三條三項)。

二 執達吏 執達吏は司法大臣之を任じ及之を補するを原則とし司法大臣は地方裁判所長に其の管轄區域内の裁判所の執達吏を任じ及び補するの權を委任することを得るものとす。

執達吏たらんとする者は其の任命前少くとも六ヶ月間は區裁判所に於て主として執達吏の職務を修習し傍ら書記の職務を修習するを要す。但裁判所書記は職務修習を要せず直に執達吏に任ぜらるるを得。試験を要する者は右修習後筆記口述二種の試験を受けざるべからず。

三 廷丁 廷丁は大審院、控訴院及地方裁判所に於ては各裁判所長、區裁判所に於ては地方裁判所長之を雇ひ又は解雇するものとす(第一〇一條)。

第三編 司法事務の取扱

第一章 法廷

一 開庭 開廷とは民事刑事の訴訟を審理判決する爲めに法廷を開くを謂にして判事、検事、書記並に當事者、其代理人、辯護人等出廷して審判を爲すを謂ふ。尙廷丁者は警察官も在廷するものとす。

検事は刑事事件に關して原告官なれば常に出席すべき性質のものなれども民事事件に關しては特別の場合の外立會はざるを通常とす。開廷は裁判所又は支部に於て之を爲すを原則とす(第一〇三條)。

二 審議指揮權 開廷中訴訟審問の上席となり及び之を指揮する權は合議裁判所に於ては開廷をなしたる裁判長に屬し區裁判所に於ては開廷をなしたる單獨判事に屬す。

三 公開 開廷は之を公開するを原則とす。蓋し裁判の公平を維持せんとの趣旨に外ならず(憲法第五七條)。但し安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依り又は裁判

所の決議を以て對審の公開を停むることを得。茲に公開とは法廷の出入を自由にして隨意に審判を傍聽するを得せしむるの謂なり。

裁判所に於て對審の公開を停むる決議をなしたるときは其の決議は理由と共に公衆を退かしむる前之を言渡すものとす。此の場合に於ても判決を言渡すときは再び公衆を入廷せしむべきなり(第一〇五條)

第二章 法廷警察權

法廷中の秩序を維持する權を法廷警察權と謂ふ。法廷警察權は訴訟指揮の權を有する者即ち裁判長又は開廷を爲したる單獨判事之を行ふ(第一〇八條)。其の權能左の如し。

一 婦女兒童及び相當なる衣服を着せざる者を法廷より退去せしむることを得。

二 審問を妨ぐる者又は不當の行狀を爲す者を法廷より退かしむるの權を有す。又違反者の行狀に因り之を勾引し閉廷のとき迄之を勾留することを得。又五日以内の拘留

又は五圓以下の罰金に處することを得。此の處罰に對しては上告を許し控訴を許さず。違反者原告なるときは裁判所は右處罰をなしたるときと雖も仍ほ本人が宥恕を請ふか又は恭順を表して不敬の罪を謝するまで其の審問を中止することを得。

三 不當の言語を用ふる辯護士に對し其の事件に付引續き陳述するの權を行ふことを禁ずることを得。

第三章 裁判所の用語

裁判所に於ては日本語を用ふべきものとす。訴訟當事者證人又は鑑定人の中日本語に通ぜざるものあるときは訴訟法の定むる所により通事を用ゆるものとす(第一二五條)。訴訟法の規定を見るに刑事訴訟法第二三三二條には國語に通ぜざる者をして陳述を爲さしむる爲め通事をして通譯を爲さしむることを得難者若くは啞者に對しても同然なりとす(刑訴法第二三三條)。國語に非ざる文字又は符號は之を翻譯せしむることを得(刑訴法第二三四條)。民事訴訟法に於ても辯論に

與る者日本語に通ぜず若くは啞者又は啞者に對して通事を
用ふることを得る旨を規定せり(民事訴訟法第一二五條同第一二六條)。

第四章 裁判所の評議及言渡

一 評議の意義 判事は民事刑事の事件を審判するに當り他の拘束を受くることなし。從て單獨判事に在りては専ら自己の意見によりて其事件を審判すべきなり。然れども合議裁判所に於ては三人又は五人の判事を以て裁判所を構成する結果として各判事の一個の意見を以ては未だ裁判をなす能はず茲に於てか合議體の意思を決定せしむるの方法を設けざるべからず之を評議(合議)と云ふ。

二 評議の方法 裁判所の合議即ち判事の評議は之を公行せず。其の合議を開き之を整理する者を裁判長とす。其の評議の順末並に各判事の意見及多少の數に付ては嚴に秘密を守ることが要す。但し豫備判事及試補の傍聽を許すことを得べし。

評議の際各判事意見を述ぶるの順序は官等最も低き者を

始めとし裁判長を終とす。官等同じきときは年少者を始めとし受命の事件に付ては受命判事を始めとす。裁判は過半数の意見により決す。金額に付判事の意見三説以上に分れ其の説各過半数に至らざるときは過半数に至るまで最多額の意見より順次算額に合算す。刑事に付其の意見三説以上に分れ各過半数に至らざるときは過半数に至るまで被告人に不利なる意見より順次利益なる意見に合算す。四日以上引續くべき見込なる刑事の審問に於て裁判長は補充判事一人を命じ之を立會はしむることを得。此の補充判事は其の審問中或判事の疾病其の他の事故により引續き參與すること能はざる場合に之に代り審問裁判を完結するの權を有す(第二〇條)。

第五章 裁判所及検事局の

事務章程

事務章程とは裁判所及検事局の事務取扱に關する規則をいふ。此規則は司法大臣の定むべきものにして控訴院長及

検事長は此の規則により各自管轄區域内の裁判所及検事局に對して事務の一般の取扱に關し成るべく統一を旨とし殊に裁判所及び検事局の開廳時間及び開廷の時日に付訓令を發すべきものとす。又大審院は自ら其の事務章程を定む。但之を實施する前司法大臣の認可を受くべきなり(第二五條)。

第六章 司法年度

司法年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終るものとす(第二六條)。司法年度を設くるは一年を事務の經過に於て區劃し簿冊、記録、會計の管掌等を更新して事務取扱及び進行に便利ならしむるものなり。

第七章 法律上の共助

裁判所は訴訟法又は特別法の定むる所により互に法律上の補助をなす之を共助と云ふ。共助は別ちて三となす。即ち通常裁判所間の共助、書記課の共助及検事局間の共助な

りとす。

一 裁判所相互間の共助 此の共助は特別の規定ある場合を除くの外所要事務を取扱ふ地の區裁判所に於て之を爲す(第一三一條)。

二 検事局相互間の共助 各自の管轄區域内に於て取扱ふ事務に付互に共助を爲す(第一三二條)。

三 書記課相互間の共助 其の權限内の事件又は其の配下の執達吏の權限内の事件に付互に共助をなす(第一三三條)。法律上の共助事項は民事訴訟法及刑事訴訟法に定むる所なるも検事局と裁判所との間には互に事務の補助をなすことなきを本則とす但刑事訴訟法には特別の規定あり。即ち裁判所は審理上必要あるときは検事局に對し或事項の報告を求むることを得。

單に共助と云ふときは常に裁判所間の共助のみならず實際相互間の共助をも包含すべし。然れども茲に共助と稱するは單に裁判所間即ち司法機關相互間の共助のみを指稱するなり。

第四編 司法行政の職務及監督權

司法事務と司法行政事務とは全然其の性質を異にす。司法事務は裁判をなすの行爲にして大臣上官其の他何人よりも指揮命令を受くることなく絕對に他の干渉を受けざるも司法行政事務は裁判事務に關する行政事務を謂ふ。例之廳舎の修繕、會計、職員の任免進退、人員の配置等の如く判事の裁判權行使の準備となり之を補助し容易ならしむる事務を謂ふ。裁判官の上命下從の關係は唯單に司法行政事務の上より見たる關係に於てのみ存するものにして事件に付裁判を爲すに當りては一切上官下官の關係なきものとす。検事は裁判官にあらざるも検事其の職權上に於て獨立して爲したる事項は外部に對して效力を生ずるは勿論なり唯其の検事局内部の關係に於ては其の執務上一切の行爲に關し上官の命令に服従すべきものとす。若し検事が上官の命令に違背して或る行爲をなしたるときも其の行爲は外部に

始めとし裁判長を終とす。官等同じきときは年少者を始めとし受命の事件に付ては受命判事を始めとす。裁判は過半数の意見により決す。金額に付判事の意見三説以上に分れ其の説各過半数に至らざるときは過半数に至るまで最多額の意見より順次寡額に合算す。刑事に付其の意見三説以上に分れ各過半数に至らざるときは過半数に至るまで被告人に不利なる意見より順次利益なる意見に合算す。四日以上引續くべき見込なる刑事の審問に於て裁判長は補充判事一人を命じ之を立會はしむることを得。此の補充判事は其の審問中或判事の疾病其の他の事故により引續き參與すること能はざる場合に之に代り審問裁判を完結するの權を有す(第二〇條)。

第五章 裁判所及検事局の

事務章程

事務章程とは裁判所及検事局の事務取扱に關する規則をいふ。此規則は司法大臣の定むべきものにして控訴院長及

検事長は此の規則により各自管轄區域内の裁判所及検事局に對して事務の一般の取扱に關し成るべく統一を旨とし殊に裁判所及び検事局の開庭時間及び開庭の時日に付訓令を發すべきものとす。又大審院は自ら其の事務章程を定む。但之を實施する前司法大臣の認可を受くべきなり(第二五條)。

第六章 司法年度

司法年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終るものとす(第二六條)。司法年度を設くるは一年を事務の經過に於て區劃し簿册、記録、會計の管掌等を更新して事務取扱及び進行に便利ならしむるものなり。

第七章 法律上の共助

裁判所は訴訟法又は特別法の定むる所により互に法律上の補助をなす之を共助と云ふ。共助は別ちて三となす。即ち通常裁判所間の共助、書記課の共助及検事局間の共助な

りとす。

一 裁判所相互間の共助 此の共助は特別の規定ある場合を除くの外所要事務を取扱ふ地の區裁判所に於て之を爲す(第一三一條)。

二 検事局相互間の共助 各自の管轄區域内に於て取扱ふ事務に付互に共助を爲す(第一三二條)。

三 書記課相互間の共助 其の權限内の事件又は其の配下の執達吏の權限内の事件に付互に共助をなす(第一三三條)。法律上の共助事項は民事訴訟法及刑事訴訟法に定むる所なるも検事局と裁判所との間には互に事務の補助をなすことなきを本則とす但刑事訴訟法には特別の規定あり。即ち裁判所は審理上必要あるときは検事局に對し或事項の報告を求むることを得。

單に共助と云ふときは常に裁判所間の共助のみならず實際相互間の共助をも包含すべし。然れども茲に共助と稱するは單に裁判所間即ち司法機關相互間の共助のみを指稱するなり。

第四編 司法行政の職務及

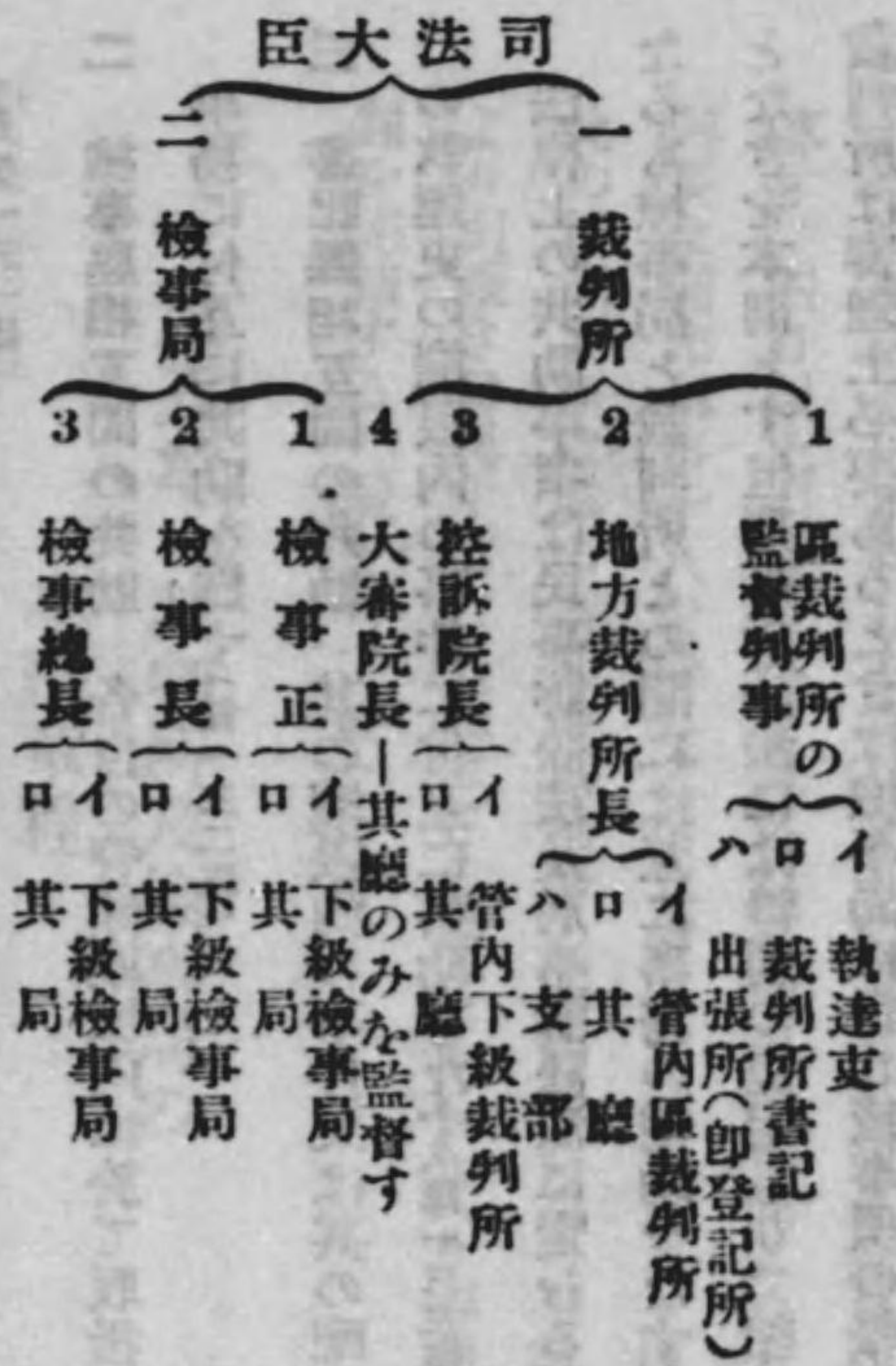
監督權

司法事務と司法行政事務とは全然其の性質を異にす。司法事務は裁判をなすの行爲にして大臣上官其の他何人よりも指揮命令を受くることなく絕對に他の干渉を受けざるも司法行政事務は裁判事務に關する行政事務を謂ふ。例之廳舎の修繕、會計、職員の任免進退、人員の配置等の如く判事の裁判權行使の準備となり之を補助し容易ならしむる事務を謂ふ。裁判官の命令下従の關係は唯單に司法行政事務の上より見たる關係に於てのみ存するものにして事件に付裁判を爲すに當りては一切上官下官の關係なきものとす。

検事は裁判官にあらざるも檢察其の職權上に於て獨立して爲したる事項は外部に對して效力を生ずるは勿論なり唯其の検事局内部の關係に於ては其の執務上一切の行爲に關し上官の命令に服従すべきものとす。若し檢察が上官の命令に違背して或る行爲をなしたるときも其の行爲は外部に

對しては完全に有效なり。但し之が爲め職務違背に付懲戒
其の他官吏法上の責任を免れざるものとす。

一 監督順序 司法行政の最高機關は司法大臣なり司法
大臣の下に各裁判所各検事局の監督順序は左表の如
し。



區裁判所判事一人のみにて監督判事なきときは其の一人
の判事が監督判事を行ふべき司法行政事務を行ふ。
二 監督の内容 監督の内容左の如し。

- 一 官吏不適當又は不充分に取扱ひたる事務に付其の注意
を促し並に適當に事務を取扱ふことを訓令すること。
- 二 官吏の職務上と否とに拘はらず其の地位に不相應なる
行狀に付之に諭告すること、但此の諭告を爲す前其官吏
をして辯明をなすことを得せしむべきなり。
- 三 其の他一般官吏服務紀律に反するときは法律の定むる
所に從ひ之を懲戒することを得。

—(終)—

發行所

電話神田二三一〇番
振替東京二一九四番

松華堂書店

東京市神田區錦町一丁目十四番地

印刷者 菊地新吾

東京市神田區西神田二丁目三番地

發行者 横尾留治

東京市神田區錦町一丁目十四番地

編輯者 松華堂編輯部

定價金三圓三十錢

新書發售會典附

昭和十九年	昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	昭和十五年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日	二十六日
印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行	印刷發行

(印刷所印刷陽東)

全圖警察練習所普通生・特別訓練生用教科書

<p>原四 日本警察史(全) 山元一雄著 菊列五〇〇頁 定價一圓六十五錢</p>	<p>原十 搜查學大要(全) 南波幸三郎著 菊列四五〇頁 定價一圓八十錢</p>	<p>原十 本位警察實務講話 關誠太郎著 四六列四五〇頁 定價一圓三十錢</p>	<p>原四 增訂警察實務全書 關誠太郎著 菊列二〇〇頁 定價一圓五錢</p>	<p>原七 新警察練習書 柏倉光三 共著 城南隆士 菊列一四〇〇頁 定價三圓三十錢</p>	<p>原十 警察教科書 松華堂編輯部編 菊列一〇〇〇頁 定價二圓七十五錢</p>	<p>原五 註釋警務全書 松華堂編纂 菊列一三〇〇頁 定價三圓</p>	<p>原七 刑法フリント 法學博士 泉二新熊著 菊列二七〇頁 定價二圓</p>	<p>原六 法醫學大意 三田定則著 菊列三〇〇頁 定價三圓</p>	<p>原六 刑法網要(各論) 大竹武七郎著 菊列六五〇頁 定價三圓八十錢</p>	<p>原八 刑事訴訟法網要 古田正武著 菊列三五〇頁 定價二圓</p>	<p>原五 警察法要論 田村豊著 菊列三三〇頁 定價一圓八十錢</p>	<p>原八 民法概論 鈴木壽男著 菊列四〇〇頁 定價二圓五十錢</p>	<p>原六 實験犯罪搜查 清水敏平著 菊列三〇〇頁 定價一圓八十錢</p>
--	--	--	--	---	--	---	---	---	--	---	---	---	---

東京 神田 一丁目 四十四番 松華堂書店 振替 東京 九一四

